

第八十四回国会 参議院大蔵委員会会議録第四号

昭和五十三年二月二十八日(火曜日)
午後三時八分開会

委員の異動

二月十五日

辞任

藤川 一秋君
高平 公友君
丸谷 金保君
矢追 秀彦君

補欠選任

戸塚 進也君
宮田 輝君
吉田忠三郎君
多田 省吾君

二月二十八日

辞任

藤井 裕久君
松垣徳太郎君
中村 利次君

補欠選任

真鍋 賢二君
降矢 敬雄君
柳澤 鍊造君

出席者は左のとおり。

委員長

嶋崎 均君

委員

藤田 正明君
細川 護熙君
福岡 知之君
堀出 啓典君
岩動 道行君
糸山英太郎君
梶木 又三君
河本嘉久蔵君
戸塚 進也君
中西 一郎君
降矢 敬雄君
真鍋 賢二君
宮田 輝君
龜山 篤君
竹田 四郎君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

経済企画庁調整局審議官
大蔵政務次官
大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省関税局長

大蔵省銀行局長

国税庁関税部長

資源エネルギー庁石油部長

常任委員会専門員

経済企画庁物産局審議官

外務省経済局外務参事官

水産庁漁政部長

通商産業省通商政策局国際経済部通商関税課長

矢田部 理君

吉田忠三郎君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

佐藤 昭夫君

渡辺 武君

柳澤 鍊造君

市川 房枝君

野末 陳平君

村山 達雄君

澤野 潤君

井上 吉夫君

福田 幸弘君

禿河 徹映君

戸塚 若夫君

徳田 博美君

矢島錦一郎君

古田 徳昌君

杉本 金馬君

下山 修二君

羽澄 光彦君

黒木 敏郎君

宇田川治宣君

本日の会議に付した案件

○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、藤川一秋君、高平公友君、矢追秀彦君及び丸谷金保君が委員を辞任され、その補欠として戸塚進也君、宮田輝君、多田省吾君及び吉田忠三郎君がそれぞれ選任されました。

また本日、中村利次君及び藤井裕久君が委員を辞任され、その補欠として柳澤鍊造君及び真鍋賢二君が選任されました。

○委員長(嶋崎均君) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村山大蔵大臣。

○国務大臣(村山達雄君) ただいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の改正を行うものとしてあります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御

説明申し上げます。

第一は、東京ラウンド妥結前の関税の一括引き下げであります。

御承知のように、東京ラウンド交渉は、関税の引き下げや非関税障壁の軽減撤廃を通じて世界貿易の拡大と自由貿易体制の維持を図ることを目的として、目下本格的交渉の段階に入っておりますが、わが国はこれに積極的に取り組んでいるところであります。

政府は、かかる東京ラウンド交渉の妥結促進を通じて保護貿易主義の高まりを抑え、同時に、わが国の輸入の増大に資するため、同交渉の妥結前に、乗用自動車等百二十四品目について関税率の引き下げを行うこととしていたしております。

また、この関税率の引き下げ措置による不測の影響に機動的に対処するため、本措置により特定の貨物の輸入が増加し、国内産業が相当な損害を受け、または受けるおそれがある場合は、政令で貨物を指定し、この引き下げ措置を停止することができるといたしております。

なお、これらの改正事項の施行期日については、東京ラウンドが本格化しているこの段階において、交渉の妥結促進を図ろうとするわが国の姿勢を具体的に示すとともに、輸入の増大に資するという所期の目的をできるだけ速やかに達成するため、他の改正事項に先立ち、改正法の公布の日から施行することとしております。

第二は、原油関税の改正であります。

政府は別途御審議をお願いいたします石油税法案により石油税を創設し、石油対策の財源を拡充することとしておりますが、これに伴い、原油関税について、その税率を現行の一キロリットル当たり七百五十円から六百四十円に引き下げることとし、重油関税の一次税率についても、これに見合う引き下げを行うこととしていたしております。

また、比重の高い原油のうち、石油の安定的な供給の確保を図るため特に必要があるものとして政令で定めるものについて、国内への引き取りの円滑化に資するため、その関税率を暫定的に一キロリットル当たり百四十円軽減することとしたしております。

なお、これらの改正に伴い、石油化学製品製造用原油等に係る関税の減税、還付制度につき減税、還付率の調整を行うこととしたしております。

第三は、その他の関税率等の改正であります。まず、最近における産業の状況等を勘案して、以下の三つの措置を講ずることとしております。

その一は、麦芽について関税割当制度の一次税率を一〇％から五％に引き下げるとともに、二次税率を一キログラム当たり二十円から三十円に引き上げることとしております。

その二は、アルミニウムの塊を新たに関税割り当て制度の対象として、割り当てに係る数量に適用される関税率を現行の九％から五・五％に引き下げることとしております。

その三は、鉛の塊の無税点を精製鉛の場合一キログラム当たり百五十円から百四十円に引き上げることとしたしております。

次に、昭和五十三年三月三十一日に適用期限の到来する大豆、トウモロコシ等七百六十六品目の暫定税率の適用期限を一年間延長するとともに、給食用脱脂粉乳の免税等各種の減免税制度について、適用期限をさらに三年間延長する等所要の改正を行うこととしております。

また、今回の関税率の引き下げ及び別途御審議をお願いいたします酒税法の改正等に伴い、入国者が携帯して輸入するアルコール飲料に対する簡易税率表につき、所要の改正を行うこととしております。

このほか、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約で定められている品目分類の国際的基準が改正されたことに伴い、関税率表についても所要の調整を行うこととしたしております。

以上、この法律案につきまして、提案の理由及びその概要を申し述べました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(嶋崎均吉) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○橋山篤君 ただいま一般的改正の説明を受けたわけですが、本格的なガットの交渉を前にして、これだけの、百数十項目について前倒しを行うわけですが、その政治的な特徴と言いますか、あるいはこの品目の中を一覧をしておきまされども、経済的な分野から言ってどういう特徴があるのか、もう少し突っ込んだ説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) このおれいとしたしますところは、御案内のように、一方におきまして最近におきまして経常収支の国際的不均衡、こういうことから非常に保護主義的な高まりがあるわけがございます。自由貿易体制を基本といたしますわが国にとりましては、これに対して大いに警戒的でないならぬと思ひます。

一方、東京ラウンドの問題は、その後石油ショックあるいはアメリカにおけるいろいろな問題がございますが、わが国はホスト役を務めておったわけでございます。その意味で、その面からいまして、この東京ラウンドのこれからの成功が望まれるわけでございますので、そういうねらいを持ちまして、率先して東京ラウンドの前倒しをやることによりまして経常収支の均衡、特に輸入の拡大、こういうものを通じまして保護主義的な高まりを抑えようと、東京ラウンドについてわが国が積極的な役割を果たしたい、かように考えておるわけでございます。

選びました品目につきましては、詳しくは後ほど必要に応じて関税局長からお答えいたしますが、わが国が大体国際競争力を持っておる物、あるいは実際に必要とする以上に現在張ってある

関税率が高いという物で、しかも国際的関心の強い物を品目に選んだわけでございます。ただし、その中で中小企業製品であるとか、あるいは構造不況業種に属する品目につきましては、これを避けるように努めました。

以上の措置によりまして、さきに申しましたようなわが国に打撃を与えないで、しかも今後必要とするわが国の姿勢を示してまいりたい、こういう意味で提案いたしましたわけでございます。

○橋山篤君 最近、ECにしろアメリカにしろ、いろいろな代表が日本に来ていろいろな通商の相談をして帰っているわけですが、せっかくのこの前倒しに対するアメリカあるいはECの印象、態度というもののについて、印象ですから感觸以上には出ないと思ひますけれども、ごく最近の状況をひとつ明らかにしてもらいたい。

しかしその場合に、われわれが聞いております情報、ニュースなどから見ても、前倒しの話もさることながら、いずれのブロックからも具体的な物品を指定をして、購入の量、輸入の量を拡大しようという主張の方が非常に強いやに見るわけですね。そうしますと、この前倒しの政治的影響と言ひますか効果と言ひますか、そういうものについて非常に懸念をするわけです。あわせてその点も明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(戸塚若夫君) 関税前倒し引き下げに対する各国の評価でございますが、ストラウスというアメリカの通商代表大使、御存じだと思いますが、去る二月の上院の財政委員会公聴会で、わが国が非常に経済困難な状況のもとでこういう措置をとったということについて、大変評価した発言をしております。

またECでございますが、先日、ECのメイネルという局長が来日したんでありますが、やはり同様に、この前倒しをやっていくということについて日本の積極的なMTN、東京ラウンドに対する姿勢の具現として評価しております。

で、いろいろ具体的な関心のある品目についてアメリカなりECなりが言っているのではないかと

というお尋ねでございますが、関税の前倒しそのものについて追加をしてくれとかいうような趣旨の話は出ておりません。東京ラウンド全体の中でこういう品目についてデーパーにカットをしてくれというような要望は聞いておりますが、この前倒しの中にさらに入れてほしいという話はアメリカからもECからも具体的に出ていないわけではございません。

○橋山篤君 感觸ですけれどもそれ以上のことは無理だろうと思ひますが、ただこういうことは言えるんじゃないかと思ふんですね。アメリカ・ブロックあるいはECブロックにしても、日本の進出が非常に気になって相当いろんな圧力を加えてきている。最終的にはジュネーブで取りまとめをするわけなんだけれども、この程度の前倒しというのは当然のことである。あるいは福田総理大臣が言っておりますように、関税の前倒しというのは国際的にも非常に重要なものだといふふうな気持ちを諸外国は持っているんじゃないかと、こんなものは当然だといふふうにも私は受け取るわけですね。これは後で、ことしの夏のジュネーブの交渉の問題についてもお尋ねをするわけですが、それとのかかわり合いが非常に強いわけですね。言いかえてみれば、日本があらかじめにだけ具体的な誠意を示すか、その一つとして前倒しの話があるわけですね。しかし、この程度は当然日本としてはやるべき事柄であって、それほどいばるほどの仕組みの問題じゃないというふうには私は受け取るわけですが、これは見解の相違ならばやむを得ないというふうにも思ひます。さてそこで、理屈の上から言えば、輸出もふやすけれども輸入をもっと増加をする、あるいは輸出を減らしながら輸入を増加をする、収支の面から言えば物理的に言えば単純な事柄だと思ふんです。言いかえてみれば、この前倒しが輸入を促進をするという具体的な効果を持たなければ、せっかくの今回の措置もから振りになってしまふわけですね。

そこで、具体的にお尋ねをするわけですが

も、アメリカにしろECにしろ、前倒しの話も当然ですけれども、その先ですね。具体的に言う、大臣も施政方針の中で言われておったんですけれども、日本の物流事情というのは非常に複雑怪奇である、これが輸入を非常に阻害をしている一つの原因だということも指摘をしているわけですね。あるいは非関税障壁などの問題についても、これもまた指摘をされているわけです。そうしますと、単に前倒しをしたからこれで諸外国の攻撃をとりあえず抑えるということには私はならぬじゃないかと思うんです。言ってみれば、貿易の体制全体について明確な日本の態度が明らかにならなければ、せっかくの前倒しの今回の措置も評価をされないというふうに思うわけです。したがって、もう一歩突っ込んで、いま申し上げましたような部分を含めてひとつ明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(村山達雄君) いま農山委員の御指摘された点は当然なことではございまして、わが国もこの前倒しだけでやろうというわけではもちろんないわけではございまして。内需の拡大ということがやはり基本的であるということ、これはわが国ももちろん、外国もみんなそう思っているわけではございまして、ことしの予算編成方針の中心をなしているわけではございまして。しかしまた、それだけでもってそれなら経常収支なりあるいは国際収支というものが好ましい姿になるかと申しますと、なかなかそうもいきかねる、いま御指摘のいような点があるわけではございまして。

そこで、一連の対外政策をグローバルの見地から、特にアメリカとかECとかいうことでなくてグローバルの見地からすでにとりまして発表しているわけではございまして、それは広範にわたっておりまして、御承知のように、一つには緊急輸入の問題もございまして。また、わが国の輸入金融の問題、金融制度の問題も一つあるわけではございまして。あるいはまた、貿易における標準決済制度、こういう問題が非関税障壁ではないかというところも言われております。あるいはまた、いろ

いろな動物の検査とか疫病の検査について少し時間がかかり過ぎる、これも非関税障壁ではないであらうか。その他いろいろなこと言われているわけではございまして、わが国はそれらの問題を全部ひっくるめて一連の対外政策を講じたわけではございまして。関税前倒しのこの措置もその一連の関係の一つではございまして、いずれにいたしましても、この東京ラウンドで前倒しをやったという国はわが国だけだろうと思われまして、これだけで目的を達するわけではないけれども、その姿勢については高く評価されておると私は理解いたしていただいております。

○農山委員 せっかくお話があったわけですから、たとえば検査の問題にしても、あるいはほか、ECから注文がかなり前からあるわけですね、こういう点をどういうふうに直してほしいと具体的に日本に注文があったはずなんです。それについて、わが国としてはECなりあるいはアメリカ・ブロックからの要望に対して、こういう部分についてはこの段階で改正の運びにしたいという、そういう具体的な問題を明らかにしなければならぬ段階だと思わんです。すでに政府の部内では一部検討が進んで、部分的にはヨーロッパ、アメリカに対しては回答しているやに聞いているわけではございまして、特徴的な改正案、あるいは具体的な改善策というものについても明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(村山達雄君) 内需の拡大あるいは七割の成長ということももうすでに国会に提案しているところではございまして。それから、残存輸入制限の枠の拡大についてもすでに明らかにしているところではございまして。また輸入の標準決済制度については、将来その撤廃を含めて具体的に緩和していくということも、これもまた明らかにしているところではございまして。輸入金融につきましても、外貨貸しの制度あるいは日銀の輸入資金枠の拡大の措置、これも明らかにいたしておるところ

でございまして。また緊急輸入につきましても、具体的にいま各品目ごとにそれぞれ交渉を進めておるところではございまして、相手方の都合でなかなか輸入ができない問題もありまして、その点は先方も承認しているところではございまして、いまい具体鋭意考えられる緊急輸入につきましても、いまい具体的に手を打ちつつあることは、世界各國はほとんどもう了承をされているところではございまして。

さらに、全般的な問題といたしまして、四月一日ごろから為替管理の大幅な自由化をいま考えておるところではございまして。将来は、いまの為替管理の原則禁止、例外自由というあの根本的なためまえそのものをいずれば改正しなくちゃならぬと思っておりますけれども、さしあたりその根本的な改正をする前に、おおよそ四月一日ごろを期しまして、現在の段階で改正し得るものは思い切って自由化の方向に進もうということ、先般新聞紙上でも発表したところではございまして。そういうことで、これは計画にとどめませんで、すでに実施に移しておる、あるいはいついつごろに実施する、こういうことを内外に明らかにいたしているところではございまして。

○政府委員(戸塚若夫君) 関税問題につきましても、先生御指摘のように、東京ラウンドが本格交渉に入っているわけではございまして。去年一月十八日に、鉱工業品についてどの程度関税率を引き下げるか、農産品につきましてもどの程度引き下げるか、あるいは非関税障壁につきましても、各國からリクエストのあったものにつきましてもどの程度オファーを出すかというのをジュネーブの方に日本は提出いたしました。

第一の鉱工業品についてどの程度引き下げるかという点ではございまして、御承知のように、現在高い関税率になっているものについては深くカットをする、現行が低い税率についてはカット幅を小さくする、その結果、各國の関税率がハーモニーになっていくというような方式が一応合意されました、それにのっとって、日本もその方式どおりやれない例外の品目をできるだけ少なくし、

それをオフセットするような形で、データーにカットする品目をたくさん選びまして、結果値におきましては四二%ぐらい関税率を引き下げるというオファーを出しております。

また農産品につきましても、そういうカット率を単純に当てはめて引き下げるわけではなくて、個々のリクエストに対してオファーを出したわけでありまして、これについても日本はかなりの品目についてオファーを出しております。

また、検査等の非関税措置があるだろうという先生のお尋ねでございまして、それに対しては各國からいろいろのリクエストがございまして、これに対しては約十五のオファーを行っております。ということでありまして、先ほど大臣が申しましたように、東京ラウンドのホスト国として積極的に参加し、これが早期に妥結され実施に移されるということが大変必要だという態度で取り組んでいるわけではございまして。

○農山委員 輸入を促進をする、国際的な関係から言えば当然でありますけれども、これが具体的にどれだけの効果があるかというのはこれから見なければなりませんけれども、その前提としてと言えは語弊がありますがけれども、先日、輸入品の価格動向調査をやられたということについては非常にいいことだと思わんですが、この調査結果を見ましても、ストリートに安くなったもの、これは歓迎すべきものだと思わします。ただ、輸入品そのものが値段が高くなっているものについて、それを安く販売するということは不可能ですから、そのことは許されたいと思わしますけれども、これも指摘をしておりますように、まだ日本の業者が企業努力を非常にサボっている、あるいはこの際少し蓄積をしようという意味で、客観的に見てもう少し何とかならうだと思わしている品物でさえもなかなか値段が下がらずに販売されているという結果があるわけではございまして。この関税前倒しによって政府自身としては何とかならうと思わしてみても日本の産業を圧迫しない範囲において消費者の利便を

図りたい、こういう気持ちは皆同じだと思うので

しかし、この調査の結果から考えてみても、前倒しをやったからストレートに大量に安い物が、消費者の気持ちに沿った物が輸入をされる、あるいは消費者の手元に安い価格で販売をされるというのを機械的にのみ込むことは私はできないのじゃないかというふうに思うわけです。そういう意味では、具体的に前倒しをやった後の輸入についても追跡調査を十分にやらなければならぬという私は使命なり役割りを政府としても持っているだろう、持っていなければならぬだろうというふうに思うわけですが、その辺のアフターケアを含めてどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(戸塚岩夫君) いまお尋ねの、関税率の前倒し引き下げがあったならば、それが国内の販売価格に十分反映するようにしていかなければいかぬという御指摘でございますが、私も全く同感でございます。

それにつきましては、まだこの法案通っているわけではございませんが、通った際にはどうしようかというように申し合わせを、きのうでございますが、企画庁の方で主宰していただきました物価担当会議の中で一つの項を起こしていただきまして、説かせていただきますと、「現在審議中の関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に基づき関税の引下げが実施された場合には、その効果が適正に国内販売価格に反映されるよう適切な対応を図る」という一項を起こして持ちまして、私どもは先生の御指摘のような気持ちで対処してまいりたいというふうに考えております。

○磯山篤君 さて、輸出と輸入の関係ですが、最近の資料を見ましても、交易条件指数、四十五年を一〇〇にしたやつを私は見ているわけですから、去年の十一月は七八になっておりますね。簡単に言えば日本の貿易構造というのは押し出し圧力型の貿易構造になっているというふうに、概

念的ですが、それでもそういうふうに見て差し支えないと思うのです。ですからこの構造を変えるためには、単に世間の実勢に任しておいたのでは、この交易条件指数にあらわれておりますように変わらぬというふうに思うわけです。依然として輸出がふえ輸入がふえないというところに陥らざるを得ないし、過去の具体的な例から見てもそういうふうな判断ができるわけですね。

そこで、国内にはそういう意見は少ないわけですが、日本は輸出規制、自主的な規制を行うべきじゃないか、そういうところから貿易構造を漸次変えていかなければ貿易の不均衡は続くぞというふうに再三指摘を受けているわけです。ですからこの輸出押し出し型の状況を具体的にコントロールをしていくことがなければ、一時的に前倒しで評価されたとしても、それはごく一定の期間前倒しの評価を受けるだけであって、この提案理由の中にもありますように、保護貿易主義というものを何とかならずという立場から言えはや心配になるわけです。したがって、その輸出押し出し圧力型の貿易構造をどうやって変えていくか、これは業界には業界なりの考え方もあるだろうと思いますが、やはりこれは国際的な課題ですから政府自身が十分にかんて進めていかなければならぬと思うんです。その点いかがですか。

○国務大臣(利山達雄君) いま磯山委員が直接お尋ねになった点はあるいは通産行政の問題点の方が多いのかとも思いますが、まあ私の知っている限りでお答えいたしますと、一つは何と云っても内需の拡大はやはりそれなりに輸出圧力を国内に向けるであらうということが一つ言えるだろうと思うのでございます。

それから国際収支の黒字は、長い目で見ますれば、当然のことでございますけれども今度は逆に働くわけでございますから輸出に圧力はかかるわけでございますが、短い期間で言いますとどうして価格効果の方が出てくるものでございませうか、そう急には改善が望めないということとは言え

るだろうと思っております。

それから、輸出の問題についてもう一つ、いまお触れになりましたけれども、日本の方はやはり縮小均衡ではなくて拡大均衡をやっているというわけでございます。特に製品輸入をできるだけふやしたい、こういうことでございませうが、しかし、輸出についても余り集中豪雨的な輸出ラッシュというものは、いかに自由貿易主義を世界がとっておいたとしても、そこにはおのずから節度が、自由貿易を長く保つためにもやはり集中豪雨的なものは自由主義貿易の立場からも考へにやならぬということで、自主規制を求めているわけでございます。

いま磯山委員が御指摘になりましたのはまたそれは別の要素で、日本の産業構造あるいは貿易構造が景気の好不況にかかわらず、いわば輸出型の産業が日本経済の中にビルトインされておるんじゃないか、恐らくそういう御指摘であらうと思っております。その点も、何が、どの業種がどうかというところは申し上げられませんが、それと、そういうものもやはりあるんじゃないかというところが一般に論議されているわけでございます。その問題は貿易構造の問題だけでなく産業構造の問題に恐らく触れてくる問題であらうということで、通産当局の方では単なる貿易構造だけの問題でなく産業構造の問題としてとらえて、そして今後長期的視野からわが国の経済の構造を直していこう、こういうふうにいまま向かっていくように私は理解いたしておるのでございます。

○磯山篤君 総合的な対応ですからいろいろな分野から詰める必要はあらぬと思うわけですが、たとえば最近イギリスからの指摘によると、日本の自動車輸出が非常に大きい、イギリスの中におけるシェアが二、三割に入ってきた、イギリスの自動車産業から言えはかなりの程度の数字であつても脅威を感じているわけですね。そのことはアメリカでもどこでもみんなすべて自国の立場から言え

ば、国益を守るという意味から言えば皆同じだろうというふうに思うわけですね。ですから、業界の自主規制あるいは節度ある輸出というものが十分にまつわけなんですよけれども、本格的な東京ラウンドの話がまとまるまでの間においても輸出が急増していくということになれば、先ほどお話をあつた四二％の話というものが根底から崩れるし、それ以外の幾つかの問題点まで大変な圧力が加わるというふうに見なければならぬと思うんです。そういう意味でいいますと、前倒しと同時に節度ある輸出についての考え方をもうと明確に出さなければならぬのではないかと思っております。その点もう一遍伺いたいと思

○説明員(宇田川治宣君) 御説明申し上げます。通産省の通商政策局通商関税課長をいたしております者でございますが、ただいま磯山先生の御指摘の点につきましては、大蔵大臣から先ほどお答えになりましたように、わが国といたしましては基本的に資源に非常に乏しい、かつ、その中で安定的な成長を続けていかなければいけないというふうな観点からいたしまして、先ほど大臣からもお答えになりましたように、縮小均衡を図っていくというよりは自由貿易立国という国是を堅持しつつ拡大的な均衡を図っていくということが基本的な方向づけであらうかと思ひます。しかしながら、先生御指摘のように、わが国の商品の輸出が相手国の市場におきましてフラッドするといひますか集中豪雨的な輸出を行うというふうな結果によりまして相手国の市場が擾乱状態になるといふふうなことは長い目で見て決して得策ではない、わが国にとりましてまた相手国にとりましても、あるいは世界貿易全体におきましても決して得なことではないという意味で、御指摘のような節度ある輸出を図ることが必要だと思っております。

そういう観点から、私ども政府といたしましては各それぞれの輸出商品につきまして、その輸出の状況あるいは相手国の市場の状況というのを常

時注視いたしまして、その成果といたしまして、相手国の政府あるいは相手国の業界の動きというものを的確に把握するように常時努めておりまして、かつ、わが国の業界に対してそういう情報を通して、あるいは相手側に擾乱的な状態が生じないように節度ある輸出を行うというふうなことで注意を喚起しているところでございます。

その結果といたしまして、たとえば先生が先ほど御指摘になりましたイギリスの自動車というふうなものにつきましては、先般、イギリスの自動車業界と日本の自動車業界とがお互いに情報交換をいたしまして、わが国のこれからの輸出動向というふうなものを日本の業界からイギリスの自動車業界に十分説明をいたしまして、相互の理解を深めていくというふうなことを行っている次第でございます。

なお、そのほか集中豪雨的な輸出がかつて行われたたとえば家電、家庭電器につきましても、必要がおります場合には輸出入取引法あるいは輸出貿易管理令というふうなもの規制の枠をかぶせまして、オーダーリーマケティングといいますが、秩序ある輸出を行っていくということを必要に応じてとっていくことでございます。これからのそういう擾乱的な状態がないように十分配慮してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○鶴山篤君 まあけちがつけられるときには一週にいろんな問題が起きるような感じがするし、現にいまその時期ではないかというふうに思います。

いまの問題に関連して特徴的な問題が二つ、時間の関係で見解を明らかにしていただきたいんですが、最近アメリカで相殺関税の事件といいますが、訴訟が現に起きています。これは御承知のことだろうと思います。日本の政府は、あるいは開港銀行など政府機関の非常に低利の融資をして、その上に特別措置法で税金も相当軽くする、その上に立って輸出が行われているので市場荒らしたと。こういうことを軒並み許しておった

んでは公正な貿易あるいは競争ということにはならないというところで、二月二十二日の新聞報道によりますと、アメリカの最高裁が相殺関税の問題についてゼニス社からの上告を受理したと、こういうふうな報道をされているわけです。

こういう話は最近久しぶりに聞く話でありまして、従来私どもが知っている限りではそういうことは相殺関税の対象にはガットの協定上から言ってみてもならないというふうに聞いていたわけですが、さてもうこういふむずかしい段階になりますと、背に腹はかえられない理屈が国際的に出てくるんじゃないかというふうに思うわけです。

したがって、その低利融資なりあるいは税金の特別措置なんかの種々の恩典を伴った輸出についての争いというのは、理屈にはならぬぞとは言ってみても、現に紛争が起きておるし、アメリカではそれが裁判として進行しようとしているわけです。これはわれわれ日本にとっても重大な関心を払わざるを得ない問題ではないかというふうに思いますが、その具体的な中身なりあるいは考え方、対応の措置について決まっておれば明らかにしてもいいと思います。

○政府委員(戸塚岩夫君) 先生御指摘の米国の問題は、アメリカのゼニスという会社が日本のテレビの輸出に関連しまして、日本の物品税免除というものは補助金ではないか、したがって、補助金を相殺する相殺関税をアメリカの方で張るといふような訴えをいたしまして、第一審ではゼニス社が勝つて、第二審では負けて、そして最高裁判所の方に係属したということでございます。

物品税というのは、国内の消費の負担力に着目して国内の消費税として課しているものでありますから、国内で消費されない輸出の物については国内消費税を免除するということとは日本のみならず各国もやっているとあります。ガットの規定におきましても、その第六条第四項に、「いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、その産品が原産国若しくは輸出国における消費に向けられる同種の産品

が課せられる租税を免除されることを理由として、又はその租税の払いもどしを受けることを理由としてダンピング防止税又は相殺関税を課せられることはない」という規定も明確に書いてあるわけでございます。またこれの附屬書で、同様の物品税の免除みたいなものは補助金ではないんだというのをはっきりさせているわけでありまして、はつきりさせていても、アメリカでは日本のテレビが大変出たのでありまして、ゼニス社もあるいは被害を受けたのかもしれないが、そういう訴えは自由でございますので、一応事件は形式的には係属しているということでございます。

それから、あと輸出所得の控除みたいなことを税制でわが国がやっているという点は、御承知のとおりもうすでに廃止をしております。いまそういう種類の、輸出所得なるがゆえに税金を免除する、あるいは軽減するということとはやっております。それから第三番目におっしゃった、低利融資を輸銀や何かでやっているという問題につきましては、輸銀のコストを割ったような非常に極端な利率で貸せば実質的な補助金だという問題はあります。それが、御承知のようなプラントとか、いま船などに特別な金利で貸してはおりますが、その金利は諸外国と、一応国際的なガイドラインに沿って決められている金利でございます。日本だけが特別な低利融資を行っているわけではございませんので、そういう問題はなからうかと私は考えております。

なお、問題ありましたら関係省ないし局から答えてもまいります。

○鶴山篤君 いまのアメリカのゼニス社の問題というのは、ある意味でいえば極端な典型的な例だといふふうに思います。しかし、先ほども申し上げましたように、これから日本の国際収支、経常収支というものの成り行きいかんによつてはどんな理屈がまかり通るかかわらないということも十分に構えておかなきゃならない問題ではないかというふうに思います。

ドル減らし、黒字をできるだけ圧縮するという意味で目をつけられましたのが、発展途上国に対します借款の問題が出てきたわけですね。これは借款そのものは大したことはないとしても、借款を通してあと具体的に材料の輸出の問題とかあるいは技術の援助の問題とか、いろんなことを含めまして結果的にひもつき援助ではないかというふうな厳しく指摘をされておりますね。これは去年も福田総理大臣がASEAN各国を回りまして幾つかの国と借款を決めてまいりました。あるいはその前の年、その前の年も皆そうでありまして、借款を通して外国から指摘をされているのは、ひもつきの援助で、結局は日本は輸出を拡大するための便法としてそれをとっているんじゃないか、これもかなり厳しい指摘なんです。これも実績が明らかでありますので、いやそうじゃないというふうな否定できない弱い面も現実には持っているわけです。この途上国に対しましては過去の借款の問題と、これだけ非難を受けてひもつきをやめろというふうな言われております日本としては、毅然たる方針、態度を決めなきゃいけないし、また、それを国際的に明らかにしなければならぬ時期に迫られているわけです。この点についてはいかがですか、どういふこれからの対応の措置をとろうとされておりますか。

○説明員(宇田川治宣君) ただいま御指摘の援助の問題につきましては、通産省のみならず、経済企画庁を中心といたしまして外務省、大蔵省、関係各省とも積極的に援助を進めていくという方向で対処しようとしているわけでございますが、先生御指摘の点につきましては、昨年の十二月六日に経済対策閣僚会議で各種の措置を検討したわけだといふことで八項目を決定いたしましたわけでございますが、その中の一つといたしまして、第八番目に「経済協力の推進」という項目がございます。読み上げさせていただきますと、「わが国は開発途上国との相互依存性が強く、長期的に世界経済の調和ある発展を確保していく必要があり、国際社会への貢献という観点からも開発援助の拡

大と条件改善等に努めることとする。このため、政府開発援助(ODA)の効果的かつサブスタンシャルな増大を図り、今後五年間に援助の倍増以上の拡大に努めるとともに、諸般の情勢を勘案しつつ、今後、一般アンタイ化の推進を図ることを基本方針とするものとする。」ということが決定されております。

先生御承知のとおり、いわゆる国際的な援助機構、たとえば第二世銀でございますとかアジア開発銀行でございますとかいうふうなものに對しまして輸出をいたしまして、そういう関係のプロジェクトというものにつきましてはわが国としては一般的にアンタイ援助というものをやっております。今後ともそういう一般的なアンタイ化——ひもつぎでない援助というものをやろうという国際援助機構を通じて、あるいは二国間といいますが、ある特定の国に對する多国的あるいは二国間の援助というふうなものにつきましても、そういう方向を踏まえて今後とも積極的に推進してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○磯山篤君 いまの問題ですけれども、日本がアジアの銀行にしろあるいはその他の国際的な金融機関に出資をする、これは当然のことだと思ふんですけれども、出資の割合よりも貿易の割合あるいはドルのかせぎ高の割合というものが高くなるとうとうしたって目をつけられますし、それならばもともと出資金をふやしてしかるべきだといふふうな面まで議論としては発展する可能性を持っていますね。したがって、これはいまお話がありましたからこれ以上申し上げませんけれども、やはりいま非常に私にはむずかしい時期だと思ふんです。日本国内の産業も守っていかなくやらないといふことを片方で踏まえてながら、片方では圧力に對してどういうふうに対応するかというふうな、ある意味で言えはイデオロギーを超えて非常にむずかしい段階ではないかというふうに考えたので、あえてその問題を提起をしたわけでありまして。

さて、そこで問題になりますのは、日本の産業

を十分に守りながら貿易の不均衡をできるだけ解消していきたく、こういうことで前倒しが行われるわけですが、予算委員会でも議論されておりましたように、七〇成長率の達成の問題と六十億ドルに圧縮する話というのは関連性が非常にあるわけですね。まあ人によっては全く無関係な関係だと言ふ人もあるわけですが、率直に申し上げて七〇の成長率の方については、政府を除いてはすべての調査機関あるいは銀行などの見通しによつて低目の直球を投げているわけですね。極端に低いところは四〇台、七〇というのは政府だけですね。非常に強気で希望的観測数字というふうに見ざるを得ないと思ふわけでありまして。

しかし、その七〇を達成するためには内需を拡大をする、また貿易面で言えば輸入を拡大をしていくということになると思ふわけですが、たとえば輸入の品物の種類あるいは量を考慮してみますと、逆に七〇を下げる圧力に計算の上からはなる仕組になるわけですね。たとえば円高が成長率を落とすということでは現実証明をされたわけですね。輸入についても同様のことか私には言えるのではないかと思いますけれども、その点について、政府の部内では、いやそうじゃないんだ、こういう基準で計算をして、輸入だけの分野ではありませんけれども、輸入の分野では七〇にこういう寄与をするはずだといふのを持っていなければならぬと思ふんですが、まず最初に、そのところから見解を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(利山達雄君) これは経済企画庁の所管の分野だと思ひますけれども、七〇と経常収支六十億ドルの関係は政府の見通しではまさに関連している問題でございます。七〇の成長を達成することによりまして、やはり輸出の伸びが鈍化し、それから輸入がますます伸びていく、その結果として経常収支の六十億ぐらひはほぼ見込まれるんじゃないか、こういうことを言っているわけでございます。

それから、民間の見通しがいづれも政府より低いといふことはよく承知しているわけでございます。

して、その点も予算委員会で大きな問題になったわけでございますが、経済企画庁のそれに対する対応でございますか説明と申しますか、これは何といたしても在庫の見方が基本的に違っているんじゃないか、それから、主として今年度大型予算が組まれる前に出された見通しが多い、その二点がやはり大きく違つて言っているわけでございます。経済企画庁は、時期はあんまり——業種によつて違ひますけれども、大体三月か四月ごろ特定の不況業種を除いて在庫調整がかなり進んで正常化してくるのではなからうか。そういうものを受けて、今年度の景気刺激予算というものが設備拡大にはそれほどはいかないけれども稼働率の上昇にはかなり役立つ。来年の、五十四年の三、四月ごろは稼働率は大体九一、二、操業度で申しますと一〇〇ぐらい落として考えるわけでございますが、それくらいにはなるんじゃないかならうか。

それこれ考えますと、いま言ったような七〇の成長と経常収支の六十億ドルというのは非常にむずかしい問題ではあるが、まずまず達成できるんじゃないかならうかと、こういう答弁であつたように思っているわけでございます。われわれ聞いておりましては相当の説得力を持っておつたなと思ひます。

○磯山篤君 参議院の予算委員会でもその種の議論がもつと専門的に行われると思ひます。時間の都合ありますから余りきょうはその問題触れさせんけれども、ただ政府の見解の中に、担当の大臣によつて少し印象の違ひ発言をされているように見えるわけですね。

たとえば、牛場さんの立場から言つて、相手との折衝が多いことでしようから経常収支の問題に常に重点が置かれる。だから日本の五十三年度の政策の重点というのは、黒字を百十億ドルを六十億ドルに下げることが、これがもう使命ですといふふうに入力される。企画庁なり大蔵大臣は七〇の方に力を入れる。そうすると、この七〇と経常収支六十億ドルというのは具体的にどうい

ふうに関連を持っていけるのかいのか、これはだれしも不思議に思ふ点であります。

最近牛場さんがいるんな場所、七〇の話よりもどちらかというと経常収支に大変な力を入れている。客観的に言つて、政府は七〇成長率の政策というのをあきらめたのか、あるいはそんなに力を入れないで、国際的な摩擦を今年度はできるだけ避けていきたいといふふうな政府の方針が変つたのかといふふうな思ふのは当然だと思ふんです。この点はいかがでしよう。

○国務大臣(利山達雄君) あるいは違つた印象を受けられるのは無理からぬことと思ふのでございますが、率直に言つて七〇の成長というものと国際経常収支の六十億に幅を縮めるというのとはちろん整合性の合つた問題でございます。

アメリカその他から来る、何といひますが、日本に對する問題といふものは、やはり雇用問題がアメリカでも非常にやましい問題でありますから、日本の経常収支の黒字といふものが向こうの雇用問題に響いてくる。したがって、経常収支からスタートしてくるということはある意味で言へば、七〇というのはあれは方法論であるかもしれないだらうと思ふのでございますから、対外折衝をやつておられる牛場さんがその面を強調される、あるいはその面から説明されるというところはあり得ることだと思ふのでございます。

一方また考えますと、日本が長い間、この三年も不況になつていて、そして前期経済計画というものも少しずれてしまつて日本のミクロ経済が悪い、そのために日本の減速経済への軟着陸ということが非常におくれておるわけでございますから、国内に見ますればむしろそちの方が問題であるわけでございます。その同時解決のためには、思い切つて政府がやり得る手段としては、やはり内需を拡大していく、公共事業中心の政策をとるといふこともまた当然なことであらうと思ふわけでございます。その結果として、いわば整合性を持った対外均衡というものがたまたま六十億ドル

○国務大臣(村山達雄君)　それが数字的にどの程度整合性を持つのかというのは、これは経済企画

ですから、宮澤長官は三、四月ごろになれば在庫調整はうまくいくと言う、しかし日銀その他は七、八月ごろでなければはつきりしない。仮に時期がおくれたにしても、在庫調整が行われてすぐその後新たな設備投資がどんどんふえていくというふうな構造になっていないわけですね。もう産業構造としては、政策としては非常にみんな迷っているわけです。ですから、そういう段階にチヨコレートだとかオレンジだとか——オレンジもこれは問題がありますけれども、単純な輸入品についてはある程度の拡大は見込むことができると思いますけれども、これが設備投資を伴う、あるいは操業度をもっともつと高めるための輸入の品物がどれだけふえるかというのは非常に危惧を持たざるを得ないというふうに私は考えるわけ

それからも一つは開発原油、この資料を見ますと、あるところでは最近やめたというところも含めまして開発原油を日本に逆輸入をする量というのは非常に減ってきた。まあ一時の二分の一以下に減ってきているわけですね。これは埋蔵量はたくさんあるんだけど、品質だとかあるいは価格だとか、そういうことで国内の企業が引き取り手がないということも一つの原因だろうという

て石油開発公団は四十二の全社に投融資をしておりまして、その投融資の累計が二千九百六十億円ということになっております。この四十二社の中ですでに開発に成功しまして生産している企業が十社というふうな形になっているわけでございます。

ただ、この開発した原油につきまして、これも御指摘の品質等の関係から、その国内の引き取り数量が最近減少しているということは事実でございます。まして、五十一年の実績で見ますと約二千四百万キロリッターということ、日本の全体の原油輸入量の九割を若干切っているというふうな姿になっております。一日当たりの生産量で見ますと、日本が引き取れる自主開発原油の枠は大体七十万バレルということになっておりますが、日本に引き

取っておりますのが四十万バレルになっております。したがって、その差につきましては政策的な努力がなお不足だということに御指摘のとおりでございます。私もしましてこの引き取り促進のために大いに努力していきたいということと考えているわけでございます。

この引き取りのむずかしさは幾つかの事情があるかと思いますが、一つは品質面から見まして重質であるということ、それからもう一つは、外国の石油のメジャー等が開発します場合と比べまして単品生産といえますか、いろんな原油の組み合わせになってないということが一つの事情になってくるかと思ひます。それからもう一つは、現在の世界での原油の価格が重油につきまして十分適切な姿になってない、つまり軽質との比較で相対的に不利な形になっているというふうな諸点があるかと思ひます。

この促進につきましては、関税の面で特別な措置をお願いしているわけでございますが、なお私どもとしては、総合エネルギー調査会の石油部会の中でも、この引き取り促進のための御審議をお願いしております。その審議結果を踏まえまして今後努力していきたいと思っております。またたとえば行いましたようなプロタ、一定比率に基づきます強制的な引き取りができるかどうか、あるいはそれに関連しまして他の経済的なメリットの付与の方式があり得るかどうかいいたふうな諸点について十分研究した上で努力してまいりたいと思つてゐる次第でございます。

○磯山篤君 いまの問題で、石油開発公団のことについて一言で結構ですけれども、石油開発公団というのは平たい言葉で言えば金貨しの機関。今度の国会に公団法の改正が出ています。これは備蓄をする、約十分の石油の備蓄をするために公団法を改正する、こういうふうにも受け取っているわけですが、しかし、少なくとも石油開発公団というならば、国内はもちろんですけれども、国際的に対応できるような機関でなければ本来性格としておかしいじゃないか、こういう

ふうに思ふわけです。

具体的な例ですけれども、たとえば公団が石油の引き取りについて輸入権というふうなものを持つて持たないかということ公団のこれからの体質、性格の上で非常に重要な問題になるのじゃないかと思ふわけです。もしそこまで議論されていなければ結構ですけれども、この石油開発公団の改正を行うわけですから、いま私が申し上げましたようなことを含めて、体質の強化ということとを考えた公団法の改正を予定しているかどうか、そのものずばりで結構です。

○政府委員(古田徳昌君) 今度の国会におきましても公団法の改正をお願いしているわけでございますが、これは石油開発公団が直接備蓄業務を実施するという面につきましての改正をお願いでございます。そういう意味では、公団はたゞいまお話しにございましたような金貨しという形以上に、直接の業務を実施するという形に一步進むわけでございます。開発の分野につきましては、五十三年度以降の拡充強化のために、従来の公団の投資比率、海外五〇％、国内の大陸だの場合には七〇％という原則がございましたけれども、これを大幅に拡充いたしました。海外につきまして七〇％、国内の大陸だにつきましては八〇％というところで考えているわけでございますが、なお石油開発公団の機能をもつと直接的な業務の分野まで拡充していくべきではないかという点でございますが、これにつきましてはいろいろ議論がございまして、昨年来審議をお願いしております総合エネルギー調査会の中での議論の一つの問題点にはなっているわけでございまして、本年の八月ごろに予定しております最終答申までの間に、その辺につきましても考え方の整理をしていただこうというふうに考えているわけでございます。

○磯山篤君 それでは、次に東京ラウンドの基本的な問題についてお伺いしたいと思ふのです。まあ、オフアールを出して目下詰めている段階です。何かがどう起きているのか、あるいは起きるかということについて予想が非常にむずかしい

と思ひますけれども、しかし、ここ数年の貿易のあり方、貿易構造の面から言つてみても、今度の東京ラウンドの問題というのは非常に重要な問題だといふふうに私も意識をいたします。これは新聞でもいろいろ報道されているわけですからある程度は承知はしているつもりでありますけれども、今日、日本が置かれてゐる立場、置かれている立場から言いますと、どうも世に言うセーフガードの問題が出るんじゃないか。それに日本は苦境に追い詰められるんじゃないかというものは、何も素人だけのみなならず専門家の間でも大いに議論をされているわけです。あるいは、日本の農業を十分に防衛をしなければならぬという意識で農業政策が幾つかあるわけですが、しかし、農産物を中心とした輸入制限品目をどういうふうに扱うかということも、これもまた国民全体の、特に農家にとりましては重要な緊急の課題ではないかといふふうに思ひます。

そこで、初めてでありますので、この東京ラウンドの、夏までにはまとまるんでしょうけれども、大きな課題はどういうものであつて、現に折衝の段階ではどういふことが予想される。まあ新聞報道にも明らかとなつて、いま私が申し上げました、少なくともその二つは大いに詰められるんじゃないか。アメリカやECと相談をして四〇％以上の引き下げをするといふふうなところについてはまあまあというふうな気がしますが、いま私が申し上げました問題あるいは非関税障壁の撤廃という問題については相当覚悟をしなければならぬのではないかと今思ひます。その状況について、これは許される範囲で結構ですけれども、明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(戸塚若夫君) 東京ラウンドは御承知のように関税率をどうするかという問題だけではなくて、幅広く貿易についてのいろいろな障害を取り除いていくという多角的な面でも貿易通商問題をとらえているわけでございまして、現在本格的な交渉段階に入つてゐるわけでございますが、若

干問題になっております点をお話しいたしますと、第一はやはり関税率、鉱工業品についての関税率の引き下げをどうするかという問題であります。先ほど日本は加重平均で鉱工業品について四二％の関税率の引き下げをするというオフアールを行ったと申しましたが、アメリカあるいはECも若干日本からおくれまされたけれどもオフアールを出してございまして、それについて現在分析をしております。やはりフォーミュラどおりきちんと下げられるということにはなりませんので、どうしても各国例外という問題が出てまいります。そうしますと、この例外についてもつとフォーミュラどおりカットしてほしいというふうなリクエストが当然出されるわけでありまして、そういう問題をめぐりまして関税率の問題が一つの重要なテーマになるわけでございます。

二番目の問題は非関税障壁につきまして輸入の規制をするというふうな問題、せっかく関税率を下げましても数量的な制限を自由にさせるというのでは貿易の拡大は望めないわけでありまして、そういういろいろなクォータの問題が一つの問題になります。

さらにまた、課税する場合に課税標準の評価の方法をどうするかという点につきまして、ブラッセルの評価条約というのがあるわけでございまして、それに加盟しない特別な評価方法をとつていふというふうな国も若干ございます。そうしますと、税率は下げてても課税標準のとり方が非常にアップするといふことでは実質的な障壁が下がったことにならないといふ問題がありますので、評価問題というののも一つの非関税障壁として重要なテーマになります。

さらにまた、先ほど先生が質問でも触れられました補助金と相殺関税というものも議論になっております。

もう一つ、東京ラウンドがケネディ・ラウンドと違つて大きな問題としてクローズアップされておりますのは、御指摘のセーフガード、緊急関税措置の問題であります。これは、関税率が下がり

ますとどつと輸入量がふえて一國の産業が非常な損害を受ける、関税率を下れば下げるほどそういうおそれというものは出てくるという点から、緊急関税の弾力的な運営をしなければならぬという議論と、もう一つは、それを余り弾力的に運用したのではせっかくの輸出がチェックされてしまうというので利用は防止しなけりやならぬという全く相反する立場からの議論がございまして、この問題は東京ラウンドの一つの大きなテーマになっているわけございまして、日本はそういう問題に対してどういう主張をしているかという点につきましては、相手国に日本の出方の予断を与えることになりまして、ここでは発表することは差し控えていただきたいと思います。

○磯山篤君 まあ多分そういうことになるだろうと思ひます。

さて、日本の国益からすれば、日本は技術の開発をする、あるいは勤勉だということは大いに外國に主張してしかるべきことだろうと思ひますけれども、やっぱり國際社会で生きていくためには日本の理屈だけではなかなか通らない。特に、貿易の均衡問題については最近特にECの主張なんかを聞いておりますとその感が強いわけです。きのうですか、また代表が見えて政府関係者と協議をされてるようですが、あのお話を聞いておりますしても、結果的にECには理屈はないけれども十分に日本は聞くべきだという理屈を言っているような感じがするわけです。ですからこれは何が起きるかかわらないという意味で、それ以上のことは突っ込みはいたしませんけれども、十分国益を考えて、なおかつ國際協調を考えてやっていただかなければならぬというふうに考えるところではあります。

それに関連することなんです、関税率を下げる、それも三者の相談では四〇%なんだけれども、鉱工業製品については日本は四二%、若干の誠意を上乗せするというようなお話があるわけです。しかし、率を下げてただけでは問題の解決には

ならないと思うんです。現実にあられてくるのは日本の輸出と輸入はどうなんだということが最後の勝負になるわけですね。そういう意味で言うと、私は先ほども申し上げましたが、日本の貿易構造というものはどうしても輸出押し出し型になっている。だから常に自主規制を含めて節度ある輸出にしなければならぬというふうな面では考へるわけです。その努力はいろんな面ではされているわけですが、その努力はいろんな面ではされているわけですが、アメリカの言い分にしろイギリス、ECの言い分にしろ、これが高じてきますと輸入課徴金の話とかいろんな問題にどうぞんエスカレートしてくる可能性があるわけですね。関税率の引き下げとは全く違つた分野で攻撃を受ける、圧力が出てくるということにならざるを得ないと思うんです。

そこで私は、輸出の問題について節度ある輸出あるいは自主規制ということを目指すわけであらうけれども、もう一歩前に足を出して財政的な分野で具体的にそれを担保する。平た言葉で言えば輸出税というふうなことになるかどうかかわりませんが、節度ある輸出というものはあるためにはある程度の強制力を、場合によってはあるいは品物によってはあるいは地域によっては考へていかなければこれは乗り切れないのではないかとこのうに思ふわけではあります。

たとえば、セーフガードの問題がどうなるかわかりませんが、これがきつうきつう詰めていっていきますと結果的に大変な事態になるわけです。ですから、日本がその場合にやむを得ず押しつけられるというよりも、積極的に國際協調あるいは貿易不均衡についての具体的な誠意を、まあ私が申し上げたようなことを一つの例にして担保をして、そこで國際的な信用力を得る、信用力だけでなくして實際の均衡を図っていくというところでなければならぬという気が持ちます。

○國務大臣(村山達雄君) 輸出税の問題は非常に響きの大きい問題でございまして、私は慎重に考へにやいかぬのじやないかと思ふのでござい

す。すでに変動為替相場下でございまして、長期的にはやはり変動為替相場が当然働いてくる、それが変動為替相場の一層の特徴だろうと思ふのでございまして。ある特定の商品に輸出税をかけるということは、いわば二重為替ともいえるわけございまして、事実上、それからまた、いまのような非常に為替相場にセンシティブな國際環境のもとにおきまして輸出税をかけるということは、円はやがてもっと高騰すると日本みずから認めてい

るんじゃないか、こういう非常なセンシティブな為替市場でございまして、その点が非常に懸念されるわけでございます。したがって、全体として拡大均衡をとらねばならぬのでございまして、やはり集中豪雨的なものというものは、これは何といつても基本はその業界がみずから自分の長い目で見た國際的な利益というものを考へたときに、やはり自制していただく、あるいはそれがどうしても業界内でうまくいかない、いま磯山さんがおっしゃったようなそういう性質があるというのなら、これはやはり行政指導でやっていくのが日本の場合一番現実的ではないだろうか、そういう感じがいたしまして、まあ輸出税という問題につきましては非常に響きが大きいので、私はいまのところどうして積極的になれない、こんな心境であるわけでございます。

○磯山篤君 私も輸出税というふうなきめつけているわけではありませんが、まあ例示としてそういうことを申し上げたわけではあります。それはセーフガード、まあいろんなことをやられれば結果的には同じことにならんんじゃないかというふうな考へたからですが、自主規制にして、節度ある輸出入ということをやりながらなおかつドルがどんだたまっていくということになれば、もつと別な問題が國際的に議論をされることになるわけでありまして。結局日本は輸出オンリーの国じゃないか、自分だけよければいいのかというふうな決定的に指摘される心配を持つわけではあります。それは、どこの国でも國內産業を十分に守りた

いという気持ちは持ちながら輸出入をやっているわけなんですけれども、たとえば日本の牛肉の問題にしろオレンジの問題にしてみても、ある意味で言えば保護貿易ですよ。どういふふうな説明するかは別にしまして、現実的には保護の立場から牛肉は余り買いたくない、オレンジも買いたくないとわれわれは言うわけですね。しかし、ある特定のごく少ない種類の品物のために、円高になったりあるいは不均衡問題が起きたりあるいは黒字のドルがどんだたまっていていっているわけですよ。ですから、追ひ詰まられていっていることをしかけるよりも、もつと積極的に日本が國際的に協調をしていくというものを先手を打った方が私はいいのではないかと、輸出税というふうなこたわることにはありませんけれども、もつと具体的に真剣にその面を検討をしていただかなければならぬと思ひますけれども、その点はいかがでしよう。

○國務大臣(村山達雄君) いま磯山委員がおっしゃった、積極的にどんだん先手先手を打って、いまの非常にむずかしい國際情勢を乗り切るためには對外均衡を得なくちゃならぬというお説、全く賛成でございまして。そういう角度で今後どんだん進めていかなければならぬかむずかしいんじゃないかと思ふのでございまして。

ただそのときに手段、方法をどういうふうにするか、これが非常にむずかしい問題でございまして。私どもは輸出税にこだわるわけではございせんけれども、先進国でこの種のものをやっているところははいまほとんどないわけではございまして、特に非常にセンシティブな、いまの國際流動性の動きはきわめてセンシティブでございまして、ちょっとしたことで大変なことになるわけでございますので、磯山委員の總合的そしてまた前向きにどんだん先手を打っていか、この御意見には全く賛成でございまして、われわれも今後とも注意を怠らずに注意深く見守って、お説のような措置をとってまいりたい、かように思つて

○鶴山篤君 よく西ドイツと日本が代表的に例が挙げられるわけですが、ドイツの場合には中期的な政策もありまして、一たんたまったドルも少しづつ目に見えてたまりが少なくなりました。まあその間にはいろいろ西ドイツの努力なり、ECの中におきます経済的な状況が背景にはあったわけですが、それは是非難はないわけですね。いまやもう国際的な非難は日本に集中している。

そういう意味で最後にお尋ねをするわけですが、これから国際的な会議が、日はよくわかりませんが、三月にあるとか五月にあるとか何月にあるというふうに計画されているわけですか。

この国際会議というのは、一般的な世界の情勢を話し合うものではなく、結局は日本とアメリカとの間にだけ相互に努力の足跡が見られたか、あるいはECと日本ではどれだけ具体的に努力をしたかという、まあ言ってみれば点検会議みたいなお話しですね。日本はどちらかというと受け身の会議にならざるを得ない、こういうふう

に思うわけですね。そうしますと、まあこれもいまから申し上げるのはどうかと思いますが、仮に七割成長率へのスピードが非常に遅いというふうに国際的に判断をされたり、あるいは国内的にもそういう計算がされることになりましたと、その問題について日本自身も議論しなきゃなりませんけれども、国際的に相対的な注文を受けるわけですね。それから、六十億ドルについても同じ立場だろうというふう

に思っています。いずれも、たとえば經常収支の方が黒字でどんどんたまる——まあ二百億ドルにはならないにしても依然として百億ドルの台で進行をしている。しかし、成長率の方は七でなく非常に低いところを歩いているということになりますと、いやが上にも新しい政策、もっと具体的に言えば予算の補正というふうな話まで延長線としてはどうも出るような気がするわけですね。いま年度の当初の予算の議論のときに私はそういう

不謹慎なことを言うつもりはありませんけれども、やっぱりこれからの国際会議ではその種の問題が非常に受け身として日本はいろいろな会議の議題にならざるを得ないということになるわけですね。でも、その時期が来れば来たときのことさというふうなことはならないと思いますが、そういう点についての決意を、あるいは考え方を明確にしたいなと思います。

○国務大臣(村山達雄君) おっしゃった点は、言うまでもなく、日本はわが国のためにもまた世界のためにもやはり当然努めなくちゃならぬ点であらうと思ひまして、先ほど申しましたように、注意深く今後の経済の推移を見守りまして、そして考え得るあらゆる手段を講じなければならぬのは当然だと思ひます。また、世界会議の場において日本が相当注目の的になっていることも当然でございます。

しかし、最近におきます模様を見ますと、いまや日本だけの問題ではございせんので、むしろここ——昨年の暮れからことしにかけてはマルクとかスイス・フランがどんどん上がっておりますのでございまして、そしてまた、ドイツ、アメリカの間でいろいろな会議が行われておりますけれども、必ずしも意見が一致したと聞いていないわけでございます。なかなか国際関係は複雑多岐になりつつある。EC諸国における議論の過程を見ましても、かつてはアメリカ、日本、西ドイツ、これらの国がまあ比較的にうまくいっているのだからこれらが一つのターゲットゾーンをつくって努力すべきだという議論が対峙して、ECの方では今度は逆にそんなものじゃとでもだめだと、みんな各国が自分の力を尽くさない限りいままの世界経済の変動は直らない、こういう議論がいまECの方では大分盛んになってまいりまして、私は恐らく国際会議になりますといろんな角度から、もちろんアメリカにも、アメリカはみづから努力すると言っているわけでございますから、アメリカにもやはり大きな点を求めなくちゃならない。そういう意味で日本ももちろん批判的になること

は当然でございますけれども、日本だけが被害者意識を持つてやることもいかなるものであろうか。これからは非常に多様化していく国際情勢の中で、日本が世界の利益との一致点を見ながらやっぱりみづから努力していく、こういう態度がこれから一番望まれるんじゃないだろうか、こんな、非常に私の感觸でございますが、そんな感じがいたしているわけでございます。

○堀出啓典君 まず最初に、東京ラウンド交渉の完結が非常に大幅におくれていたわけでありまして、七五年の予定であったと聞いておられるわけですが、それが大幅におくれた理由はどのようなものでしょうか。それがまた、現在の見通しでは七月ごろまでは完結するように聞いておられるわけですが、その見通しがどうであるのか、お伺いいたします。

○説明員(羽澄光彦君) お答え申し上げます。国際ラウンドは七三年九月、東京で開始されましたんですが、その後石油の危機がございまして、その後も各国、特に主要各国が非常なる不景気に見舞われたわけでございます。その二つが東京ラウンドが予定どおり促進されなかった非常に大きな原因ではなからうかと思っております。

昨年五月、ロンドンにおきまして首脳会議が開かれたわけですが、そこでできるだけの年のうちに交渉の實質的進展を図ろうというところが合意されました。その後を受けて各国の準備作業はかなり促進されたわけでございますが、ことしになりました一月二十三日、ジュネーブで閣僚レベルの非公式会合が持たれました。アメリカ、ECがわが国とともにこの国際ラウンドの實質的妥結をなるべく本年の夏までに図ろうということを意図表明いたしておりますので、その線に沿って促進されることが期待されると思ひます。

○堀出啓典君 現在わが国もオファーを各国に先がけて提出をしたと、こういうふうに聞いておられるわけですが、その他の国のオファーの状況等、大体作業は順調に進んでおられるかどうか、その点はどうなんでしょうか。

○説明員(羽澄光彦君) わが方の出した作業、オファーのリストにつきましては、一番詳細にわたってよくできておるといいますか誠意がくまれる、特にこれほど詳しく出したのはアメリカと日本というふうに評価されておられるわけでございますが、その他の国からもオファーはほぼ出そろいまして、つい二、三日までジュネーブにおきましてそのオファーリストに基づきまして日本とアメリカとEC、一番主要国の間のまず打ち合わせが行われたわけでございます。そういうことで、オファーリストにつきましてもほぼ出そろいまして関係国間の協議が進んでおられる状況でございます。

○堀出啓典君 先ほど関税局長の方から、これからの東京ラウンド交渉で問題になる点についてはいろいろお話をあったわけですが、特に非関税措置については各国からのリクエストを勘案をしてできるだけ實質的なオファーを行うと、こういうようにいただいた資料にはあるわけですが、この非関税措置についての各国からの要求というのは大体どういう内容であり、それに対してわが国はどういうオファーをしたのか、これを簡単に御説明ください。

○政府委員(戸塚啓夫君) 先ほどお話ししたように、いろいろなりリクエストがわが国になされたんですが、その中で鉄工業関係で申しますと十五の事項につきましてインシアルのオファーを出した。その中身の点につきましてはちょっと交渉の段階にございまして発表は差し控えておいた方がいいと思ひます。

○堀出啓典君 今回いわゆる関税前倒し引き下げを行うわけですが、このわが国の措置に対して世界の国々はどう評価をしているのか。また、わが国政府としてもこういう前倒しを率先して行うというのを大いにPRをしてわが国の誠意を認めてもらい、今後の交渉をより容易にしていかなければいけないんじゃないか、このように思うわけですが、そういう点はどうですか。

○説明員(羽澄彦彦君) わが国のこのもろもろの措置は大変各国から高く評価をされております。

たとえ、米園におきましては例のストラウス代表でございすが、二月一日の上院財務委員会公聴会におきましてわが方のこの、一連の措置に言及いたしまして高く評価する旨を言っておりますし、その翌日二月二日ニューヨークで行われまし、た演説におきましてマンズフィールド駐日大使も同様に高く評価する旨を言っております。また、ECにつきましましては、二月七日に外相理事会が行われて日本問題が取り扱われたわけでございすが、その中でもわが国のこの一連の措置に注目するといふことを言っております。それは日本とアメリカとか日本とECとの関係におきましてもそういうことで高く評価されておるわけでございすが、特にわが国が率先してこういう措置をとったといふことが、自由貿易体制の強化という面で国際ラウンドに臨む各国の態度に対して非常なるいい影響を与えておると考えておる次第でございす。

それから、先生がおっしゃいました各国に対するPRでございすが、これも、各国別に、特にアメリカにはこの前ストラウスが来たときに説明したわけでございすが、ECとの協議におきましても非常に詳しく説明しておる次第でございす。また、そういう場を離れましても、大使館等を通じて関係各国にいろいろ説明する、同時にOECDとかガットとかといった国際的な場におきましてもわが国の態度ないし措置を説明しておる次第でございす。

○堀出啓典君 今回のこのいう関税の引き下げによりまして輸入の増加というものがどの程度見込まれるのか、これは非常にむずかしい問題だとは思いますが、しかしある程度の、確率の少ない予測はしていただけないか、政府としてもある程度の予想はしていただけないか、大抵どの程度の輸入の増加を見込んでおられるのか、特に輸入増が顕著であると考えられる物はどのような品目であるのか、これをお伺いいたします。

○政府委員(戸塚岩夫君) 先生お話しになりましたように、大変これは見込みにくい問題でございす。百二十四品目の輸入実績をとりますと、五十一暦年で約六千四百億円でございす。全体の加重平均の引き下げ率は二・九％、六千四百億ぐらいの輸入のあった物の関税率を二・九％引き下げるとどれぐらい輸入がふえるか。これは個々の産品につきましまして関税率が下がって価格が下がるとすれば、それだけ消費は伸びるからというので、そういうことをきくとやれるような社会科学的な手法というのは私どもミクロ的には持っていないですが、まあマクロのあれで、農産品関係について価格が下がったならば、それだけふえるか、鉱工業品について同じように、それだけふえるか、というふうなモデルを使いまして、これも一つのモデルがあるんですが、そうしますと大体まあ百億円以上ふえるかなあと。ただし、いろいろな予測の手法がありまして、二、三億ドルふえるというふうなものもあるわけでありますが、私ども来年度の予算を見積もる上からは一番かたい歳入を見積もっておく必要がありまして、輸入金額は百億円ふえるということを前提として歳入の予算は組んでございす。

○堀出啓典君 関税の引き下げで輸入品がふえる、このためにはやはり消費者価格が下がらなければふえないんじゃないかと私たちが思うわけであります。今回の関税の引き下げもできるだけ自由貿易を拡大均衡させていく、そういうことが大いにならねばならぬ、何といたしても関税の引き下げが国内の消費者価格の引き下げに連動するようにしていかねばならぬ、このように考えるわけでありま。

ところが、関税の引き下げよりもはるかに引き下げ幅が大きいいわゆる為替差益がどれだけ消費者価格、小売価格に影響しているかと、こういう点を先般経済企画庁が発表されたわけであります。この点について経済企画庁にお尋ねしたいわけですが、輸入価格が下がっても小売価格が変わらないものもあるわけですが、特に魚関係

が、輸入価格は大幅に下がっておるのに小売価格が逆に上がっておると、こういうデータが出ておるわけでありすが、これはどういふところに原因があるのか、どのように分析されておるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○説明員(下山修二君) お答えいたします。ただいま先生御指摘のように、政府といたしましては五十二年の十二月からことしの一月にかけては、これは第二回目の輸入品価格の動向調査というものをいたしました。その結果につきましては、ただいま先生が御指摘になったような事態があらわれております。

先生が御指摘になりました水産物、特にマグロというふうな例をお出しになりましたが、マグロの生産量あるいは輸入量というものは別々に逼迫要因というものはなかったわけでございすが、一言で申し上げますと、大体国内価格の比較的高水準というものに輸入価格も引上げられたというふうな分析はしているわけでございす。

○堀出啓典君 流通段階で食われておるんじゃないか、小売屋さんの意見ではどうも仲買が高いいんだ、仲買が言うのには、いやそうじゃないんだ、大体商社、問屋とか大手水産が出荷調整をして、いま言ったように国内の価格が非常に高いから、だから少々出荷調整して高くしても売れるからというので、そのあたりが大きな原因ではないか、このように言っておるわけですが、そうすると結局あれでございすが、いわゆる輸入価格が安くなつてそのメリットというものは、その利益というものは大体どこが吸収していることになるわけですか。いま言ったように、小売段階あるいは仲買段階あるいはそのもう一つ前の直接輸入する問屋、商社、大手水産、そういうところにあるのか、そのあたりはどうなんですか。

○説明員(黒木敏郎君) 水産物の小売価格につきましては全体的な状況を申し上げますと、一昨年の夏以降、御案内のようにイカでございまして、水産物の小売価格全体が上昇してまいったという状況があるわけでございす。特に昨年の四月から六月にかけては、日ソ両国で二百海里を実施する、あるいは日ソ交渉の長期化に伴う供給の先行き不安、こういうものが伴いまして大幅な上昇を見たわけでございす。しかしながら、その後は次第に小売価格も鎮静化してまいりまして、昨年の十二月の段階で見ますと、対前年比九・七％高というところまで全体的には落ちついてきていると、こういうのが実情でございす。

そこで、今回の輸入品の価格動向調査が公表になりましたので、その中で水産物、御指摘になりましたマグロ、エビ、タコ、こういったものが輸入なり卸売価格が下がっているのに小売価格は必ずしも下がっていないと、こういう指摘があったわけでございすが、企画庁の方からお答えになりましたように、国産物の価格に引き上げられた傾向というものが一つにはあるかと思ひます。

そのほかに、御案内のようにマグロやタコにつきましては加工の過程で月減りがいたします。大体重量比にしましては半分ぐらいに減ります。それから小売サービス、そういったものが加わってまいりますので、小売価格の中に占めます輸入原価の割合というのは二割ぐらい、これは今回の調査報告の中でも述べているわけでございすが、そういうことでございすので、まあ輸入なり卸売の価格の低下が直ちにすぐ小売価格に響きにくいというふうな状況は、特に水産物の、このマグロでございましてタコ等につきましてはそういう特殊な事情があるかと思ひます。

それから、同じ水産物、同一の水産物でございまして、規格、品質あるいは産地によりましてきわめて価格の差もございすし、それに伴いまして需給事情もかなり違ってくるというふうなこともございまして、一定の規格のもの、あるいは全体の平均値で全体の姿がなかなかとらえられないというふうな状況はあらうかと思ひます。

しかしながら、水産庁といたしましてはこういった調査結果が出ましたので、個々の具体的な

状況につきましてはお事情なり状況を把握した上で、具体的な対応を考へてみたいと、こういうふうな基本的には考へておりますが、ともかくこういうふうな調査が出ておりますので、それなりに受けとめまして関係業界を指導してまいりたい、こういうふうな考へております。その一環として、たとえばサービス販売による消費者への供給、こういったものも考へてまいりたいと、こういうふうな考へてゐる次第でございます。

○堀出啓典君 円高にしても、また今回の関税の引き下げにいたしても、そういうものが消費者物価、小売価格を下げる、それが一番望ましいわけでありまして、きのうも物価担当官會議が行われて、野菜の場合は出荷奨励金、そしてまた魚の場合は安売りを指導する、こういうことが決まりました。指導するといつたところが指導するの、実際にそういうふうな効果があるのかどうかですね。円高の差益というものが本当に消費者に還元するように、指導というのはいくつか、たゞやりやすさやりますと、指導だけで終わるのか、本当にそういう方法があるのかどうか、このあたりは経済企画庁としてはどうなんですか。

○説明員(下山修二君) 先ほど先生がお話しになりましたように、物価担当官會議でもそういう問題が出たわけでございます。これにつきましては、いろいろ水産庁の方を通じて業界の関係者に御指導申し上げるとか、あるいはまた三月から四月にかけて、いま計画中でございますが、安売りの運動を行うとかいうふうなことが具体的にはあると思ひます。

しかし、また別の面からいいますと、こういう調査の結果を消費者の方々に公表いたしました、その情報を提供するというのもまた大きな意味があると思ひます。したがひまして、そういう意味で国民全体がこれを監視していくという態度がまた物価の引き下げにも大きな効果があるものと、このように思つてゐる次第でございます。

○堀出啓典君 わかりました。

それでひとつ私が要望したいのは、やっぱりこういうことがありますと小売が非常に悪いんじゃないか、だけれど小売店には小売店の言い分があるわけですし、実際は小売店よりも仲買、あるいはもう一つさらに一番、直接輸入をする商社とか大手水産会社とか、魚の場合はそういうところに問題があるかも知れませんし、そのあたりをよく調べて、そしてそういう事実を公表してもらわないと、いまのような、ただ魚が輸入価格が下がったのに小売価格が上がつておると、こういうことだけでは、実際は利益を得ていないところが非難をされる場合もあるわけですし、そういう点をもう少し実態を調べてもらいたい。これはどうですか。

○説明員(黒木敏郎君) 先生御指摘になりましたように、私もこの調査の結果を踏まえてと申しますか、出ましたので、具体的な状況についてさらに把握をいたしまして、なるべく必要な指導を講じてまいりたい、こういうふうな考へております。輸入価格というものが低くなりまして、やはり長い目で見ますと消費者に還元されるべきでございますし、還元されていくものだ、こういうふうな考へております。そういう意味で、そういう視点からも具体的な状況をさらに把握いたしまして必要な指導を講じてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○堀出啓典君 それから、ただいま審議をしてゐるこの法律案は施行日はいつなのか、また、関税引き下げは「他の改正事項に先立ち、改正法の公布の日から施行する」とありますが、この「公布の日」とは国会で成立した後いつごろをめぐとしておるのか、これはどうですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) この法案の施行日につきましては、いまお話しのように、関税の前倒し引き下げの分につきましては法律の公布の日から施行ということを書いてございます。ほかの事項につきましては、それぞれ附則で規定を設けておりますが、簡単に申し上げますと、いわゆる日切

れで、本年の三月三十一日に日切れになるという事項につきましては四月一日からの施行、また、石油税の創設に伴つての原重油関税の引き下げにつきましては石油税が施行となる日から、ただ開発原油につきましてはなかなか引き取りが困難であるという実態が続いてゐるわけでございますので四月一日から、さらにはまた、酒税の改正に伴ひまして簡易税率表を要するといふ部分につきましては酒税法が施行になる日からというように、事項によりまして施行日を異にしてゐるわけでありまして。

前倒しの部分につきましては公布の日から施行というように提案しておりますのは、御承知のように東京ラウンド本格交渉の段階に、具体的に日本は施行したんだということを海外に示していくことは大変意味があることであるし、かつまた、少しでも関税率を引き下げて輸入の増大に資するという目的でもございまして、できるだけ早く国会においてお認めいただきまして公布を即日施行と。国会のことでございまして、私ども何日ということは申し上げられないのでございしますが、できるだけ速やかに可決成立を願つていただきます。というところをお願いする次第でございます。

○堀出啓典君 国会で成立すればすぐ公布できるのか、あるいは準備期間があつて一週間後に公布できるのか、それはどうなんですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 若干末端の税関までの手続というものはあるわけでございますが、もうすぐにも施行できるような準備は整えてございまして、成立しましてから二、三日余裕を、期間を見ているに過ぎないならば施行できるといふように考へております。

○堀出啓典君 それから、今回の「措置により特定の貨物の輸入が増加し、国内産業が相当な損害を受け、または受けるおそれがある場合」の引き下げの措置、そういう場合は関税をもとにする、こういう措置が定められてゐるわけでありまして、実際に今回の措置によつてそういうおそれがある、可能性のある貨物というのはあるのか、

そういうものはないけれども、ただ念のために入れておくにすぎないものなのか、その点はどうですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 先ほど大臣が税務委員の御質問に答えられましたように、この百二十四品目の選別の考へ方は、貿易上非常に優位に立つてゐると、関税率が比較的よその国に比べて高いと、そういう物の中で中小企業の製品は除外であるとか、あるいは極端な不況業種の製品は除外といふことで厳選しておりますので、法律で書いてあるような急激に対象品目の輸入がふえまして国内産業に相当な損害を与え、または与えるおそれがあるような事態はまあないといふように思つておりますが、先づいふことになるかわかりませんので、そういう規定を置かせていただいてゐるということでございまして。

○堀出啓典君 それから、原重油関税を七百五十円キロリットル当たりを六百四十円に下げるわけでありまして、この下げる理由は何かあるのか、それをお伺いします。

○政府委員(戸塚岩夫君) 七百五十円を六百四十円に下げるといふ点でございますが、これは御承知のように五十二年度の関税改正の際に、石油供給安定化対策の緊急性及び当時の財政事情から、従来六百四十円でありましたものを百十円引き上げまして、キロリットル七百五十円に暫定的に税率を張つたわけでございます。これに對しまして、五十三年度石油対策にかかる財政需要が大きいたうことにも配慮をされて石油税が創設されることを予定してゐるわけでございます。この石油税の税率が石油対策の方にも回つていくといふことになりまして、これを考慮いたしまして、五十二年に上げました暫定的な引き上げをそれ以前の水準に戻すこととしたわけでございます。

○堀出啓典君 原重油関税は廃止せよとの意見が関税率審議會や関係業界からもずっと出されてきておるわけでありまして、政府としてのこの原重油関税についての今後の方針はどうなのか、これ

を伺っております。

○政府委員(戸塚岩夫君) いま御指摘のように、原油開採は無税であることが望ましいというような答申を閣議審議会からもいただいておりますのでございまして、私もその意見を十分聞いておるわけでございしますが、御案内のように、原油開採はエネルギー対策、特に石炭対策の財源ということで暫定的に設けられているものでありまして、いまなお石炭対策の重要性ということと認められるわけでございしますので、直ちに原油開採税を外してしまうことは、そのかわりの財源を求めるともむづかしい現状においてはやむを得ないではないかというので、将来の方向としては十分検討をしてみたいというように考えているわけでございします。

○堀出啓典君 それから、石油税の創設は六月一日から予定されているわけでありまして、したがって、今回原油開採税を下げるといふことも石油税の成立を見込んでの引き下げであるとも私たちが判断をいたしております。それで、この石油税が見送られても原油開採税の引き下げは変更しないのか、これはどうなっておりますか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 七百五十円を六百四十円に下げますのは、石油税の方が新設されることに伴ってそういう税率にするということとございします。いまの先生の御質問のように石油税が創設されなかった場合には七百五十円、現行よりもいくということになると思っております。

○堀出啓典君 その場合でも、いわゆる開採原油に対する開採税の引き下げは予定どおり行くと、この判断はいいわけですね。

○政府委員(戸塚岩夫君) そのとおりでございます。

○堀出啓典君 今回開採原油の輸入促進というところが一つの意図ではないかと思っておりますが、たしか石油危機のときに、政府としても将来のエネルギー対策の一つの柱として開採原油の輸入をふやしていこうと、そうして将来はわが国の原油輸入の三分の一は開採原油に頼りたいと、こ

ういうたしか方針であったと思っております。ところが、先ほどもお話があったように開採原油がわずか九割である。だんだん年々下がってきておるわけでありまして、一方、開採原油はわが国には来ないでほかの国へも売られておる、こういうように聞いておるわけでありまして、開採原油がなぜわが国にこないかという理由は先ほどエネルギー庁の方から答弁があったわけでありまして、わが国の開採原油の生産量というものはどの程度であるのか、それからどの程度がわが国へ入って来ておるのか、そのあたりはどうなっておりますか。

○政府委員(古田徳昌君) 現在わが国の自主開採原油としましてわが国が引き取り得る量は、一日の生産量で言いますと七十万バレル、一年の量で言いますと約四千二百万バレルでございします。これに對しまして現実にはわが国に引き取られなかった量は五十一年度で約四十万バレル・パー・デー、一年の量で言いますと二千四百万バレル・パー・デーというようになっております。

○堀出啓典君 そうしますと、資源エネルギー庁としましては、今回のこの措置によってわが国へ入って来る自主開採原油の量はどの程度ふえるかと見込んでおるのか、その点はどうか。

○政府委員(古田徳昌君) 特に効果が出てくるのはアラビヤ石油のカフジ原油ではないかと思っておりますが、カフジ原油につきましてはその品質が重質のため五十一年度、五十二年度におきまして引き取り量がかなり減少したわけでございします。昨年につきましては約十萬バレル・パー・デー、すなわち一年の量がいきますと約六百萬バレル・パー・デーということになります。これを少なくとも二倍ぐらいいは持つていけるのではないかと、うううと私どもも期待しております。つまり一日当たりの量で言いますと二十万バレルということになっております。

○堀出啓典君 いまアラビヤ石油ですか、そのお話だったわけですが、日本全体で自主開採原油というものがどの程度ふえる見通しであるのか、その点はどうか。

○政府委員(古田徳昌君) 今回の特別な措置の対象となりますのは、カフジの原油とイランのバスター・ヘビというところになっております。したがって、この両方がどの程度ふえるかということとございしますが、先ほど申し上げましたように、特にカフジ原油について効果が出てくるんではないかというふうには考えているわけでございまして、この増量が六百萬バレル・パー・デーといふことで私も期待しているわけでございします。

したがって、従来の実績で言いますと二千四百萬バレル・パー・デーが三千萬バレル・パー・デーを上回るような姿になる、ないしそこまで持っていくたいというふうには考えているわけでございします。

○堀出啓典君 しかし、それにしてもわが国の自主開採原油は四千二百萬バレル・パー・デーでありながら、そのすべてがこちへは入ってこないわけですね。もちろんいまは油も世界的には非常に供給過剰の状態では、その必要はないかもしれませんが、いままでのわが国の方針から考えれば、少なくとも自主開採原油はすべてわが国へ引き取っていくことが将来の石油の安定確保の上からも私は必要なんじゃないかと。したがって、今回の原油開採税の引き下げだけの処置では不十分じゃないか、もう少し抜本的な対策を立てるべきじゃないかと考えるわけでありまして、その点はどうかと思っております。

○政府委員(古田徳昌君) いまのお答えの前に一つだけ訂正させていただきますと思ひますが、先ほど私イランと申し上げましたが、イラクの間違ひでございしました。

それから、自主開採原油の引き取りの促進についてでございますが、これは私どもの方の総合エネルギー調査会の中の石油部会でもその促進のための努力を非常に強調しております。中間答申でもその点について触れられておるわけでございしますが、行政指導面での程度のことができるか。たとえば、かつてやりましたようなプロラタ方式まで採用できるかどうかといった議論、あるいは関税面におきます特別措置のほかに何らかの

経済的なメリットの付与の施策はとれるかどうかといったふうな議論を含めまして御審議をいただいているところでございしますが、この全体のとりまとめを八月ごろ予定しておりますので、それまでにぜひ十分御審議いただいて、その結果を施策面で反映していきたいというふうに考えております。

○堀出啓典君 世界的に今後油の供給というものがだんだん逼迫してまいりますと当然重質油も使わなければならぬ、こういう方向に変わることとは当然じゃないかと思ふわけであります。そういう点から、やはり今回の開採原油に関する重質油の開採引き下げだけではなしに、わが国全体として重質油対策をどうするか。中国からの原油も非常に重質油であるわけでありまして、そういう重質油に対する対策をひとつ今後とも政府としても強力に進めてもらいたい、このことを要望をしておきます。時間がございせんので、答弁は結構です。

それから次に、今回の内容の中で、アルミニウムのかたまりを関税割当で制度の対象としているわけでありまして、御存じのように、アルミ業界は非常に過剰設備を抱えて、不況業種の最たるものの一つであります。今回のこの改正によりましてアルミ業界に對しどの程度の影響があるかと考えておるのか。これは通産省の御意見を承ります。

○説明員(原木雄介君) お答え申し上げます。

ただいまのところ、アルミニウム産業がアルミニウム製錬業でございますが、大体年間に発生いたしております赤字が約三百億ないし四百億と目されております。今回こういう特別な関税割当で制度の導入ということによって得られますメリットといたしましては約三十億から四十億の間と、こう思われておりますので、これのみをもって赤字が全部消えるということにはならないかと思ひます。したがって、効果としては、この直接的な三十億ないし四十億の赤字補給に使われるというもののほかに、いろいろな措置

というもののインセンティブと申しますか、たとえば金融機関に対する金利低減と、そういったものへのインセンティブという意味もございまして、ほかのいろいろな措置と並行してまいりますと、アルミニウム製錬業自体の再生への一つのきっかけになると私も考えております。

○堀出啓典君 今回このアルミニウムを関税割りで当てる制度の対象とし、私の聞いている範囲では、いわゆる一次税率と二次税率を設けて、そうして関税の一次税率の適用を受ける輸入業者は、いわゆる一次税率と二次税率の差の金額を構造改善協会へ拠出をし、それをアルミ業界の今後の体質改善にも役立たせていくと、このように聞いておるわけでありますが、そのように理解をされているかどうか。

○説明員(原本雄介君) いまの御意見のとおりでございまして、需要業界の協力を得て九割と五・五割の差額の三・五割を構造改善協会に拠出していただくということになっております。

○堀出啓典君 その場合、輸入する方からすれば一次税率の適用を受けても二次税率の適用を受けても結局は同じなんです。ところが、一次税率の適用を受けるためには手続も非常にややこしい、そんなことよりはもう適用を受けないで二次税率でどんどん輸入すれば同じことじゃないかと、そうなってしまうと今回の割り当て制度を設けた意味がなくなってくるんじゃないか。私はやはりそういう点、一次税率の割り当てを受けて輸入した方が多少はメリットがある、こういう差をつけたいとなかなか行政指導だけでは協力も得られにくいんじゃないかと、そういう点を心配をしておるわけでありますが、そういう心配はないのかどうか、その点はどうなんですか。

○説明員(原本雄介君) 御指摘のとおりの問題がございまして、二次税率の九割で入れても一次税率で入れても三・五割の差額というものを全部いただくまですと、手続その他の関係で逆に逆ざやという事態も考えられるような事態になっております。したがって、過去昭和三十三年に実施い

たしました銅の場合でございまして、万三円の関税に対して二万七千円をいただいた前例がございまして、その点を勘案しながら私もとしてインセンティブになるような幅というものをいま検討中でございます。また、この点についていまそういったインセンティブだけではもちろんまだ十分とは思われませんが、いまの段階で国内の製錬があつて輸入が安価に入ってくるというような観点もございまして、商社あるいは需要業界の協力というものは十分いただけるというように私も考えております。

○堀出啓典君 関税率審議会調査部会はその附帯決議として、「アルミニウム製錬業の再建のための施策について多角的、かつ抜本的に再検討されることを強く要望する。」とこのようにあります。これは今回のアルミニウムに対する関税割りで当てる制度というものはやむを得ない措置として、その後このような決議がつけられているわけでありますが、このアルミニウム業界の抜本的な再建について、これは通産省に余り聞いておると時間がございせんので、大蔵省として、大蔵大臣にこれを聞くわけなんです。大蔵大臣にはまだ一回も質問しておりませんので、最後にそういうアルミニウム業界の抜本的な再建等について大蔵省としてはどういうことを考えておるのか、それを伺っておきます。

○国務大臣(村山達雄君) 今度の割り当て制度並びに三・五割の税率の引き下げということは、関税制度としては全く異例の措置であることはもう御承知のとおりでございます。しかし緊急やむを得ざる必要で、関税審議会でもやむを得ざる緊急措置として認めていただいたわけでございまして、大蔵省といしましては実施官庁である通産省に抜本的な対策を来年までに考えてほしい、こういうことを強く希望しているわけでございまして、もとよりその内容につきましても、業界のいろいろな面々からの解決努力あるいは通産の指導等にかかるところでございまして、たとえば電力の値段を一体どういうふうにするのか、こういった

大きな問題が残っているのではなからうかと、かように思っておるところでございまして。

○堀出啓典君 このアルミニウム製錬業の構造改善をどうしていくか、これはアルミニウムのみならず、その他の不況産業を含めて今後国会において新しい法案も準備をされておるわけであります。現在、アルミニウム製錬業界の救済のためには今回のこの関税割り当て制度によるものと、さらには金融機関等による金利のたな上げ等の援助、これもかなりなされておるわけであります。現在は大体その程度の金融機関からの金利のたな上げ等が行われておるのか、これはもしわかりましたならば……

○説明員(原本雄介君) 金利の問題でございまして、政府系金融機関につきましては一応いま銀行局の方と九割以上のものにつきまして八・九割へ下げたいかどうか、いろいろ銀行局と折衝中でございます。

それから民間金融機関でございしますが、これは各行いろいろございしますが、私も承知している範囲内では、メインバンクはおおむね大体プライムに近いところまで来ているというように承知いたしております。しかしながら、アルミニウム製錬業の置かれております立場というものは非常に深刻でございまして、各製錬会社個々に金融機関と折衝して、その辺をうまく再建への糸口がつかめるようにしてくれと、こういうことをいたしております。いまのどうかというところは具体的ににはちょっと申しかねるということでござい

ます。

○堀出啓典君 それでは時間が参りましたので、細かい点は省略いたしまして、最後に大蔵大臣にお伺いしておきたいと思うわけでありますが、先般水産産業が倒産をし、いわゆる倒産の状態になりまして、銀行管理の企業が倒産をした、そういうところから一つの新しい時代に入ってきたのではないかと、こういうことが言われておるわけでありまして、私たちが、そういう大きな企業が倒産

をするということは非常に影響も大きいわけで、当然救済をしていかなければならない。しかし、一方このアルミニウム業界に対する金利のたな上げにしても、あるいはその他の業界における銀行の救済にしても、もとは何かといえは大眾の貯金によって生まれた利益でありまして、そういうものがどんどん使われていくということについては、一方では矛盾も感ずるわけであります。しかし、さらにそれが高じて今度は銀行が不況産業じゃないか、どこそ銀行が非常に危い、こういう信用不安というものになればこれは非常に大きな問題じゃないか。こういう事態を迎えて、大蔵大臣としてはこういう非常な不況産業を抱えた金融機関のあり方としてはどのように指導していくのか、そういう点を一点最後にお伺いしたい。

それともう一つは、アルミ業界にいたしまして、また造船業界にしても鉄鋼業界にいたしまして、非常に過剰設備を持っておる。しかし、そういうものは政府の高度経済成長政策、政府の経済の見通しの誤りから突は生じたわけでありまして、そういう点も多分にあると思うんですね。ところが、そういう政府の責任というものが追及されないで、その責任を全部業界にかぶせ金融機関にかぶせるといふことについては私たちが非常にすっきりしない。政府の責任は一体どうなんだと、こういうこともやはり言いたくなるわけなんです。この二つの点について大蔵大臣の見解を承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) 御案内のように、日本の経済はいわば自己責任あるいは自由主義経済、あるいは別の言葉で申しますと市場経済を中心にして行われております。政府は毎年経済見通しを発表しているわけでございまして、好ましいマクロの姿、あるいはまた、それはある意味でミクロの指針になると思ひますけれども、そういうものを発表しているところでございまして、したがって、いま堀出さんのおっしゃった問題はき

わめてデリケートな私はバランスの問題であると思ふのでございます。金融機関といたしましては、もとより非常に信用、秩序を保つておるある意味で公共性の非常に強い機関でございますから、当然こういう不況の時期におきましてはできるだけ援助をしまして、そして取引先あるいは実体経済の援助をするということは当然のことであらうと思ふのでございます。私たちは、最大限に金融機関がその公共性を發揮してそして援助をすることを求めているわけでございます。

しかし、いま委員も御指摘になりましたように、それだからといって、大事な預金を預かっているわけでございますから、底なしにやっていたら、これは単に金融機関みずからの経営が危ないだけでなくて、預金者の大きな信用不安を招くことは当然でございます。したがって、そこにはおのずから限度があることは当然なことであらうと思ふのでございます。したがって、そこは絶えず貸し出しにおいて、また自後の貸し出し先の経営状況について綿密な調査をし、そしてそれに対処した方法をとらなければならぬのは当然であらうと思ふわけでございます。

しかし、往々にしまして、なかなかわからないということも事実でございます。特にその不況になった原因というものは、非常に昔の話を、永大産業の例なんかを申しますと石油ショック後非常に大きな設備拡張をいたした、その結果として合板あるいはプレハブ、こういうところで競争力を失ってきた、こういう例でございます。ですから、その辺の程度と申しますかバランスというものは非常にわれわれはむずかしいと思つておるわけでございます。したがって、そこはおのずから節度をもつて、そして早目早日にやはり経営指導をしていくということは金融機関に与えられた当然の任務でございます。それでいざというときには最大限のやはり協力をしていく。特に関連企業、あるいは永大の場合で言いますとユニザー、さらには雇用者、こういった人たちに對しては可及的に援助をしていくというようにわれわれ

れは指導をしているわけでございます。

政府の責任という問題でございますが、経済見通しは必ずしも全部が当たっているわけではございません。非常に残念なことでございますけれども、世界経済の大きな変動のもとでそれは全部が全部当たっているわけではございませんけれども、しかし、マクロの見通しを立てるというところはやはりミクロにとつても一つの指針になると思つてはいるわけでございまして、この経済の見通しを誤らないように、それからまた、ある程度理解する方も幅をもつて、こういう時代でございますから、御理解をいただきまして、そしてそれそれが自分の責任において対応していただくようにぜひお願い申し上げたい。そのためには、今後あらゆる意味で、企業家のデイスクロージャーの問題であるとか、あるいはいろんな情報の周知徹底の問題であるとか、こういうことが今後進んでいかなければいけないであらうと思つておるわけでございまして、われわれは資本市場の今後の発達、あるいは公社債市場の発達、さらには間接金融の問題につきましても、こういう角度を踏まえまして、できるだけ過ちなきを期してまいりたい。まあ決め手がないのでございまして余りこれでもないという決め手はないのでございましてけれども、やはりいまの経済体制を考えますとそういうこと以外にはないであらう。努力を積み重ねてまいりたい、かように考えているわけでございまして。

○委員長(嶋崎均君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松垣徳太郎君が委員を辞任され、その補欠として降矢敏雄君が選任されました。

○佐藤昭夫君 質問いたしたい問題多々ありますが、時間の制約もありますし、いましがたも出ておりましたアルミの関税にかかわる問題は衆議院で荒木議員が質問をいたしましたので、私は問題をしばつて質問をいたしたいと思ひます。

まず第一の問題は、今回提案をされております百二十四品目におたる関税の前倒し引き下げ、この問題は多分にアメリカからの圧力に、日本の政府としてそれに屈服をしたんではないかという感じが私どもは強く持つておるわけであります。この点についての大臣の見解はどうですか。

○国務大臣(村山達雄君) これはしばしば予算委員会その他でも申し上げましたように、アメリカからいろんな要望があつたことは事実でございます。しかしながら、日本はアメリカの圧力があつたからということではなくて、日本みずからの利益のために、それは当然今日の国際社会でございますから、国際的な利益と日本の利益のつながるその一致点、共通の利益に従つてやつておるわけでございまして、したがって、この前の対外政策というのにも別にアメリカだけを意識したわけでもございませんし、また、ECに對しても十分考慮を払つておるわけでございます。

それからアメリカ自身、アメリカと日本の貿易收支の問題を全然彼らは問題にしていない。グローバルとしての経常收支の問題、その達成手段としての好ましい成長率について日本にお願いしている。日本もまた自主的立場で最大限の努力をする、こういうこととございまして、アメリカの圧力に屈服したものというふうにはわれわれとつていないところでございまして。

○佐藤昭夫君 そのような答弁でございますので、いま一度ごく主な点だけ今回の前倒し関税の引き下げにかかわる日取りを、足取りを少ししたつてみたいというふうに思ひます。

私もいろいろ調べてみました。九月十三日に日米高級事務レベルの会議で、アメリカ側から一般的な日本の輸入問題と切り離してカラーフィルム、電算機の関税の引き下げを要求をした。これに對して九月二十日の日に、政府がかなり各分野にわたる総合政策とも言うべき「対外経済政策の推進について」という政策を決定したわけでありまして、この中で関税引き下げの問題については東京ラウンドへの取り組みとして、その東京

ラウンドへの取り組みを通して合意された交渉日程に從い対応していくという方針をその中でも明記をしているわけでありまして、十月十二日、今度はECのジャンキンズ委員長の方から、ブランドー、乳製品など三十品目の加工食品の関税を東京ラウンドに先立って行うことを要求をし、当時の大蔵大臣が再び、この際も、東京ラウンドの場を通じてやりたいというふうに新聞を通して見解表明をしているわけだ。

ところが十月十五日、衆議院の予算委員会の場で、福田総理が質問に答える形で、米欧の関心品目について前倒し引き下げを検討しておるという旨の答弁をしたわけでありまして。

こういう経過をたどつて、十一月十一日に前倒しについての大蔵案というのが発表になりました。この時点では六十品目程度、一〇%程度、こういう内容で大蔵案というのが発表になっていくわけですが、重ねて十一月十九日の日に日米事務レベルの会議においてリバーズ案というのが要求をされた。ここで製品輸入比率を現行一九%から四〇%に引き上げる。同時に、自動車、電算機、カラーフィルムなど具体的な輸入拡大策を示せ、工業製品ばかりでなく農産物も思い切つて関税の引き下げを行へ、一〇%程度の引き下げでは低いということを正式に要求をしているわけでありまして。さらに、同日アメリカ側から五百ないし六百品目の関税引き下げリストを日本側に提示をしたというふうに新聞に報道をしております。

こういう経過を経て、十二月二日の日に前倒しについての政府の方針決定というのが新聞報道されておりますが、八十品目におたる関税の引き下げを行うというふうに報じております。そしてさらに、十二月十四日の日に今次提案の基礎になります政府の前倒し引き下げの全容が発表になりました。百二十四品目、平均二三%の引き下げを行うということが決定をされ、そして関税率審議会の諮問、答申を経ながら一月の十三日、日米共同声明で二十億ドルの輸入にかかわる関税の前倒

し引き下げの四月一日実施をその中ではつきりとうたい、さらに今次提案、さらにそれを一歩進めて共同声明では四月一日実施と、こう書いておいたわけですが、法律の公布の日から直ちに実施をするという今次法案の提案になっておると、こういう経過をたどっておると思うのでありますが、私が申し上げましたこの経緯、大筋で間違ひありませんね。

○政府委員(戸塚岩夫君) 私、先生の御指摘のいろいろな点に、正確にメモしなかつたので大変恐縮なんですけれども、まず九月十三日に準備僚レベルの日米の会議が持たれたという際に、向こうから関税の東京ラウンド妥結前に前倒しをしてくれというような話は、私も会議に出席いたしたもので、つきりそういうことはなかつたということは申し上げられます。

翌日、バーグステンというアメリカの外務次官補が私のところに参りまして、かなり東京ラウンドの全般についての話はありましたけれども、その際に関税の前倒しをやってくれというような話は全然出ておりません。

それから、十一月十九日に日米事務レベルの折衝でリバーズという通商代表の法律顧問が参りまして、その際も私会っております。新聞に五百ないし六百の品目について関税前倒しの対象品目を選んでくれというように報道はございましたけれども、そういう具体的な要求は一切ございませぬ。私、最後別れるときに、その品目リストを置いていきまして、それはたしかサゼン・ジョン・フォア・タリフ・リダクションということで、実行税率がどうなっておるかという品目がずらっと並んでいるだけで、もし日本がやってくれるとすればこの中から選んでほしいなあという趣旨のリストを何の説明もなく置いていったというのが事実でございます。それが新聞では、具体的な引き下げ品目の要求がなされたかのごとく報ぜられたことは大変遺憾だというようにはつきりここで申し上げられるのが実態でございます。

私は、およそ一國の関税率というものは他國の

要求によってみだりに上げ下げするべきものではないというように思っております。日本は淡々とこの国際経済情勢を考へるならば、やはり東京ラウンドを早く妥結させるような姿勢をホスト国として積極的に示すことが利益だという判断で、関税率審議会に原案を出して、そうして答申をもらつて、今日ここに法案を御審議願つてゐるという段階でありまして、また、施行の日につきましても、新聞では四月一日というように趣旨からいきまして、できるだけ早く日本の姿勢を示すことが利益だという判断で、公布の日から施行というところをお願いしているわけでございまして、いま先生の御指摘になりました、およそ外國の圧力によって一國の関税を動かすなどというような不見識な気持ちはございせんから、その点はつきりさせていただきますと思ひます。

○佐藤昭夫君 えらい大きな声で強調されておりますけれども、どうなんですか、そうしたら九月二十日の、さつき私も触れました総合的な政府の政策の一環としての「対外経済対策の推進について」というあの文書ですね。あの文書の中では、はつきりと関税引き下げの問題については東京ラウンドへの取り組みを通して対処をしていくんだというふうに明記しておつた。物の一カ月もたない間に、十月十五日の予算委員会でも総理の答弁がかわつてくるという、こういう歴然たる事実、あるいは一月十三日の牛場さんが行かれた日米共同声明のあの中であつたうぐだりが出てくるでしょう。「大臣は、一九七八年度においては、日本の經常収支黒字は内需の拡大、最近数カ月における円の上りの効果及び、これらが問題ですが、「外國商品の日本市場に対するアクセスを改善するための一連の新たな措置を通じて、大幅に縮小するであろうと付言した」というふうに書いておるという問題やら、あるいは実際に今回の提案をされていまして関税前倒し引き下げの品目の中には、つとにアメリカなんかが強き要求をしてきた品目が大きく入つておる、こういう点

からいつてみて、やはり率直に、それは当然日本の政府でありますから日本の産業の実情を踏まえて自主的に検討したというのはいおぼ理の当然の問題であつて、しかしなかなか強いアメリカ側からの圧力があつたということは認めるべきで、当然じゃないですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) まあ東京ラウンド、先ほど外務省の方からはかの委員の御質問に対して答へがありましたように、四十八年の九月に東京で宣言されてからなかなか進展を見なかつた。しかし、去年の五月にロンドンで首脳会議が開かれた際に、福田総理が、東京ラウンドをこしじゅうに実質的な進展を見せるようにしようではないかという提言をされましてそれが採択された。それから七月から八九月まで動くようになってきた。そういう際に、ホスト国日本としてはやはり下げられるものを下げていく。そうして、まごまごしてれば世界は保護貿易主義の台頭で恐慌的な様相だつて考えられるわけでありまして、そういう際に日本が積極的に何とか態度において示すことはできないものかということを私はひそかに考へておりました。

その際には、アメリカの関心品目だからというんじやなくて、日本の関税率の中で外國に比べれば比較的高いとか、あるいは貿易上日本が非常に優位に立っているという物の中から選ぶ、あるいは日本が供給できない物を選ぶというように、先生が今度の百二十四品目の中にはアメリカの物が入っているではないかという御指摘でございますが、それは入つております。しかし、全体で五十一年度の輸入実績でいえば約六千四百億でございますが、その中で、一体アメリカの輸入額の中で今度の前倒し品目のカバの率はどれだけかといひますと六・一%です、ECが二・一%です、というように、決してアメリカの輸入額の中で関税前倒しの対象品目を選んだ物のウェイトが高くないという実態にはなつておりません。ECが結果的には一番高いという数字になつてゐるのであり

ます。誤解を解いていただきたいというように思ふわけですが。

○佐藤昭夫君 この問題だけで論争してはいますとこれだけで深夜になりますから。

いづれにしても、いよいよ東京ラウンドの本番に向けての取り組みが引き続き進んでいくわけでありまして、ぜひとも日本の産業に対する影響を慎重にひとつ検討をして東京ラウンドに向けては対処をしていくんだと、日本としての自主的な立場から対処をしていくんだという基本態度、基本方向、これは確認をしてよろしいわけですね。

○政府委員(戸塚岩夫君) そのとおりでございます。

○佐藤昭夫君 それでは、日本の産業にこういう関税引き下げの問題がある分野では重大な影響を与えるんではないかという問題の一つとして、いま山梨県などで大きな問題になつておりますワインの問題を一つの例にしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

例の稲作転換政策によって多くの農民の皆さん方が米作からブドウづくりに転換をしてきた、それが大きな比重を占めておることでありまして、このブドウが醸造用として大きな不安が出てくるんではないか、また、地場産業として成り立つてきたワインメーカーの経営が心配をされるんじやないかということが山梨県下では大きな一はかの県にも多少ありますけれども、問題になつておると思ひますが、当然こういう点は配慮をされたことと思ふんですが、たゞえは関係者の意見は十分聞かれたのか、あるいは今次提案の中でどういふその点の配慮がにじみ出ているのかという点についてはどうですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) ワインにつきましては、先生御承知だと思ひますが、よその国と比べますと大変関税率が高くなつております。国内のブドウを使つていくのと、もう一つはバルクワインを輸入してまづポトルするといふような形で国内ではワイナリーが製造してゐるというのが実態

でございます。

今度の関税率の際にも、関税率が相当高いわけでございますが、何と多少下げてもらえないかという事を担当省である農林省ともいろいろ相談しまして、もちろん農林省としては山梨県当局とも御相談になったことと思いますが、結果といたしましては、ポトルのワインにつきましては二・五%を下げ、バルクのワインにつきましては現行どおり据え置くというような措置をとったわけでございます。バルクワインは大部分がいま特惠関税で一リットル八十円という関税が入っておりまして、そういう安いワインを引き取りますと、ワイナリーとしてはその原料も使い、また國産のブドウもそれなりに高く買えて、まぜてコストが下げられるということになりますので、やはりバルクのワインの方は一リットル八十円というように低くなってまいりますので、これをさらに下げますと國內のブドウ生産農家の脅威にもなるというようになことで、これは前倒しの対象品目からは除くという事を積極的にやったわけでございます。

○佐藤昭夫君 いまのようなことでありますが、そういう点で十二月の上旬に山梨県の知事からも政府の方への強い要請が行われたということになっておりますし、また、昨年の十二月二十一日には山梨県議会で決議が採択をされて、輸入ワインの関税に関する意見書という形で同趣旨の申し入れを政府の方へやってきています。

お尋ねをするのでありますが、國産ワイン、地場産業を安定的に守っていく、そういう点でいわれる外国産ワインの関税引き下げはもうこれ以上は行わない、東京ラウンドの本番でさらに再び下げるといふことはひとつやめてくださいということになっておるのですが、そういうことはしないということを確認できますか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 先生お話しのとおり、山梨県の方からそういう対策について陳情を受けておりまして、その一つの項目の中には、外国産ワイン、びん詰め物の関税引き下げはこれ以上行わないことという要望がなされております。私

もとしましては、そういう御要望もあることで十分検討はしているところでありますが、御承知のように、東京ラウンドというのは八年間のあるべき姿を考へようということでございますので、八年間ずっといままの関税でいいかという問題についてはもう少し慎重に検討してまいりたいと、いまは白紙でございます。

○佐藤昭夫君 時間の制約がありますのでつづめてお尋ねをいたしますが、二つ目の問題として要望が出ております外国産ワインのバルク物の関税引き下げは行わないようにという点、あるいは國內の原料ブドウの優先使用ということを基本にした外国産ワインの輸入調整方式を確立をしてもいいという問題とか、あるいはブドウ農業とワイン産業の育成が図られるよう税制上、金融上の措置を含めひとつ施策の充実を図ってもらいたい、こういう点についてはどうですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) お答えいたします。いま先生から御質問のございましたいろいろな要望、四項目の要望が行われておりますことにつきまして、御質問のとおりでございます。

いろいろな要望があるわけでございますが、その背景には、やはり関税率の引き下げによりまして競争上比較的不利な立場に置かれます國産ワインメーカーが、國産の原料ブドウを購入しなくなるのではないかというふうなあるいは危惧もあるのかというふうなわけでございますが、いずれにいたしまして、いろいろの問題がございまして早急な対応は困難な状況でございます。

当面の措置といたしまして、バルクワインの関税につきましては現状どおりとするということ、五十二年産のブドウにつきましては五十二年産と同様の取引をするということ、ワイン対策につきましても、以上三つのことにつきまして農当の同意を得たわけでございます。その結果、國税庁といたしまして、五十二年産の原料ブドウにつきましては五十二年産のものと一緒にする、事前取引契約をやるということで指導いたしましたワインメーカーの了解を得てお

るわけでございます。

それから、ワイン産業の対策検討会につきましては、第一回目を一月の末に開催いたしました。昨日第二回目を開催いたしました。いずれにいたしまして、問題の性格上、非常に具体的な結論を早急に得るといふのはかなりの時間を要するのではないかとこのように思われますので、國産ワインと原料ブドウの共存共栄ということを基本といたしまして、五十四年度以降のワイン用の原料ブドウの安定取引というものを含めましてそのあり方を検討してまいりたいというふうに思っております。

○佐藤昭夫君 いずれにしまして、東京ラウンドに向けての東京宣言の中でも、この関税引き下げの問題については、いわゆる工業製品と農産物のについては画一的に扱うのではなくて、それぞれ國の農業を守る立場からの十分な配慮を行っていく必要があるというふうに書いておる問題であります。

あるいはまた、時間の関係で触れることができませんが、今回の提案の中でいわゆる前倒し停止条項ですね、重大な影響のある場合またはそのおそれのある場合前倒しを停止をするという、この物差しについてもいろいろお聞きしたいわけでありまして、衆議院の方で議論なさったその制度の説明としては、その産業の半分以上の企業に影響が出てくるという場合にはこの停止条項の一つの物差しになるといったような答弁をなさっている。

そういう点から見ますと、たとえばこういうブドウ産業というのはいわばかなり際どいところへいくんじゃないかというふうにも考えられるわけでありまして、本番東京ラウンドに向けてどういう態度で政府として対処をしていくかということいろいろ御答弁をいただいたわけでありまして、いずれにしても前倒しによる被害、さらに本番に向けての二重のこれらの農民、農家の皆さん方への重大な被害がかかっていくということにならないように、ひとつ十分慎重に対処をしてもら

いたいということを強くお願いをしておきたいというふうに思います。

あわせて、同様の問題としてお尋ねをしておきたいと思いますが、二月二十七日の日経新聞でも、安い外国のキャンデーが輸入をされてくる。そのために日本の中小製菓業者に打撃が来る。東京ラウンドでさらに関税引き下げの見通しもあっている心配が出てくるという報道がされておるわけでありまして、いずれにしてもこの種の問題について大手の業者だけではなくて中小零細の業界の皆さん方の意見もよく聞いて慎重に対処をしていくということではございまして、その点についてどうですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 私は、関税率というものはやはり財政関税をいましておるわけではなくて保護関税だと、基本的にはそういうふうに考えております。したがって、國內の産業を、農業であれ中小企業であれ守っていくためには、これは将来國內において生産がふえていくものであるというふうなものについてはある程度バリアを張っていくのが当然だと思います。そういう点で、先ほどお話しのように工業品と農産品というものは東京ラウンドにおいても別な扱いをするということが言われているわけでありまして、私ども交渉に当たっては、國內の産業に大きな影響がないかということを十分検討して対処していきたいというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 次に、関税の問題にかかわって、いわゆる繊維を初めとする逆輸入規制の問題について少しお尋ねをいたしたいと思います。

二月三日の衆議院予算委員会、わが党の不破書記局長もこの問題を取り上げてきたところでありまして、もう多くを申し上げる必要はないと思いますが、わが國の大企業が韓国に資本投下をするとか合併企業をつくるとか、こういう形を通して、韓国の國內で売られるよりは日本の國內向けにどっと商品が輸出をされてくる。数字的に見ましても、韓国の現地で売られるのが一六%、日本

へ輸出するのが六・八・五％、こういう事になっておいて、このことが日本の国内の、まあ私は京都でありますけれども、京都であれば西陣とか丹後ちりめんとか、全国的に非常に大きな悩みの問題になっているということですが、何とかこのいういわばまあ悪徳商法を規制できないかというものが業界からの強い要望になっておられると思うんです。

この点で衆議院の予算委員会でも触れたわけでありましたが、再度もう少し敷衍をしてお尋ねをいたしたいんですが、例の外為法に基づく「外国為替管理令」に基づく許可事務等の委任についてという通達が出されておいて、わが国経済に重大な悪影響を及ぼすおそれのある投資についてはいわゆる自動承認制の例外とすると、こういう扱いになっておられると思うんですが、適用をしても、たとえばこういう方法なんかも適用をして、これらの悪徳的投資について規制を行うということとを考へるべきではないかというふうに思うんですが、この点お答え願いたい。

○説明員(宮本治男君) お答えいたします。

先生御承知のように、海外投資につきましては、OECDの自由化コードに沿って、現在特定の業種を除きまして自動許可制ということでございますけれども、繊維などにつきましては、不況の深刻化その他もございまして、従来からわが国にその海外投資の結果、大量に逆輸入されて日本の繊維産業に重大な影響を及ぼすようなものにつきまして、必要に応じて事前指導をまいりたいというふうに考えておられる次第でございます。

○佐藤昭夫君 その事前指導をなさっているということはよく承知をしてるわけですが、そういう事前指導をくり返して悪徳商法がはびこっているという、ここを問題にしているわけで、そういう点で、いまの外為法に基づくその通達ですね、これをもとにした、そういう法律、規則に基づく規制をやるべきだということを提起していただくわけですが、その点はどうなんですか。私は

できると思っています。

○説明員(宮本治男君) 国際的な環境その他から申しましていろいろ制約があると思いますが、現在のような行政指導という形の線で続けてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 その予算委員会でも触れたんですが、こういう通達があるから、これが発動された例が、わが党が調べたところではいまだにないというところで、もう通達が宙に浮いてる。せっかくそういう通達があるんだから、これを活用して日本の産業を守る積極措置をとったかどうかということをお尋ねするわけでありまして、ぜひともひとつそういう方向での検討をしていただきたいと思います。

もう一つこの方策——私も考えた方策でありますけれども、きょうもちょっとお話が出てましたガット十九条の緊急輸入制限事項、これがあつたわけですが、これも国内関連産業に打撃を与える場合、関税の引き上げができるというふうに定めておられるわけでありまして、ただその場合には、総合的に他の品目の関税引き下げを行ってバランスをとらなくちゃならぬという、こういう点があるわけですが、そのバランスをとる問題は多々方策はあるだろうと、非常に輸出競争力の強い分野もあるわけでありまして、したがって、この条項なんかも活用をしながら関税の面でこれらの悪徳商法を規制をするということをお尋ねするわけでありまして、どうでしょうか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 繊維で輸入繊維というのがわが国の中でどれぐらいのシェアを占めているか、これを全部ならすことは問題があるかもしれないが、三割というふうな実態でございます。まあ全体としては緊急関税でもって対処するということな実態のものは現在においては、緊急関税という制度も現行法上あるわけでございますから、実態的にそういうふうな場合には緊急関税を動かすということに対処しなければなら

ない場合もあるかと思ひます。

○佐藤昭夫君 まだほかに方策はいろいろあるかと思ひますけれども、たとえばという方法でいふと外為法に基づく規制、緊急関税に基づく規制、こういう二つの方法を提起申し上げたわけでありまして、ぜひともそういう点で鋭意当局として検討をいただいて、どうやってこの日本の伝統産業を守るかという立場からの方策を強化していただきたいと思います。

もう一つお尋ねをしたいと思いますのは、この法案でも加工再輸入減税の問題、この適用延長の問題をうたっておられるわけでありまして、この主たる内容は自動車とか家電とか、こういう製品に關係をする分野になっていこうと思ひますが、ここの分野というのが非常に今日まで、同時にまた輸出力の強いそういう分野にもなつていこうと思ひます。むしろここの問題は、そういう減税措置を継続するといふよりは、もっとその減税措置を見直す必要があるのではないかというふうに思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(戸塚岩夫君) 加工再輸入の減税の措置は、御承知のように昭和四十四年から設けられている制度でありまして、原材料をわが国から輸出して外国で加工されてそれが再輸入される場合には原材料相当部分だけ減税するという制度になつておられるわけでありまして、

これの利用の状況でございますが、五十一年度で見ますと、約十億輸入額がございまして、近隣諸国から大要望の強い制度でございます。したがって、現在においてはこれを存続させていたいただきたいというふうに考えているわけでございます。

それから、大変恐縮でございますが、先ほど繊維の三割と申しましたのは総輸入額の中に占めている特恵国からの輸入が三割ということでございますので、訂正させていただきます。

○佐藤昭夫君 最後に、石油税にかかわる問題についてお尋ねをいたしたいと思います。この関

税を財源といたします。いわゆる石炭石油特別会計についてありますが、今回の提案に基づいての仕組みがどう変わるということで、結果的に見ますと昨年度に比べて石炭勘定は七割伸びるだけ、ところが石油勘定は創設をされる石油税も投入をされるというこのことも大きな理由でありますけれども、一四三％も伸びては二倍の規模になっている、こういう姿になっておられると思うんですが、この大きくふくれる石油関税が石油の備蓄だとかあるいは海外の石油開発のための買い取りと、こういうところへ大きく回っていくという方向になつておられると思ひます。

ところで、問題は従来この分野における関税は大きなウェイトとしては石炭をどうやって守つていくかと、財源的、数字的に見てそこに重みがかつておつた。これが大きく逆転をするという結果になつてきている。わが国のエネルギー政策の長期展望といましますと、そういう点から見て、また諸外国の動向から見ても、国内の石炭を見直すべきであるということがかなり大きな議論になつてきていると思ひますが、そういう見地から言つても、それから同時に、最近の深刻な不況のもとでいろいろな炭鉱地域における多数の失業者の皆さんの生活をどう守るか、こういう点から言つてもこの石炭会計の問題というのは非常に重要だと思ひます。

そういう点で、今回数字的に比重が逆転をし、石炭会計の位置が非常に低下をしていくわけでありまして、また、現実には生活困難から炭鉱地域の人たちをどう守るかとか、こういう点での独自の施策を財政上、行政上どういうふうなやり方で行くのかという点について、これは大蔵大臣と通産省それぞれ御答弁をいただきたいと思ひます。

○説明員(向阪浩君) お答え申し上げます。石炭対策の推進は、ただいま御指摘のとおりわが国のエネルギー政策の重要な柱の一つでございます。このため、従来から原油関税収入を財源として所要の施策を行つておられるところでござい

ます。

すなわち、石炭鉱業合理化安定対策によりまして国内炭の二千万トンの生産体制の維持、石炭利用の積極的な展開等の施策を講ずるとともに、石炭鉱害対策、産炭地域振興対策等所要の施策を講じているところでございます。今後とも必要な石炭対策の遂行に支障のないよう努めてまいる所存でございます。

○国務大臣(村山達雄君) いま通産省から答えたとおりでございますが、いま二千万トンぐらい利用しているわけでございます。今後これをふやすことができるかどうか、これは実体官庁であります通産省に御研究を願わなければならぬわけでございます。国内のエネルギーを有効利用するという立場については、われわれ全くあなたと同じ考えを持っているわけでございます。

片や不況対策という問題、これもいまお答えがあったように、産炭地域振興の問題、さらにはまた職業安定資金の問題、雇用保険の方でいろいろ手当てしているわけでございます。

なお、今後の公共事業の促進に当たりましては、われわれは雇用対策を重視しているわけでございまして、実際の実施計画に当たりましてはそういう雇用の関係の問題を十分踏まえましてこの実施計画を推進してまいりたいところで、今度の特定不況産業のあの法律案でも、労働大臣から特に意見を申し述べるといふ構成になっているわけでございます。実行上そのような点に十分配慮いたしまして財政の方も十分留意してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 御答弁が、どうもちょっと私が質問をしておりますポイントとかみ合っていないですけれども、私が質問をしておりますのは、従来の石炭石油特別会計の姿と比べて、石油の関税が下がる、結局この石炭会計、石炭勘定に回っていくお金がうんと少なくなるわけです。石炭対策がやれるお金がうんと少なくなるという結果が出てくるわけけれども、そこを補うために五十三年度の財政措置として、あるいは行政上の施策として、

て、お金が減ってくる分を補うためにどういう特別のことをやるんですかというのを、いままでも何してきただんですかということを聞いています。じゃないんで、そこをひとつ明確にお答え願います。

○政府委員(荒河徹朗君) 先生御指摘の、石炭石油特別会計の中で石炭勘定の比重が下がっているという御指摘でございますが、比重という点で申しますとそれとおりでございます。ただこれは、今回国会に提案いたしております石油税の創設、それに伴いまして石油関係の対策費を大幅に拡充しようとして、石油関係の対策費がそのために減るとか、そういうふうなことはございせん。五十三年度予算におきましては、総額におきまして千二百八十三億円の石炭対策費を計上いたしておるわけでございます。決して昨年より減っておりますかというふうなことはございせん。

先生一番初めに申されましたとおり七割の増、これが多いとか少ないとか議論はあるいはあるかと思ひますけれども、先ほどお話がありました二千万トンの生産体制というものを維持するには必要な財源措置が十分講じられておると、かように私も考えております。

○委員長(嶋崎均君) 佐藤君、もう時間ですから。

○佐藤昭夫君 はい。

石炭の新たなエネルギー源としての見直しのための施策とか、そういう点から七割増というのではおおよそ不足するというのは明らかだと思ひますし、いづれにしても、この問題については特別会計の執行上の問題としていろいろ考へ得る問題であらうと思ひますし、ひとつ十分検討いたしたいと思ひます。

最後に一問質問をして終わりますけれども、さっきも触れましたように、この石油勘定で石油開発公団への援助を強めながらタンカー備蓄も含めて石油備蓄政策をずっと推進をしていくということになっているわけでありますけれども、この

石油備蓄政策という方向は、いわばIEAの施策に沿った、アメリカのメジャーに依存をする、そういう方向だと思ふんです。私思ふんですけれども、そういう石油の自主開発の問題と相並んで、産油国との石油について直接取引をするという、こういう方向を積極的に打ち出す必要があるのではないかと、このことを最後意見としてお尋ねをして終わります。

○政府委員(古田徳昌君) わが国の石油産業におきまして大きな問題が、地域的にもあるいは供給ルートの面でも非常に偏っているというところにあることは広く指摘されているところでございまして、これの解決のために地域的な分散化を図ると同時に、従来メジャー系列に偏り過ぎておりました供給ルートにつきましても、産油国との直接取引とかあるいはG.G.ベースでの取引という方向、あるいは自主開発原油の引き取りの促進といった形でその多様化を図る考えに私もあつたわけでございまして、この基本的な方向につきましては、総合エネルギー調査会で昨年八月出していただきました中間報告の中でも強調されている点でございます。その中でも、民間石油産業も産油国との長期的な関係の強化を図りつつD.D.の取引を拡大すべきであるというふうなことを言っております。この辺も考慮しながら、私どもとしても全体としての多様化の方向に努力したいと思っております。

○委員長(嶋崎均君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようでございますから、これより直ちに採決に入ります。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(嶋崎均君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後六時五十分散会

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

5 前各項の規定により出資することが出来る金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三億三千九十万ドルの範囲

内において、出資することができる。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国際金融公社」の下に「(以下「公社」という。))」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千二百七十七万七千合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条中「国際金融公社」を「公社」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、ネズミ講禁止法の立法化に関する請願(第一六六号)(第一七五七号)

一、土地譲渡益重課制度の一部改正に関する請願(第一七九七号)

一、宅地の買換えについての税の軽減措置に関する請願(第一七九八号)

一、中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請願(第一七九九号)

一、個人の土地建物譲渡所得の区分に関する請願(第一八〇〇号)

一、個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願(第一八〇一号)

一、不公平税制の是正及び大幅減税等に関する請願(第一八四九号)

一、不公平税制の是正等に関する請願(第一八七七号)

第一六六号 昭和五十三年二月三日受理

ネズミ講禁止法の立法化に関する請願
請願者 富山市牛島本町二ノ四ノ四 九里昭代外二名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一五七〇号と同じである。

第一七五七号 昭和五十三年二月六日受理

ネズミ講禁止法の立法化に関する請願
請願者 静岡県熱海市上多賀六九七ノ四 椎野明外五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一五七〇号と同じである。

第一七九七号 昭和五十三年二月七日受理

土地譲渡益重課制度の一部改正に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 川崎光雄

紹介議員 細川 護熙君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第一七九八号 昭和五十三年二月七日受理

宅地の買換えについての税の軽減措置に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 川崎光雄

紹介議員 細川 護熙君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第一七九九号 昭和五十三年二月七日受理

中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 川崎光雄

紹介議員 細川 護熙君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第一八〇〇号 昭和五十三年二月七日受理

個人の土地建物譲渡所得の区分に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 川崎光雄

紹介議員 細川 護熙君

この請願の趣旨は、第二九一〇号と同じである。

第一八〇一号 昭和五十三年二月七日受理

個人の土地建物長期譲渡所得課税に関する請願
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ六 社団法人全国宅地建物取引業協会連合会内 川崎光雄

紹介議員 細川 護熙君

この請願の趣旨は、第二九二〇号と同じである。

第二八四九号 昭和五十三年二月八日受理

不公平税制の是正及び大幅減税等に関する請願
請願者 福島県白河市道場小路七九 久我長吉外千四百六十六名

紹介議員 村田 秀三君

一、生活費非課税の原則にたつて、所得税の課税最低限を標準世帯(夫婦と子ども二人)で二百九十九万円まで引き上げること。また、住民税の均等割を廃止し、諸控除額を所得税並みに引き上げること。

二、利益の多い企業や高所得者を優遇している租税特別措置などを改廃し、法人税の比例税率を改め累進税率とすること。また、法人人の所有する土地及び減価償却資産などの再評価を行い、増価税をかけること。

三、物価をつり上げ、大衆負担を増大する一般消費税(取引高税や付加価値税)の新設をやめると。

四、消費者の社会的対抗力として自主的に物価抑制や健康管理に貢献している生活協同組合など

の非営制法人に対する課税を軽減すること。

理由 本来、税金は額に汗して得た勤労所得には軽く、不労所得には重く、また、能力に応じて負担し、所得の少ない者には少なく、利益の多い企業や高所得者には多く課税すべきであり、更に、勤労者の生活を保障するため、生活費には課税すべきではない。しかし、現在の税制は、これらの原則を保障する累進税制や総合課税制などを骨抜きにし、利益の多い企業や高所得者を優遇する極めて不公平なものである。ところが政府は、これらの不公平な税制のわずかな手直しに終始しているばかりか、不況とインフレに苦しむ勤労国民に、逆進的で「悪税」の典型といわれる取引高税方式を中心とする一般消費税を新設し、国民大衆に増税を課せようとしている。

第一八七七号 昭和五十三年二月八日受理

不公平税制の是正等に関する請願
請願者 群馬県山田郡大間々町二、三〇二ノ二 松村英雄外七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、県立普通高校建設のため米陸軍印刷出版センター跡地払下げに関する請願(第一九七八号)

一、石油税新設に関する請願(第一九九九号)

一、一般消費税新設反対等に関する請願(第二二〇〇八号)

一、不公平税制の是正等に関する請願(第二二〇五九号)

一、石油税新設に関する請願(第二二〇六二号)

一、石油税新設に関する請願(第二二〇六四号)

一、石油税新設に関する請願(第二二〇六五号)

一、農林省農業技術研究所跡地開放促進に関する請願(第二二〇八一号)

一、農林省農業技術研究所跡地開放促進に関する請願(第二二〇八二号)

第二一一三号 昭和五十三年二月十六日受理
ネズミ講禁止法の立法化に関する請願
請願者 富山県滑川市神家町二六〇 長岡
保外五名

紹介議員 村馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一五七〇号と同じである。

第二一一五号 昭和五十三年二月十六日受理
石油税新設に関する請願
請願者 山形市北町二ノ一五ノ五山形県石
油商業組合内 田崎照男

紹介議員 安孫子藤吉君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一一六号 昭和五十三年二月十六日受理
石油税新設に関する請願
請願者 岡山市天瀬三ノ一五岡山県石油商
業組合理事長 宮崎親好

紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一一七号 昭和五十三年二月十六日受理
石油税新設に関する請願
請願者 茨城県水戸市泉町三ノ四ノ二六全
国石油政治連盟茨城県支部連合会

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一一八号 昭和五十三年二月十六日受理
石油税新設に関する請願
請願者 奈良市芝辻町八五ノ一〇奈良県自
由民主会館内奈良県石油商業組合

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一一九号 昭和五十三年二月十六日受理
石油税新設に関する請願

請願者 福島市矢剣町一ノ一一 住吉徹志
紹介議員 鈴木 正一君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一二〇号 昭和五十三年二月十六日受理
石油税新設に関する請願
請願者 山梨県甲府市中央四ノ一二ノ二一
全国石油政治連盟山梨県会内

紹介議員 藤喜之
中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一二二号 昭和五十三年二月十六日受理
石油税新設に関する請願
請願者 佐賀市川原町八ノ二七平和会館内
全国石油政治連盟佐賀県本部内

紹介議員 熊谷岳次
福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一二三号 昭和五十三年二月十六日受理
石油税新設に関する請願
請願者 名古屋市中村区名駅四ノ四ノ一二
愛知県石油商業組合理事長 土川

紹介議員 正三
藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一二六号 昭和五十三年二月十六日受理
自動車関係諸税の増徴反対に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会議
議長 岡田与一

紹介議員 鈴木 正一君
昭和五十三年年度予算編成に關し、自動車関係諸税
の増徴構想が伝えられているが、もし、これが実
施された場合、内需不振を更に拡大し、輸出への
傾向を更に高める結果を招くと予測され、また、
国民生活を著しく圧迫し、日本経済全体にはかり
知れない悪影響をもたらすおそれが多分にあるか

ら、自動車関係諸税の増徴構想は撤回するよう要
望する。

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十四日)
一、関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改
正する法律案

関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案
関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律
(関稅定率法の一部改正)

第一条 関稅定率法(明治四十四年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項中「行なう」を「行ふ」に改め、「を」を含み、また、同項の原料品には同項の輸出貨物
の製造に直接使用される燃料(当該輸出貨物の製造に加熱用として直接使用される蒸気、温水その
他これらに類するものを得るために直接使用される燃料を含む。)を削る。

別表の目次中「第一三類 染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物
性の液汁及びエキスを」を「第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキスを」に
改め、同目次第一四類の表題中「彫刻用又は細工用の材料並びに」を削り、同目次第三五類の表題中
「及び膠着剤を」を「膠着剤及び酵素」に改め、同目次第二部及び第六七類の表題中「造花、人髪製
品及び扇子を」を「造花及び人髪製品」に改め、同目次第一八部及び第九二類の表題中「磁気式の記録機
及び」を「記録機又は」に改め、同目次第九六類の表題中「羽毛製ダスター」を削る。

別表の関稅率表の解説に關する通則三(中)「なんらかの」を「何らかの」に、「見られる」を「みられる」
に改め、同通則三(中)「異なる物質から成る混合物又は異なる構成要素で作られた物品」を「混合
物、異なる構成材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及びセットにした物品」に改
め、同通則三(中)「これにつき最も高い稅率」を「それと同等の稅率」に改め、同通則三(中)「それと同等の稅率」
の号のうち最後の号に改め、同通則備考中三を削り、四を三とし、五を四とし、同備考六中「表わ
す」を「表す」に改め、同備考中五を五とする。

別表第四類の注一「中」ケフィア、ヨーグルトその他これらに類する発酵乳を「凝固乳、ケフィ
ア、ヨーグルトその他の発酵乳又は酸性化乳」に改める。

別表第五類の注一(中)「中」第〇五・〇六号を削り、「該当する物品」の下に「及び第〇五・一五号
に該当する原皮くず」を加え、同注一(中)「ふさ状」を「房状」に、「第九六・〇三号」を「第九六・〇一
号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

昭和五十一年六月十八日に行われた関稅率表における物品の分類のための品目表の改
正に關する關稅協力理事會の勧告(以下「關稅協力理事會昭和五十一年勧告」という。)に
伴い、この類における第〇五・〇六号、第〇五・一〇号及び第〇五・一二号は欠番であ
る。

別表第〇五・〇六号を削る。	
別表第〇五・〇九号中「角」を「アイボリー、かめの甲、角」に改める。	
別表第〇五・一〇号及び第〇五・一二号を削る。	
別表第〇五・一五号中	「六 乾燥した血」
「七 その他のもの」	「五」を
	「六 腱、筋及び原皮くず」
	「七 乾燥した血」
	「八 その他のもの」
	「五」を
	「無稅」

に改める。

別表第七類の注の第二文(中)「第二一・〇三号」を「第二一・〇四号」に改める。

別表第一〇類の注を次のように改める。

注

この類は、穀の除去又はその他の加工をしてない穀物に限り適用する。ただし、第一〇・〇六号には、玄米、精米、つや出した米、パルボイルドライス、コンパクターライス及び碎米を含む。

別表第一類の注1(a)中「第二一・〇一号」を「第二一・〇二号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二一・〇三号及び第一一・〇六号は欠番である。

別表第一一・〇二号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第一一・〇六号に該当する米」に改める。

別表第一一・〇三号を削る。

別表第一一・〇四号を次のように改める。

一一・〇四二 豆(第七・〇五号に該当するものに限る。又は果実(第八類に該当するものに限る。)の粉並びにサゴヤしの髓又は第七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール

一 豆の粉	二五%
二 果実の粉	二五%
三 その他のもの	二五%

別表第二一・〇六号を削る。

別表第一二類の注2中「ベッチの種」を「ベッチの種(ビチア・ファバ種のものを除く。)」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二一・〇五号は欠番である。

別表第二一・〇五号を削る。

別表第二二・〇八号を次のように改める。

一二・〇八 チョリーの根(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。)及びローストビーン(生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの

三三%

二 ローストビーン

三 食用の海藻(乾燥したものを含む。)

(一) 正方形又は長方形の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの

一枚につき一円五〇銭

(二) あまのり属のもの及びこれを交えたもの(一)に掲げるものを除く。

(三) その他のもの

四 こんにやくいも(切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。)

五 その他のもの

別表第一三類の表題中「染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物性の液汁」を「ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁」に改める。

別表第一三類の注(a)中「こえる」を「超える」に改め、同注(b)中「第一九・〇一号」を「第一九・〇二号」に改め、同注(c)中「第三三・〇五号」を「第三三・〇六号」に改め、同備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二三・〇一号は欠番である。

別表第一三・〇一号を削る。

別表第一四類の表題中「彫刻用又は細工用の材料並びに」を削る。

別表第一四類の注4中「ふさ状」を「屑状」に、「第九六・〇三号」を「第九六・〇一号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一四・〇四号は欠番である。

別表第一四・〇四号を削る。

別表第一四・〇五号中「三 その他のもの」

「三 あい、ログウッドその他の染色用原材料及び浸食子、五倍子、オーク樹皮その他のなめし用原材料

四 コロゾ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻及びナット

五 その他のもの

別表第一五類の備考に次のように加える。

3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一五・〇九号及び第一一五・〇一四号は欠番である。

別表第一五・〇九号及び第一一五・〇一四号を削る。

別表第一五・一五号を次のように改める。

一五・一五 鯨ろう(粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。及びみつろうその他のかん虫ろう(着色してあるかどうかを問わない。))

無税

四〇%

一五%

四〇%

一〇%

一〇%を

無税に改める。

一〇%

一 鯨ろう 二 みつろう 三 その他のもの	一五% 一五% 一五%
別表第一五・一七号を次のように改める。 一五・一七 デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のものの処理の際に生ずる残留物 一 デグラス 二 その他のもの	
一五% 五%	別表第一七・〇一号から第一七・〇三号までを次のように改める。 一七・〇一 てん菜糖及び甘しや糖（固体のものに限る。） 一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの （一） 香味料又は着色料を加えたもの （二） その他のもの
一キログラムにつき 六三円五〇銭 一キログラムにつき 六三円五〇銭	（一） 香味料又は着色料を加えたもの （二） その他のもの 二 その他のもの （一） 糖度が九八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。） A 香味料又は着色料を加えたもの B その他のもの
一キログラムにつき 六三円五〇銭 一キログラムにつき 四一円五〇銭	（一） その他のもの A 香味料又は着色料を加えたもの B その他のもの
一キログラムにつき 六三円五〇銭 一キログラムにつき 五一円五〇銭	（一） その他のもの A 香味料又は着色料を加えたもの B その他のもの その他の糖類（固体のものに限る。）並びに糖水（香味料又は着色料を加えたものを除く。）人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）及びカラメル 一 ぶどう糖（砂糖を加えたものを除く。） （一） 香味料又は着色料を加えたもの
三五%（その率が 一キログラムにつき 二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 二五%	（二） その他のもの

二 麦芽糖（砂糖を加えたものを除く。） （一） 香味料又は着色料を加えたもの	三五%（その率が 一キログラムにつき 二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 二五%
（二） その他のもの 三 乳糖（砂糖を加えたものを除く。） （一） 香味料又は着色料を加えたもの	三五%（その率が 一キログラムにつき 二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 一〇%
（二） その他のもの 四 砂糖 （一） 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの A 香味料又は着色料を加えたもの B その他のもの	一キログラムにつき 六三円五〇銭 一キログラムにつき 六三円五〇銭
（二） その他のもの A 糖度が九八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。） （a） 香味料又は着色料を加えたもの （b） その他のもの	一キログラムにつき 六三円五〇銭 一キログラムにつき 四一円五〇銭
B その他のもの （a） 香味料又は着色料を加えたもの （b） その他のもの	一キログラムにつき 六三円五〇銭 一キログラムにつき 五一円五〇銭
五 砂糖水 三五%（その率が 一キログラムにつき 二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	

(イ) その他のもの A 香味料又は着色料を加えたもの	一キログラムにつき き一八円
B その他のもの	三五％(その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いときは、 当該従量税率) 一キログラムにつ き二七円
別表第一七・〇五号を削る。 別表第一九類に備考として次のように加える。 備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一九・〇一号及び第一九・〇六号は欠番である。 別表第一九・〇一号を削る。 別表第一九・〇二号を次のように改める。 一九・〇二 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育兒食用、食餌療法用又は料理用の調製品(ココアを含むするものにあつては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 別表第一九・〇六号を削る。 別表第一九・〇七号を次のように改める。 一九・〇七 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオプライト、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 一 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品 二 その他のもの	三〇％ 二〇％
(e) 第三五・〇七号の調製した酵素	

別表第二二類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二一・〇一号は欠番である。

別表第二一・〇一号を削る。

別表第二一・〇二号を次のように改める。

二一・〇二

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

一 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品

(一) 砂糖を加えたもの

三五%

(二) その他のもの

A インスタントコーヒー及びインスタントティー

B その他のもの

三五%

二 その他のもの

三〇%

別表第二一・〇七号を次のように改める。

二一・〇七

調製食料品（他の号に該当するものを除く。）

一 糖水（香料又は着色料を加えたものに限る。）

三五%（その率が一キログラムにつき二七四の従量税率より低いときは、当該従量税率）

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

三五%

(二) その他のもの

A アルコールを含有しない飲料のもと

B その他のもの

三〇%

(a) 第四・〇七号に掲げる物品のもの

一五%

(b) その他のもの

二五%

別表第二五類の注1中「文脈により」を「文脈又はこの類の注3により」に、「さらに」を「更に」に改め、同注2(g)中「塩化ナトリウムで製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）及び第三八・一九号の塩化ナトリウム培養単結晶」を「塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムで製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）及び第三八・一九号の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムの培養単結晶」に改め、同注に次のように加える。

3 第二五・三二号には、アースカラー（焼いてあるか、又は相互に混合してあるかどうかを問わない。）及び天然の雲母、酸化鉄並びに海泡石（みがいてあるかどうかを問わない。）は、こはく並びに板状、棒状その他これらに類する形状に凝結した海泡石及びこはく（凝結したものにあっては、成形後に加工したものを除く。）並びに黒玉並びにストロンチアナイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品の破片を含む。

別表第二五類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二五・〇九号、第二五・二五号及び第二五・二九号は欠番である。

別表第二五・〇九号を削る。

別表第二五・一九号を次のように改める。

二五・一九

天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶解マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかどうかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（化学的に純粋であるかどうかを問わない。）

一 酸化マグネシウム（焼いた天然の炭酸マグネシウムを除く。）

二 その他のもの

一五%

別表第二五・二五号及び第二五・二九号を削る。

別表第二五・三二号を次のように改める。

二五・三二

鉱物（他の号に該当するものを除く。）

一 天然ソーダ

二 海泡石、こはく及び黒玉

(一) 海泡石又はこはくのくず

(二) その他のもの

無税

三 その他のもの

無税

別表第二七類の注1(c)中「第三三・〇二号」を削り、同備考に次のように加える。

3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二七・〇五号は欠番である。

別表第二七・〇四号中「製造したものに限る。」を「製造したものに限るものとし、凝結してあるかどうかを問わない。」並びに「レトルトカーボン」に改める。

別表第二七・〇五号を削る。

別表第六部の注に次のように加える。

3 以上の独立した構成成分から成るセットにした物品のうち、当該構成成分の一部又は全部がこの部に該当し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために共に混合するためのものは、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限り、当該生産品の該当する号に分類する。

- (i) 取りそろえられた状態からみて詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。
- (ii) 共に輸入されるものであること。
- (iii) 当該構成成分の性質又は相対的量のいづれかによつて互いに補充し合うものであることが確認できること。

別表第二八類の注(α)を次のように改める。

- (α) 第五部に該当する塩化ナトリウム及び酸化マグネシウム（化学的に純粋であるかどうかを問わない。）その他の生産品

別表第二八類の注(β)中「酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくは」を「アルカリ金属又は」に改め、同注(γ)中「貴金属」の下に「及び貴金属合金」を加え、同注(δ)中「問わない。」の下に「及び卑金属合金」を加え、同注(ε)中「酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくは」を「アルカリ金属又は」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二八・〇七号、第二八・一一号、第二八・二六号、第二八・三三三号、第二八・三四号、第二八・四一四号及び第二八・五三三号は欠番である。

別表第二八・〇七号及び第二八・一一号を削る。

別表第二八・一三三号中「二 非金属酸化物」

「二 非金属酸化物」

(一) 三酸化ヒ素

(二) 二酸化硫黄

(三) その他のもの

別表第二八・一八号を次のように改める。

二八・一八

マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

一 水酸化バリウム

二 その他のもの

別表第二八・二四号中「水酸化コバルト」の下に「並びに商慣行上酸化コバルトとして取引される物品」を加える。

別表第二八・二六号を削る。

別表第二八・二八号中「四 水酸化リチウム」

五 その他のもの

「四 酸化第一すず及び酸化第二すず」

五 水酸化リチウム

六 その他のもの

別表第二八・三〇号から第二八・三三三号までを次のように改める。

二八・三〇

塩化物、オキシ塩化物、ヒドロオキシ塩化物、臭化物、オキシ臭化物、よう化物及びオキシよう化物

一 塩化物、オキシ塩化物及びヒドロオキシ塩化物

(一) 塩化アンモニウム

(二) 塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀

(三) 塩化リチウム

(四) その他のもの

二 臭化物及びオキシ臭化物

(一) 臭化カリウム及び臭化リチウム

(二) その他のもの

三 よう化物及びオキシよう化物

次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩並びに商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引される物品

一 次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び商慣行上次亜臭素酸カルシウムとして取引される物品

二 次亜臭素酸塩

塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩

一 塩素酸塩及び過塩素酸塩

(一) 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム

(二) その他のもの

(三) 臭素酸塩及び過臭素酸塩

三 よう素酸塩及び過よう素酸塩

別表第二八・三三三号、第二八・三四号及び第二八・四一四号を削る。

別表第二八・四八号中「一 硫酸ニッケルアンモニウム」

二 その他のもの

三 硫酸ニッケルアンモニウム

四 その他のもの

五 その他のもの

別表第二八・五三三号を削る。

別表第二八・五五号中「りん化合物」の下に「（化学的に単一であるかどうかを問わない。）」を加える。

別表第二八・五六号中「炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物」を「炭化物（化学的に単一であるかどうかを問わない。）」に改める。

別表第二八・五七号中「ほう化合物」の下に「（化学的に単一であるかどうかを問わない。）」を加える。

別表第二八・五八号を次のように改める。

二八・五八

その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除去してあるかどうかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金

無税

二〇%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

一五%

二五%

属のアマルガムを除く。	
一 液体空気及び圧搾空気	無税
二 その他のもの	一五%
別表第二九類の注1(h)を次のように改める。	
(h) ジアゾニウム塩及びそのカブリリング成分並びにジアゾ化し得るアミン及びその塩のうち、アゾ染料生成用のもので標準的な濃度にしたもの	
別表第二九類の注2中(i)を(h)とし、(h)を(j)とし、(g)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。	
(g) 酵素(第三五・〇七号参照)	
別表第二九類に備考として次のように加える。	
備考	
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二九・一七号、第二九・一八号、第二九・二〇号、第二九・三二号及び第二九・四〇号は欠番である。	
別表第二九・一七号、第二九・一八号及び第二九・二〇号を削る。	
別表第二九・二一号を次のように改める。	
二九・二二	その他の硫酸エステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
別表第二九・三二号を削る。	二〇%
別表第二九類の第一節の表題中「ホルモン及び酵素」を「及びホルモン」に改める。	
別表第二九・四〇号を削る。	
別表第三〇類の注2(a)中「第三三・〇五号」を「第三三・〇六号」に改める。	
別表第三三類の注2中「繊維上に不溶性アゾイック染料」を「アゾ染料」に改め、同類に備考として次のように加える。	
備考	
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三三・〇二号は欠番である。	
別表第三三・〇一を次のように改める。	
三三・〇一	植物性のなめしエキス並びにタンニン（水で抽出した没食子タンニン及び五倍子タンニンを含む。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
一 植物性のなめしエキス	無税
二 タンニン	一〇%
三 タンニン誘導体	一五%
別表第三三・〇二号を削る。	
別表第三三・〇九号中「その他の着色料」の下に「並びにこの類の注4に規定する溶液」を加える。	
別表第三三類の注2を次のように改める。	

2 第三三・〇六号において「調製香料及び化粧品類」には、次の物品を含む。	
(a) 調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかどうかを問わない。）	
(b) 調製香料、化粧品類又は室内防臭剤としての用途に適する物品のうち、これらの用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかどうかを問わないものとし、精油のアキユアスチレート及びアキユアスリニッシュを除く。）	
別表第三三類の備考に次のように加える。	
3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三三・〇二号、第三三・〇三号及び第三三・〇五号は欠番である。	
別表第三三・〇一を次のように改める。	
三三・〇一	精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）（レジンノイド、精油のコンセントレート（冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物
一 精油	
(一) ベイ葉油、ベルガモット油、カナンガ油、けい皮油、けい葉油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、ジンジャグラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、大ういきよう油、タイム油、イランイラン油及び牛樟油	無税
(二) グラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、パチネル油及び芳油	一〇%
(三) その他のもの	二〇%
二 精油のコンセントレート	二〇%
三 その他のもの	一〇%
別表第三三・〇二号、第三三・〇三号及び第三三・〇五号を削る。	
別表第三三・〇六号を次のように改める。	
三三・〇六	調製香料及び化粧品類並びに精油のアキユアスチレート及びアキユアスリニッシュ（医薬用に適するものを含む。）
一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの	五〇%
二 おしろい	四〇%
三 香油、クリーム、ポマード、口紅その他油、脂又はろうの製品	五〇%
四 歯みがき	一五%

五	その他のもの	二〇%
(一)	室内防臭剤	二〇%
(二)	精油のアキユアステイスチレート及びアキユアスソリューション	二〇%
(三)	その他のもの	四〇%

別表第三五類の表題中「及び膠着剤」を「膠着剤及び酵素」に改める。

別表第三五類の注1を次のように改める。

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 酵母(第二一・〇六号参照)
- (b) 医薬品(第三一〇・〇三号参照)
- (c) なめし前処理用の酵素系調製品(第三一・〇三号参照)
- (d) 第三四類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品
- (e) ゼラチンに印刷した物品(第四九類参照)

別表第三五・〇四号中「たばく質系物質」の下に「(第三五・〇七号の酵素を除く。)」を加える。

別表第三五類に次の一号を加える。

- 三五・〇七一 酵素及び調製した酵素(他の号に該当するものを除く。)
- 一 ペプシン、レンネット及びパバイン並びにこれらの調製品
- 二 その他のもの

別表第三六類の注2中「第三六・〇八号は、次の物品に限り適用する」を「第三六・〇八号において「可燃性材料の製品」は、次の物品に限る」に改め、同注2(e)中「つけ木」を「付け木」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三六・〇三号及び第三六・〇七号は欠番である。

別表第三六・〇三号を削る。

別表第三六・〇四号中「火管」を「導火線、導爆線、火管」に改める。

別表第三六・〇七号を削る。

別表第三六・〇八号を次のように改める。

- 三六・〇八一 フォセリウムその他の発火性合金(形状を問わない。)
- 及び可燃性材料の製品

別表第三七類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三七・〇六号は欠番である。

別表第三七・〇六号を削る。

別表第三七・〇七号を次のように改める。

三七・〇七

映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか、又はサウンドトラックのみであるかどうかを問わない。)

一 ニュース用のもの

- (一) フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (二) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (三) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (四) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (五) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (六) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (七) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (八) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (九) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (十) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

- (十一) その他のもの

- A サウンドトラックフィルム

- B その他のもの

別表第三八類の注1(a)(2)中「除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤」を「殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植

物生長調整剤」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三八・〇二号、第三八・〇四号及び第三八・一〇号は欠番である。

別表第三八・〇二号を削る。

別表第三八・〇三号を次のように改める。

三八・〇三 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭

(廃獣炭を含む。)

一 活性炭

二 骨炭

三 アイボリーブラックその他の獣炭

四 その他のもの

二〇%

無税

一五%

一〇%

別表第三八・〇四号を削る。

別表第三八・〇九号を次のように改める。

三八・〇九

木タール、木タール油(第三八・一八号に該当する配合

溶剤及び配合シンナーを除く)、木クレオソート、木ナ

フサ及びアセトン油並びに植物性ビッチ並びにブルー

ワーズビッチその他これに類する調製品でロジン又は植

物性ビッチをもととしたもの及び天然樹脂質の物品をも

ととした鑄物用の中子粘結剤

一 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフ

サ及びアセトン油

二 その他のもの

無税

一〇%

別表第三八・一〇号を削る。

別表第三八・一一号を次のように改める。

三八・一一

消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、

植物生長調整剤その他これらに類する物品(小売用の形

状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫黄を含

ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品

にしたものに限る。)

一 小売用の形状又は包装にしたもの

二 その他のもの

二〇%

二〇%

二〇%

別表第三八・一九号中「一〇 その他のもの

一〇 アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産

出する廃酸化鉄

一一 その他のもの

五%

二〇%

二〇%

に改める。

二〇%

二〇%

別表第七部に注として次のように加える。

注

二以上の独立した構成成分から成るセットにした物品のうち、当該構成成分の一部又は全部がこの部に該当し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために共に混合するためのものは、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限り、当該生産品の該当する号に分類する。

(i) 取りそろえられた状態からみて詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(ii) 共に輸入されるものであること。

(iii) 当該構成成分の性質又は相対的量のいずれかによつて互いに補充し合うものであることが確認できること。

別表第三九類の注1(ロ)中「屬子」を削る。

別表第三九・〇七号中「二 その他のもの

(一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号

に掲げる物品の製品

(二) その他のもの

二 屬子、うちわ、これらの骨及び柄並びに屬子又は

うちわの骨又は柄の部分品

三 コルセットバスケットその他これに類する衣類用又は

衣類附屬品用のサポート

四 その他のもの

(一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物

品の製品

(二) その他のもの

別表第四一類の注1(ロ)中「第〇五・〇六号」を「第〇五・一五号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四一・〇七号は欠番である。

別表第四一・〇二号から第四一・〇五号までを次のように改める。

四一・〇二 牛革(水牛革を含む)及び馬属の動物の革(第四一・〇六

号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)

一 パーチメント仕上げをしたもの

二 その他のもの

(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの

(二) その他のもの

四一・〇三 羊革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)

一 パーチメント仕上げをしたもの

二 その他のもの

(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの

(二) その他のもの

二〇%

一五%

一五%

を

二 その他のもの (一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの やぎ草(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの その他の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 豚革 A 染色し、着色し又は模様付けしたもの B その他のもの (一) わに革及びとかげ革 (二) その他のもの	二〇% 五% 一五% 二〇% 五% 一五% 二〇% 一五% 七・五%
別表第四一・〇七号を削る。 別表第四二類の注1(四)中「第九一・〇九号及び」を削る。 別表第四二・〇四号中「工業用」を「その他の工業用」に改める。 別表第四四類の注1(四)中「第一三・〇一五号」を「第一四・〇五号」に改め、同注3中「各号には」の下に、「建築用繊維板」を加え、同類の備考に次のように加える。 3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四四・〇六号、第四四・〇八号及び第四四・〇九号は欠番である。 別表第四四・〇六号及び第四四・〇八号を削る。 別表第四四・〇九号を次のように改める。 四四・〇九 木製のくい(割り又は端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く)及びたが材並びにチップウッド、引抜材、チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒(つえ、かざの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。)	一五%

二 引抜材 三 その他のもの 別表第四四・二〇号を削る。 別表第四四・二二号を次のように改める。 四四・二二 建築用繊維板(木材その他の植物性材料から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。)	一五% 無税 一五%
別表第四四・二二号を次のように改める。 四四・二二 品(木製のものに限るものとし、おけ材及びたる材を含む。) 一 おけ材及びたる材 二 その他のもの (一) 使用したもの (二) その他のもの 別表第四四・二八号を次のように改める。 四四・二八 その他の木製品 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 (一) 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二) その他のもの A 紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用いたもの B その他のもの 二 マッチの軸木 三 はき物用の木くぎ 四 舗装用の木れんが 五 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く)のもの (二) その他のもの	二五% 二〇% 無税 一五% 無税 三〇% 二〇% 三〇% 二〇%

別表第四六類に備考として次のように加える。
備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四六・〇一五号は欠番である。
別表第四六・〇一五号を削る。

別表第四六・〇二号及び第四六・〇三号を次のように改める。

四六・〇二

さなだその他これに類する組物材料の物品（用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。）並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。）並びにびん用のわらづと

一 ばつかんさなだ

二 むしろ、こも及びアンペラ

三 その他のもの

(一) 人造プラスチック製のもの

(二) その他のもの

かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品（直接造形したものに限る。）及び第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品

二 その他のもの

(一) 人造プラスチック製のもの

(二) その他のもの

別表第四八類の注2中「及び第四八・〇二号」を削り、「を含むものとし、さらに」を「を含む。ただし、更に」に、「たとえば」を「例えば」に改め、同注4の第一文(ロ)中「折りたたんで」を「折り畳んで」に、同注4の第二文中「第四八・〇二号」を「第四八・〇一号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四八・〇二号、第四八・〇六号、第四八・〇九号及び第四八・一七号は欠番である。

別表第四八・〇一号を次のように改める。

四八・〇一

紙及び板紙（セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）

一 手すきのもの

二 その他のもの

(一) 薄葉紙（一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。）

A 製造たばこ用の巻紙用紙

B その他のもの

(二) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）

二〇％
一五％

A 新聞用紙（碎木パルプを含有するもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のものに限る。）

B その他のもの

(一) 包装用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）

(二) 板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。）

(三) その他のもの

A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）

B その他のもの

(一) 紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）

一 けい線、線又は方眼線を引いたもの

(二) 紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙

(三) その他のもの

(一) アートペーパー

(二) トレーシングペーパー

(三) パラフィンペーパー及びワックスペーパー

(四) 油紙

(五) リングラフィックペーパー

(六) カーボンペーパー

(七) タールペーパー

(八) 接着剤を塗布した接着性の物品

(九) その他のもの

別表第四八・〇九号を削る。

別表第四八・一六号を次のように改める。

四八・一六

紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器

一 書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの

七・五％

一〇％

一五％

一〇％

一五％

一〇％

一五％

一〇％

一五％

一〇％

一五％

一〇％

一五％

二 紙袋
三 その他のもの
一五%
一五%

別表第四八・一七号を削る。
別表第一一〇号を次のように改める。
2 (A) 第五〇類から第五七類までにおいて、二以上の紡織用繊維から成る物品は、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。

別表第一一〇号の注2 (B) (a) 中「交えた」を「交えた」に改め、同注2 (B) (c) を削る。
別表第一一〇号の注に次のように加える。
8 第五〇類から第五七類までの繊維には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を互いに鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融によつて結合した物品を含む。

別表第五〇類に備考として次のように加える。
備考
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五〇・〇六号及び第五〇・〇八号は欠番である。

別表第五〇・〇五号を次のように改める。
五〇・〇五 絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用の糸を除く。）
一 絹紡糸
二 絹紡糸糸
一五%
一五%

別表第五〇・〇六号を削る。
別表第五〇・〇七号を次のように改める。
五〇・〇七 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用の糸に限る。並びに天然でくす及び絹製のカットガット）
一 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸
二 その他のもの
一五%
一五%

別表第五〇・〇八号を削る。
別表第五〇・〇九号を次のように改める。
五〇・〇九 絹織物
一 絹織物（絹ノイル織物を除く。）
二 絹ノイル織物
（一）経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの
（二）その他のもの
二五%
二〇%
二〇%

別表第五〇・一〇号を削る。
別表第五〇・一一号を次のように改める。
五〇・一一 絹織物（絹ノイル織物を除く。）
二 絹ノイル織物
（一）経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの
（二）その他のもの
二五%
二〇%
二〇%

五・一〇一 人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。）
一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの
（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
（二）その他のもの
二五%
二五%

別表第五一・〇四号を次のように改める。
五・一〇四 人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとす、第五一・〇一又は第五一・〇二の単繊維又はストリップの織物を含む。）
一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの
（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
（二）その他のもの
二五%
二五%

別表第五三・一一号及び第五三・一二号を次のように改める。
五三・一一 毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）
一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
二 その他のもの
（一）一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの
二〇%
二〇%

別表第五三・一二号を次のように改める。
五三・一二 毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）
一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
二 その他のもの
（一）一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの
二〇%
二〇%

別表第五三・一三号を削る。
別表第五六・〇七号を次のように改める。
五・一〇七 人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）
一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの
二 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
（二）その他のもの
二〇%
二〇%

別表第五六・〇七号を次のように改める。
五・一〇七 人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）
一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの
二 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
（二）その他のもの
二〇%
二〇%

○%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの

(一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

(二) その他のもの

(三) その他のもの

(四) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

(五) その他のもの

別表第五七類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五七・〇五号、第五七・〇八号及び第五七・〇九号は欠番である。

別表第五七・〇五号を削る。

別表第五七・〇七号を次のように改める。

五七・〇七 その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸

一 大麻糸

二 植物性紡織用繊維の糸（一に掲げるものを除く。）

三 紙糸

別表第五七・〇八号及び第五七・〇九号を削る。

別表第五七・一一号を次のように改める。

五七・一一 その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物

一 大麻織物

二 植物性紡織用繊維の織物（一に掲げるものを除く。）

三 紙糸の織物

別表第五七・一二号を削る。

別表第五九類の注1を同注1(A)とし、同注1に次のように加える。

(B) この表において「フェルト」には、紡織用繊維のウェーブから成る織物類であつて、ウェーブ自体の繊維を用いてステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

別表第五九類の注5(a)(iv)中「織りフェルト」を「織物類」に改め、「限るものとし」の下に「フェルト化してあるか」を加え、同注5(a)(iv)中「交じえた」を「交えた」に改める。

別表第五九類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五九・〇九号は欠番である。

別表第五九・〇九号を削る。

別表第六〇類の注に次のように加える。

6 この表において「メリヤス編物及びその製品」には、ステッチボンディング方式により得た物品で、そのチェーンステッチが紡織用繊維の糸で作られたものを含む。

別表第六一類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第六一・〇八号は欠番である。

別表第六一・〇八号を削る。

別表第二二部及び同表第六七類の表題中「人髪製品及び扇子」を「及び人髪製品」に改める。

別表第六七類の注1(e)中「羽毛製ダスター（第九六・〇四号参照）」を削り、同注2(d)を削る。

別表第六七・〇三号を次のように改める。

六七・〇三

人髪（仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡織用繊維材料（かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限る。）

一 人髪

二 獣毛

三 その他のもの

無税

一〇%

二〇%

別表第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッド」を「付けひげ、付け眉毛、付けまつげ」に改める。

別表第六七・〇五号を削る。

別表第六八類の注1(b)及び(c)中「雲母粉」を「雲母」に改め、同注1(d)を次のように改める。

(d) 第九五・〇八号に該当する物品で第九五類注2(b)に掲げる材料で作られたもの

別表第六八類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第六八・〇五号は欠番である。

別表第六八・〇四号中「ミルストーン」を「手とき用砥石その他これに類する物品並びにミルストーン」に改める。

別表第六八・〇五号を削る。

別表第六八類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七〇・〇二号は欠番である。

別表第七〇・〇二号を削る。

別表第七〇・一九号中「パロティニ」を削る。

別表第七一類の注3中(j)を削り、(k)を(j)とし、同注3(i)中、第六八・〇五号を削り、同注3中(i)を(k)とし、(m)を(l)とし、(n)を(m)とし、(p)を(o)とし、同注3(iv)中「こえる」を「超える」に改め、同注3中(q)を(r)とし、同注3中「焼結したものを含む」を「焼結したもの及び金属間化合物を含む」に改める。

別表第一五部の注1(b)中「第三六・〇七号」を「第三六・〇八号」に改め、同注2の第一文(c)中、「第三六・一二号」を削り、「に掲げる物品」の下に「並びに第八三・〇六号の卑金属製の縁及び鏡」を加え、同注2の第二文中「及び第七四・一二号」を削り、同注3(a)を削り、同注3(b)中「その他の」を削り、同注3中(b)を(a)とし、(c)を(b)とし、同注3(d)中「及び溶融により製造した金属の不均質な混合物(サーメットを除く)を含む」を、溶融により製造した金属の不均質な混合物(サーメットを除く)及び金属間化合物を含むに改め、同注3中(d)を(c)とする。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七三・二八号及び第七三・三九号は欠番である。

別表第七三・二七号中「製造したものに限る。」の下に「及び鉄鋼製のエキスパンデッドメタル」を加える。

別表第七三・二八号を削る。

別表第七三・三三号中「並びに鉄鋼製のねじ」を「ねじに」、「座金及びばね座金」を「その他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金(ばね座金を含む)」に改める。

別表第七三・三四号中「及びカールグリップ」を「カールグリップその他これらに類する物品」に改める。

別表第七三・三八号を次のように改める。

七三・三八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る)並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品	
一	ウール及びびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品	二〇%
二	その他のもの	一五%

別表第七三・三九号を削る。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七四・〇九号及び第七四・一二号から第七四・一四号までは欠番である。

別表第七四・〇九号を削る。

別表第七四・一一号を次のように改める。

七四・一一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る)及び銅製のエキスパンデッドメタル	
一	エキスパンデッドメタル	二〇%
二	その他のもの	

別表第七四・一二号から第七四・一四号までを削る。	一五%
別表第七四・一五号を次のように改める。	二〇%

七四・一五	鋼製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(鋼製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む)並びに銅製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーナスタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない)、ねじ(スクリーナフック及びスクリーナリングを含む)、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに鋼製の座金(ばね座金を含む)。	
一	くぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう	四〇%
(一)	貴金属をめつきしたもの	二〇%
(二)	その他のもの	二〇%

別表第七四・一九号を次のように改める。

七四・一九	その他の鋼製品	
一	貯蔵タンクその他これに類する容器(圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除く)とともに、内容積が三〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。	二〇%
二	その他のもの	四〇%
(一)	貴金属をめつきしたもの	二〇%
(二)	その他のもの	

別表第七六類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七六・一三号及び第七六・一四号は欠番である。

別表第七六・一三号及び第七六・一四号を削る。

別表第七七類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七七・〇三号は欠番である。

別表第七七・〇二号中「削りくぎ」の下に「並びにその他のマグネシウム製品」を加える。

別表第七七・〇三号を削る。

別表第七九類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七九・〇五号は欠番である。

別表第七九・〇五号を削る。

別表第七九・〇六号を次のように改める。

七九・〇六

その他の亜鉛製品

一 とい、ルーフキャッピング、窓わくその他加工した建築用材料

二 その他のもの

一五%

二〇%

別表第八二類の注中3を削り、4を3とし、同備考1を削り、同備考2を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八二・一〇号は欠番である。

別表第八二・一〇号を次のように改める。

八二・〇九

ナイフ（この歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く）及びその刃

一 ナイフ

（一）貴金属をめつきた金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

（二）その他のもの

四〇%

二〇%

二 ナイフの刃

二〇%

別表第八二・一〇号を削る。

別表第八三類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八三・一〇号及び第八三・一二号は欠番である。

別表第八三・〇六号中「室内装飾品」の下に「並びに卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡」を加える。

別表第八三・〇九号中「ふたまたりベットの」の下に「並びに卑金属製のビーズ及びスパングル」を加える。

別表第八三・一〇号及び第八三・一二号を削る。

別表第一六部の注1(a)中「機械用のワッシャーその他の」を「機械用又はその他の工業用の」に改め、同注1(b)中「工業用の」を「その他の工業用の」に改め、同注1(c)中「たとえば」を「例えば」に改め、同注1(d)中「たとえば」を「例えば」に、「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改める。

別表第八四類の備考に次のように加える。

3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八四・〇四号は欠番である。

別表第八四・〇四号を削る。

別表第八四・〇五号中「ボイラー付きのものを除く」を「ボイラー付きのものであるかどうかを問わない」に改める。

別表第八四・五二号中「二 その他のもの」

一五%

二 その他のもの

（一）金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電気的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。）

（二）その他のもの

二五%

一五%

別表第八五・一一号を次のように改める。

八五・一一

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気式又はレーザー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器

一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品

二 電気式又はレーザー式の溶接機器及びその部分品

三 その他のもの

一五%

一五%

一五%

別表第八五・二〇号中「アーク燈並びに写真用せん光電球」を「並びにアーク燈」に改める。

別表第八五・二二

熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用映像管及び水銀アーク整流管を含む。）光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス

一 熱電子管

二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオード

三 その他のもの

三〇%

一五%

一五%

別表第一七部の注2(d)中「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改める。

別表第八六類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八六・〇一号は欠番である。

別表第八六・〇一号を削る。

別表第八六・〇三号中「鉄道用機関車」の下に「及び炭水車」を加える。

別表第八七・一一号から第八七・一二号までを次のように改める。

八七・一一 身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するかどうかを問わない。）

八七・一二 部分品及び附属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。）

- 一 病人用又は身体障害者用の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）のもの
- 二 その他のもの

八七・一三 車及びその部分品

別表第八九・〇三号中「浮きドック」の下に「並びに浮上式又は潜水式の掘削用若しくは生産用のプラットフォーム」を加える。

別表第一八部の表題中「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九〇類の注1(c)中「第八三・一二号」を「第八三・〇六号」に改め、同注1(d)中「たとえば」を「例えば」に改める。

別表第九〇・〇七号を次のように改める。

- 九〇・〇七 写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・二〇号の放電燈を除く。）
- 一 写真機（暗箱を含む。）
- 二 顕微鏡用又は航空機用のもの
- 三 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの
- 四 その他のもの

- 一五%
- 三〇%
- 三〇%
- 三〇%
- 二〇%
- 三〇%

- 二 写真機の部分品及び附属品
- 三 写真用のせん光電球
- 四 その他のもの

別表第九〇・一二号中「該当するものを除く。」の下に「及びレーザー（レーザーダイオードを除く。）」を加える。

別表第九二類の表題中「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九二類の注1(d)中「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改め、同注1(g)中「たとえば」を「例えば」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九二・〇九号は欠番である。

別表第九二・〇九号を削る。

別表第九二・一一号中「を含むものとし、弦を除く」を「を含む」に改める。

別表第九二・一一号中「及び音声再生機」を「又は音声再生機」に、「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九五類の注中(b)を削り、(c)を(b)とし、(d)を(c)とし、(e)を(d)とし、(f)を(e)とし、(g)を(f)とし、(h)を(g)とし、(i)を(h)とし、(j)を(i)とし、(k)を(j)とし、(l)を(k)とし、(m)を(l)とし、(n)を(m)とし、同注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 第九五・〇八号において「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料」とは、次の物品をいう。

(a) コロゾ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料

(b) 黒玉（鉱物性の黒玉類似品を含む。）並びにこはく及び海泡石（凝結したものを含む。）

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九五・〇一号から第九五・〇四号まで、第九五・〇六号及び第九五・〇七号は欠番である。

別表第九五・〇一号から第九五・〇四号までを削る。

別表第九五・〇五号を次のように改める。

九五・〇五 かのめ、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、骨、角、さんご（凝結したものを含む。）その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品

- 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品（べつこう、ぞうげ又はさんごのものに限る。）
- 二 その他のもの

- (一) べつこう、ぞうげ又はさんごのもの
- (二) 真珠光沢を有する貝殻のもの
- (三) ボタンの製造に適する形状にしたもの
- (四) その他のもの

- 三〇%
- 四〇%
- 無税
- 二〇%
- 二〇%

別表第九五・〇六号及び第九五・〇七号を削る。

別表第九五・〇八号中「成形品、彫刻品及び細工品（ろう）」を「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品（ろう）」に改める。

別表第九六類の表題中「羽毛製ダスター」を削る。

別表第九六類の注2中「第九六・〇三号」を「第九六・〇一号」に、「ふさ状」を「房状」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九六・〇二号から第九六・〇四号までは欠番である。

別表第九六・〇一号を次のように改める。
九六・〇一

ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）並びにその他のほうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）並びにほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品並びにペイントローラー、スクイジー（ローラー・スクイジーを除く。）及びモップ

一 ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）
二 その他のほうき及びブラシ並びにペイントローラー、スクイジー及びモップ
三 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの
四 〇％
五 〇％

（一）その他のもの
（二）歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆
（三）機械の部分品として使用するブラシ
（四）その他のもの
（五）ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品

一 〇％
二 〇％
三 〇％
四 〇％
五 〇％

別表第九六・〇二号から第九六・〇四号までを削る。
別表第九八類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九八・一三号は欠番である。

別表第九八・一三号を削る。

別表の付表中「附表 簡易税率表」を「付表 簡易税率表（第三条の二関係）」に改める。
別表の付表第一号を次のように改める。

一	アルコール飲料	第二二・〇九号の（一）
(1)	ウイスキー（バーボンウイスキーを除く。）	
A	一リットルの課税価格が三、〇〇〇円を超	

えるもの

B 一リットルの課税価格が一、二〇〇円を超え、三、〇〇〇円以下のもの
一リットルにつき二、〇〇〇円

C 一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、二〇〇円以下のもの
一リットルにつき三、六〇〇円

D その他のもの
一リットルにつき一、九〇〇円

(2) バーボンウイスキー
第二二・〇九号の（一）

A 一リットルの課税価格が七五〇円を超えるもの
一リットルにつき三、三〇〇円

B その他のもの
一リットルにつき一、六〇〇円

(3) ブランデー（コニャックを含む。）
第二二・〇九号の（一）

A 一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円を超えるもの
一リットルにつき三、一〇〇円

B 一リットルの課税価格が七、〇〇〇円を超え、一〇、〇〇〇円以下のもの
一リットルにつき二、二〇〇円

C 一リットルの課税価格が五、〇〇〇円を超え、七、〇〇〇円以下のもの
一リットルにつき一、五〇〇円

D 一リットルの課税価格が二、八〇〇円を超

別表の付表第四号の第四欄中「第九五・〇一号の一、第九五・〇三号の一又は第九五・〇五号の一」を「第九五・〇五号の二の(一)」に改める。

E	え、五、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき一〇、九〇〇円	第三二・〇五号の一
	一リットルの課税価格が一、五〇〇円を超え、二、八〇〇円以下のもの	一リットルにつき六、四〇〇円	第三二・〇五号の二又は第三二・〇六号
F	一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、五〇〇円以下のもの	一リットルにつき四、九〇〇円	第三二・〇九号の一の(三)若しくは(四)又は二の(一)
	その他のもの	一リットルにつき二、一〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三
G	その他のもの	一リットルにつき一、三〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三
	その他のもの	一リットルにつき一、三〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三
A	その他のもの	一リットルにつき一、三〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三
	シャンパンその他のスパークリングワイン	一リットルにつき一、三〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三
B	ぶどう酒(ベルモットを含む。)	一リットルにつき八〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三
	ジン、ラム、ウォッカ又はリキニール	一リットルにつき九〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三
D	ビール	一リットルにつき一七、一〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三
	その他のもの	一リットルにつき一五、〇〇〇円	第三二・〇三三号、第三二・〇三七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の二の(四)若しくは二の(三)若しくは三

「一」を「第九五・〇五号の二の(一)」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

5 別表第一の三に掲げる物品で昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれ同表に定める税率とする。

第三条から第六条までの規定中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「一キロリットルにつき六百二十円の割合」を「次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一第二七・〇九号の(1)に掲げる原油 四百四十円

二 別表第一第二七・〇九号の(2)に掲げる原油 五百三十円

第七条第四項及び第七條の二第一項中「六百二十円」を「五百三十円」に改める。

第七条の三第一項中「一キロリットルにつき六百二十円の割合」を「次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一第二七・〇九号の(1)に掲げる原油 四百四十円

二 別表第一第二七・〇九号の(2)に掲げる原油 五百三十円

第七条の四第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第一七・〇一号の二の(一)」を「第一七・〇一号の二の(二)のB」に改め、同項第三号中「第一七・〇二号の二」を「第一七・〇二号の二の(一)のB又は同号の二の(二)のB」に、第一七・〇二号の二の(二)を「第一七・〇二号の二の(一)のB」に改める。

第七条の五第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、別表第一の三を「別表第一の四」に改める。

第八条第一項中「五百円」を「四百二十円」に改める。

第八条の二第一項第三号中「第二条第一項の税率の適用があるものについては、別表第一」を「第二条第一項又は第五項の税率の適用があるものについては、別表第一又は別表第一の三」に改める。

第八条の三「第八条の六第三項」を「第八条の六第四項」に改める。

第八条の六第一項中「又は第八条の二第一項」を「第五項又は第八条の二第一項」に改め、同条第二項中「又は第三項」を「若しくは第三項の規定の適用を受ける物品(以下「五分の一軽減税率適用物品」という。)(又は同条第五項に、又は第二項の規定及び同条第三項を「若しくは第二項の規定及び同条第三項の規定又は同条第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二条第五項の規定の適用が停止されたことにより同項の規定の適用を受けた物品が五分の一軽減税率適用物品となつた場合における前項の規定の適用については、同項中「重大な損害」とあるのは「相当な損害」と、「国民経済上」とあるのは「当該産業を保護するため」とあるのは、「国

民経済上」とあるのは「当該産業を保護するため」とする。

別表第一第一〇五・一五号中「七 その他のもの」を「八 その他のもの」に、「六 乾燥した血」を「七 乾燥した血」に改める。

別表第一第一二・二〇号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第一〇・〇六号に該当する米」に改める。

別表第一第一一・〇三号を削る。

別表第一第一二・〇二号の次に次の一号を加える。

一一・〇四

豆(第一〇七・〇五号に該当するものに限る。)又は果実(第八類に該当するものに限る。)の粉並びにサゴヤしの髓又は第一〇七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール

二〇%

一 豆の粉

別表第一第一二・〇七号中「一〇%」を「五%」に、「二〇円」を「三〇円」に改める。

別表第一第一二・〇八号を次のように改める。

一二・〇八

チコリーの根(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。)及びローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの

五%

五 その他のもの

別表第一第一四・〇五号中「三 その他のものうち」を「五 その他のものうち」に改める。

別表第一第一七・〇一から第一七・〇三号までを次のように改める。

一七・〇一

てん菜糖及び甘しや糖(固体のものに限る。)

一キログラムにつき五七円

一七・〇二

その他の糖類(固体のものに限る。)並びに糖水(香料料又は着色料を加えたものを除く。)、人造はちみち(天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。)、及びカラメル

八 その他のもの

(一) その他のもの

B その他のものうち

ハイ・テスト・モラセス(グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の

製造に使用するものに限る。)

一七・〇三

糖みつ

二 その他のもの

(一) 糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの

B その他のものうち

グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

五%

(二) その他のもの

B その他のものうち

グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

五%

別表第一第一九・〇二号を次のように改める。

一九・〇二

麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(ココアを含むものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。)

二 その他のもの

(一) その他のものうち

ケーキミックス以外のもの

別表第一第二七・〇九号及び第二七・一〇号を次のように改める。

二七・〇九

石油及び歴靑油(原油に限る。)

(1) 温度一五度における比重が〇・八七五以上のもののうち、石油の安定的な供給の確保を図るため特に必要があるものとして政令で定めるもの

(2) その他のもの

一キロリットルにつき五三〇円
一キロリットルにつき六四〇円

二七・一〇

石油及び歴靑油(原油を除く。)並びに石油又は歴靑油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴靑油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴靑油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)

一 石油及び歴靑油(石油及び歴靑油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレンのうち
トリプロピレン

無税

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失
量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出

温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げ
るものを除く。）

一〇%

C その他のもの

(b) その他のもののうち

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用
するもの、アンモニアの製造に使用する
もの及びガス事業法第二条第二項に規定
する一般ガス事業者がガスの製造に使用
するもの

一キロリットルに
つき一二五円

(2) 燃料用のもの（政令で定めるところによ
り使用されるものに限る。）

一キロリットルに
つき一、〇七五円

(二) 燈油

B その他のもの

一キロリットルに
つき一、〇一〇円

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下
のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの（これら
の物品を原料とする製油が関税法第五六条
第一項（保税工場の許可）に規定する保税作
業により行われた場合の製品で、同法第五
九条の二第二項（原料課税）の税関長の承認
を受けたものを含む。以下この号において
同じ。）

一キロリットルに
つき六四〇円

(2) その他のもの

(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上
で引火点が温度一三〇度以下のもの（本
邦に到着した時においてこれらの性質を
有するもの又は政令で定めるところによ
り本邦に到着した石油製品に他の石油製
品を混合して得られたものでこれらの性

質を有するものに限る。）のうち、農林漁
業の用に供されるもので、当該年度にお
ける国内需要見込数量から国内生産見込
数量を控除した数量を基準とし、国際市
況その他の条件を勘案して政令で定める
数量以内のもの

無税

(ii) 重油及び粗油で製油の原料として使用さ
れるもの以外のもの（農林漁業の用に供
されるものを除く。）について、当該年度
における国内需要見込数量から国内生産
見込数量を控除した数量を基準とし、国
際市況その他の条件を勘案して政令で定
める数量（以下この号において「共通の限
度数量」という。）以内のもの

（iii）その他のもの

一キロリットルに
つき九五五円

（iv）その他のもの

一キロリットルに
つき二、二八〇円

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超
え、〇・九二七三以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

一キロリットルに
つき六四〇円

(2) その他のもの

(i) 共通の限度数量以内のもの

一キロリットルに
つき七三〇円

(ii) その他のもの

一キロリットルに
つき二、二八〇円

C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超
えるもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

一キロリットルに
つき六四〇円

(2) その他のもの

(i) 共通の限度数量以内のもの

一キロリットルに
つき六六〇円

(ii) その他のもの

一キロリットルに
つき二、二八〇円

(四) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）

A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下
のもの

七・五%

B その他のもののうち		
流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油		七・五%
その他主として潤滑の用に供しない油		七・五%
(四) その他のもの		
二 石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。）		
(二) その他のもの		
A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		七・五%
別表第一第二七・一〇号中「で、昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるもの」を削る。		
別表第一第二八・一一号を削る。		
別表第一第二八・一〇四号の次に次の一号を加える。		
二八・一三 二 非金属酸化物		
(一) 三酸化ヒ素		一〇%
別表第一第二八・一八号を次のように改める。		
二八・一八 マグネシウム、水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		一〇%
一 水酸化バリウム		
別表第一第二八・二八号中「五 その他のもののうち」を「六 その他のもののうち」に、「四 水酸化リチウム」を「五 水酸化リチウム」に改める。		
別表第一第二八・三〇号を次のように改める。		
二八・三〇 塩化物、オキシ塩化物、ヒドロオキシ塩化物、臭化物、オキシ臭化物、よう化物及びオキシよう化物		
一 塩化物、オキシ塩化物及びヒドロオキシ塩化物		
(一) 塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀のうち		一〇%
塩化亜鉛及び塩化バリウム		七・五%
(四) その他のもの		
別表第一第二八・三二号を次のように改める。		
二八・三二 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩		
一 塩素酸塩及び過塩素酸塩		七・五%
(二) その他のもの		
別表第一第二八・五六号中「炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物」を「炭化物化学的に単一であるかどうかを問わない。」に改める。		
別表第一第二九・四〇号を削る。		
別表第一第三三・〇九号中「その他の着色料」の下に「並びにこの類の注４に規定する溶液」を加える。		

別表第一第三三・〇一を次のように改める。		
三三・〇一 精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）		
レジンノイド、精油のコンセントレート（冷収収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物		
一 精油		
(一) グラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち		
(1) レモングラス油		無税
(2) パチュリ油及びベチベル油		三%
(3) その他のもの（ラベンダー油を除く。）		五%
(二) その他のもの		
(1) ペパーミント油でメンタールペンシスから採取したもの（政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるものに限る。）		
(i) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		無税
(ii) その他のもの		一五%
(2) その他のもの（ペパーミント油でメンタールペンシスから採取したものを除く。）		五%
二 精油のコンセントレート		一〇%
別表第一第三三・〇三を削る。		
別表第一第三三・〇六号中「化粧品類」の下に「並びに精油のアキエアスディスチレート及びアキエアスリニーション（医薬用に適するものを含む。）」を加え、「(二) その他のもの」を「(三) その他のもの」に改める。		
別表第一第三五・〇五号の次に次の一号を加える。		
三五・〇七 酵素及び調製した酵素（他の号に該当するものを除く。）		一〇%
(二) その他のもの		
別表第一第三七・〇六号を削る。		
別表第一第三七・〇七号を次のように改める。		
三七・〇七 映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか、又はサウンドトラックを有するものとする。）		

ラックのみであるかどうかを問わない。）

一 ニュース用のもの

(一) その他のもの

A サウンドトラックフィルムのうち

フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

一米ートルにつき
一五円

二 その他のもの

(一) フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇

ミリメートル以下のもの

B その他のもの

一米ートルにつき
一二円五〇銭

(二) フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇

ミリメートル以下のもの

A サウンドトラックフィルムのうち

フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

一米ートルにつき
一五円

B その他のもの

一米ートルにつき
一五円

別表第一第三八・〇三号を次のように改める。

三八・〇三 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに炭炭

(炭炭炭を含む。)

一 活性炭

別表第一第三八・一一号を次のように改める。

三八・一一

消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫酸を含ませた帯、しん及びろろそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。）

一 小売用の形状又は包装にしたもののうち

植物生長調整剤以外のもの

一〇%

別表第一第三八・一九号中「一〇 その他のもののうち」を「一一 その他のもののうち」に改める。

別表第一第三九・〇七号を次のように改める。

三九・〇七

第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品

二 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又は

うちわの骨又は柄の部分品

一〇%

四 その他のもの

(一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品

(二) その他のもの

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケー

シングその他これに類する物品（管状のものに限る。）の製品

(i) 平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの

(ii) その他のもの

(iii) その他のもの

(iv) その他のもの

(v) その他のもの

(vi) その他のもの

(vii) その他のもの

(viii) その他のもの

(ix) その他のもの

(x) その他のもの

(xi) その他のもの

(xii) その他のもの

(xiii) その他のもの

(xiv) その他のもの

(xv) その他のもの

(xvi) その他のもの

(xvii) その他のもの

(xviii) その他のもの

(xix) その他のもの

(xx) その他のもの

(xxi) その他のもの

(xxii) その他のもの

(xxiii) その他のもの

(xxiv) その他のもの

(xxv) その他のもの

(xxvi) その他のもの

(xxvii) その他のもの

(xxviii) その他のもの

(xxix) その他のもの

(xxx) その他のもの

(xxxi) その他のもの

(xxxii) その他のもの

(xxxiii) その他のもの

(xxxiv) その他のもの

(xxxv) その他のもの

(xxxvi) その他のもの

(xxxvii) その他のもの

一五%

一〇%

無税

五%

一〇%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

いたもの B その他のもの 三 はき物用の木くぎ 五 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く)のもの (二) その他のもの	一〇% 一〇% 七・五% 一二・五% 一〇%
別表第一第四六・〇一号を削る。 別表第一第四六・〇二号及び第四六・〇三号を次のように改める。 四六・〇二 さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む)並びにびん用のわらづと 一 ばつかんさなだ 三 その他のもの (一) その他のものうち さなだその他これに類する組物材料の物品以外のもの 四六・〇三 かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る)及び第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 二 その他のもの (一) 人造プラスチック製のもの	七・五% 五% 一〇% 一〇% 一五%
別表第一第四八・〇二号を削る。 別表第一第四七・〇一号の次に次の一号を加える。 四八・〇一 紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。) 一 手すきのもの	七・五%
別表第一第四八・〇七号を次のように改める。 四八・〇七 紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(第四九類に該当する印刷物を除く)に限る。) 二 その他のもの (一) アートペーパー	一〇%
(A) 接着剤を塗布した接着性の物品 (B) その他のもの 別表第一第四八・一六号を次のように改める。 四八・一六 紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器 三 その他のもの	七・五% 一〇% 一三%
別表第一第五〇・〇七号を次のように改める。 五〇・〇七 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸(小売用の糸に限る)並びに天然でぐす及び絹製のカットガット 一 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸	七・五%
別表第一第五〇・一〇号を削る。 別表第一第五〇・〇七号の次に次の二号を加える。 五〇・〇九 絹織物 二 絹ノイル織物 (一) その他のもの 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 七・五% 七・五% 七・五%
別表第一第五一・〇四号を次のように改める。 五一・〇四 人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。) 一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のものうち (1) ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニル繊維又はビニロン繊維(以下この号及び第五六・〇七号において「ナイロン繊維等」という。)のみから成るもの並びにこれらの繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	一〇%

別表第二第五三・一一号を次のように改める。	(2) ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るもの並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの(アセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。)	二〇%
	二 その他のもの	七・五%

別表第二第五三・一一号を次のように改める。	毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)	一五%(その率が一平方メートルにつき二五〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	二 その他のもの	一〇%

別表第二第五六・〇七号を次のように改める。	(1) 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一〇%
	(2) その他のもの	一〇%

別表第二第六一・〇八号を削る。	(1) ナイロン繊維等のみから成るもの並びにこれらの繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	一〇%
	(2) ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るもの並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの(アセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。)	二〇%

別表第二第六七・〇一	羽毛及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第〇五・〇七号)	二〇%
------------	--	-----

別表第一第六七・〇三号を次のように改める。	に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。のうち	一〇%
	羽毛製ダスター以外のもの	一〇%

別表第一第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッド」を「つけひげ、付け眉毛、付けまつげ」に改める。	人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡織用繊維材料(かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限る。))	五%
	二 獣毛	一〇%

別表第一第六七・〇五号を削る。	別表第一第七三・三二号中「ねじ」を「ねじ」に、「座金及びばね座金」を「その他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金(ばね座金を含む。)」に改める。	
	別表第一第七三・三四号中「及びカールグリップ」を「カールグリップその他これらに類する物品」に改める。	

別表第一第七三・三八号を次のように改める。	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品)	七・五%
	二 その他のもの	七・五%

別表第一第七四・一四号を削る。	銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。並びに銅製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)(ねじ(スクリーフック及びスクリーリングを含む。)、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに銅製の座金(ばね座金を含む。))	二〇%
	(一) 貴金属をめつきたもの	二〇%

別表第一第七四・一五号を削る。	銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。並びに銅製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)(ねじ(スクリーフック及びスクリーリングを含む。)、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに銅製の座金(ばね座金を含む。))	二〇%
	(一) 貴金属をめつきたもの	二〇%

別表第一第七四・一九号を次のように改める。

七四・一九 その他の銅製品

二 その他のもの

(一) 貴金属をめつきたもの

(二) その他のもののうち

エンドレス帯(フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。)以外のもの

二〇%
一〇%

別表第一第七六・〇一号を次のように改める。

七六・〇一 アルミニウムの塊及びくず

一塊

(一) アルミニウム(合金を除く。)のものうち

当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(二) アルミニウム合金のものうち

共通の限度数量以内のもの

五・五%
五・五%
無税

二くず

別表第一第七八・〇一号中「八九四六二銭」を「二二四六四銭」に、「九五四」を「一三〇四」に、「九七四」を「一三三二」に、「二〇五」を「二四〇」に改める。

別表第一第八二・〇九号を次のように改める。

八二・〇九 ナイフ

(のこ歯状の刃を有するもの及び刃定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)及びその刃

一 ナイフ

(二) その他のもの

九%

別表第一第八三・〇六号中「室内装飾品」の下に「並びに卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡」を加える。

別表第一第八三・〇七号の次に次の一号を加える。

八三・〇九

卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品(衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。)並びに卑金属製の管リベット及びふたまたリベット並びに卑金属製のビーズ及びスパンゲル

一 貴金属をめつきたもの

二〇%

別表第一第八三・一〇号及び第八三・一二号を削る。

別表第一第八四・〇五号中「ボイラー付きのものを除く」を「ボイラー付きのものであるかどうかを問わない」に改める。

を問わない」に改める。

別表第一第八四・五二号中

二 その他のものうち
電子式簿記会計機以外のもの

七・五%」を

「二 その他のもの

(一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。)

(二) その他のものうち

二二・五%
七・五%

に改める。

電子式簿記会計機以外のもの

別表第一第八五・二〇号中「アーク燈並びに写真用せん光電球」を「並びにアーク燈」に改める。

別表第一第八五・二二号中「圧電気結晶素子」の下に「発光ダイオード」を、「集積回路」の下に「並びに発光ダイオード」を加える。

別表第一第八七・一二号を次のように改める。

八七・一二 一部分品及び附属品(第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。)

二 その他のもの

別表第一第八九・〇三号中「浮きドック」の下に「並びに浮上式又は潜水式の掘削用若しくは生産用のプラットフォーム」を加える。

別表第一八九・〇七号を次のように改める。

九〇・〇七 写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・二〇号の放電燈を除く。)

一 写真機(暗箱を含む。)

(二) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの

(三) その他のもの

二 写真機の部分品及び附属品

三 写真用のせん光電球

四 その他のもの

七・五%
七・五%
七・五%
一〇%
七・五%

別表第一第九二・一一号中「及び音声再生機」を「又は音声再生機」に、「磁気式の記録機及び「記録機又は」に改める。

別表第一九五・〇二号から九五・〇四号までを削る。

別表第一九五・〇五号を次のように改める。

九五・〇五 かの甲、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、骨、角

さんご(凝結したものを含む。)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(べつこう、ぞうげ又

はさんごのものに限る。

二 その他のもの

(一) ベつこう、ぞうげ又ははさんごのものうち

ぞうげのもの

(二) 真珠光沢を有する貝殻のもの

B その他のもの

(三) その他のもの

一五%

二〇%

一〇%

一〇%

別表第一第九五・〇六号及び第九五・〇七号を削る。

別表第一九五・〇八号中「成形品、彫刻品及び細工品(ろう)」を「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう)」に改める。

別表第一九五・〇八号の次に次の一号を加える。

九六・〇一

ほうき及びブラシ(小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。)並びにその他のほうき及びブラシ(機械の部分品として使用するブラシを含む。)並びにほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品並びにペイントローラー、スクイージー(ローラースクイージーを除く。)及びモップ

二 その他のほうき及びブラシ並びにペイントローラー、スクイージー及びモップ

(一) その他のもの

A 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆

B 機械の部分品として使用するブラシ

C その他のもの

三 ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品

一〇%

七・五%

一〇%

五%

別表第一第九六・〇二号及び第九六・〇三号を削る。

別表第一の二第三号中「第一五・〇九号又は第一五・一三三号」を「第一五・一三三号又は第一五・一五号」に改める。

別表第一の二第四号中「同表第一九・〇二号」を「同表第一九・〇二号の二」に改める。

別表第一の二第七号中「第三九・〇七号の二」を「第三九・〇七号の四」に改める。

別表第一の二第九号を次のように改める。

九 関税率表第四四・〇二号から第四四・〇五号まで、第四四・〇九号、第四四・一二号から第四四・一九号まで、第四四・二二号の一又は第四四・二八号の三若しくは五の(二)に掲げる物品

別表第一の二第十四号中「第八三・〇九号の一又は第八三・一〇号の一」を「又は第八三・〇九号の二」に改める。

別表第一の二第十五号中「第八四・五二号の一」の下に「若しくは二の(一)」を加え、「又はこれらを

構成する機器」を「若しくはこれらを構成する機器又は金銭登録機(第八四・五二号の二の(一)に掲げるものに限る。)」に改める。

別表第一の二第十七号中「第九六・〇二号の二の(一)若しくは(二)」を「第九六・〇二号の二の(一)A若しくはC」に改める。

別表第一の三第三十二号中「第八七・一二号」を「第八七・一二号の二」に改める。

別表第一の三第三十四号中「及び」を「又は」に改める。

別表第一の三を別表第一の四とし、別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三 特別軽減関税率表(第二条、第八条の二関係)

関税率法 別表の番号	品名	税率
〇二・〇二	家きん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろはる鳥で、生きていないものに限る。)及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。)のうち 鶏及び七面鳥以外のもの	一六%
〇三・〇二	魚(塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)	一六%
〇三・〇三	一 魚卵のうち にしん(クルマエビ属の魚)のもの(こんぶかずのこを除く。)	一二%
〇三・〇三	甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	四%
〇九・〇一	一 えび (一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの コーヒ(いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。)、コーヒ豆の殻及び皮並びにコーヒを含有するコーヒ代用物	二〇%
〇九・〇二	(二) その他のもの	二〇%
二〇・〇四	茶 一 紅茶 (一) 小売容器入りのもの 砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたもの	二〇%

二一・〇七	に(限る。)のうち マロンクラッセ 果汁(ぶどう搾汁を含む。)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。) 一 果汁 (一) その他のもののうち レモンジュース(しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。) 二 野菜ジュース (一) 砂糖を加えたもののうち トマトジュース以外のもの (二) その他のもののうち トマトジュース以外のもの(気密容器入りのものを除く。) コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品並びにチコリーその他のコーヒ代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 一 コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品 (二) その他のもの A インスタントコーヒ及びインスタントティーのうち インスタントコーヒ マスタート粉及び調製したマスタート 一 小売容器入りのもの ソースその他の混合調味料 二 その他のもの (二) その他のものうち グルタミン酸ソーダを主成分とするもの以外のもの スープ及びブロス(固形又は粉状のものを含む。)並びに均質混合調製食料品のうち 野菜スープ(気密容器入りのもので、砂糖を加えてないものに限る。)及び均質混合調製食料品以外のもの 酵母(活性のものであるかどうかを問わない。)及び調製したベーキングパウダー	二二%
二一・〇五		一七・五%
二一・〇四		一七・五%
二一・〇三		一七・五%
二一・〇二		一三・五%
二一・〇一		一三・五%
二一・〇〇		二二%

二二・〇五	一 酵母 (一) 活性のもの 二 ベーキングパウダー ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 一 シャンパンその他のスパークリングワイン 二 その他のものうち 容量が一五〇リットルを超える容器に入れたもの以外のもの ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。) その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード) 二 その他のもの エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が入〇度に満たないものに限る。)及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (一) ウイスキー A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。) バーボンウイスキー ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。 ライウイスキー ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。	一七・五%
二二・〇六		一七・五%
二二・〇七		一七・五%
二二・〇八		一七・五%
二二・〇九		一七・五%
二二・一〇		一七・五%
二二・一一		一七・五%
二二・一二		一七・五%
二二・一三		一七・五%
二二・一四		一七・五%
二二・一五		一七・五%
二二・一六		一七・五%
二二・一七		一七・五%
二二・一八		一七・五%
二二・一九		一七・五%
二二・二〇		一七・五%
二二・二一		一七・五%
二二・二二		一七・五%
二二・二三		一七・五%
二二・二四		一七・五%
二二・二五		一七・五%
二二・二六		一七・五%
二二・二七		一七・五%
二二・二八		一七・五%
二二・二九		一七・五%
二二・三〇		一七・五%
二二・三一		一七・五%
二二・三二		一七・五%
二二・三三		一七・五%
二二・三四		一七・五%
二二・三五		一七・五%
二二・三六		一七・五%
二二・三七		一七・五%
二二・三八		一七・五%
二二・三九		一七・五%
二二・四〇		一七・五%
二二・四一		一七・五%
二二・四二		一七・五%
二二・四三		一七・五%
二二・四四		一七・五%
二二・四五		一七・五%
二二・四六		一七・五%
二二・四七		一七・五%
二二・四八		一七・五%
二二・四九		一七・五%
二二・五〇		一七・五%
二二・五一		一七・五%
二二・五二		一七・五%
二二・五三		一七・五%
二二・五四		一七・五%
二二・五五		一七・五%
二二・五六		一七・五%
二二・五七		一七・五%
二二・五八		一七・五%
二二・五九		一七・五%
二二・六〇		一七・五%
二二・六一		一七・五%
二二・六二		一七・五%
二二・六三		一七・五%
二二・六四		一七・五%
二二・六五		一七・五%
二二・六六		一七・五%
二二・六七		一七・五%
二二・六八		一七・五%
二二・六九		一七・五%
二二・七〇		一七・五%
二二・七一		一七・五%
二二・七二		一七・五%
二二・七三		一七・五%
二二・七四		一七・五%
二二・七五		一七・五%
二二・七六		一七・五%
二二・七七		一七・五%
二二・七八		一七・五%
二二・七九		一七・五%
二二・八〇		一七・五%
二二・八一		一七・五%
二二・八二		一七・五%
二二・八三		一七・五%
二二・八四		一七・五%
二二・八五		一七・五%
二二・八六		一七・五%
二二・八七		一七・五%
二二・八八		一七・五%
二二・八九		一七・五%
二二・九〇		一七・五%
二二・九一		一七・五%
二二・九二		一七・五%
二二・九三		一七・五%
二二・九四		一七・五%
二二・九五		一七・五%
二二・九六		一七・五%
二二・九七		一七・五%
二二・九八		一七・五%
二二・九九		一七・五%
二二・一〇〇		一七・五%

その他のもの
一リットルにつき
四一三円

B その他のもの
パーボンウイスキー
二四・五%

ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。
ライウイスキー
二八%

ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。
その他のもの
一リットルにつき
三四三円

(一) ブランデー(コニャックを含む。)
A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。)
一リットルにつき
三八五円
一リットルにつき
四五五円

B その他のもの
(二) ジン
一リットルにつき
三五五円
一リットルにつき
一五四円(従量税率より高いときは、当該従量税率)

二リキニールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く。)
(一) リキニール
製造たばこ並びにたばこのエキスを及ぶエッセンス
二 ばこのエキスを及ぶエッセンス
ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
無税

二四・〇二
二八・二八

六 その他のもののうち
酸化ベリリウム
無税

三〇・〇三
医薬品(動物用のものを含む。)
一 抗生物質製剤及びホルモン製剤
(一) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤
その他のもののうち
一〇・五%

三三・〇六
調製香料及び化粧品類並びに精油のアキアスデイスチレート及びアキアスソリューション(医薬用に適するものを含む。)
二 香水、オーデコロンその他これらに類するもの
おしろい
九・五%

三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品
九・五%

三四・〇一
五 その他のもの
(一) その他のもの
せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーク状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかどうかを問わない。)
八・五%

三七・〇一
一 浴用せつけん(薬用のものを含む。)
感光性の写真フレート及び平面写真フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。)
二 エックス線用のもの
一 一%

二 その他のもの
(一) カラープレート及びカラーフィルム
(二) その他のもの
感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。)
一一%

三七・〇二
一 映画用フィルム
(一) カラーフィルム
A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの
で、反転現象方式のもの
九%

七三・〇八	鉄鋼のコイル(再圧延用のものに限り、)	二・五%
七三・〇九	鉄鋼のユニバーサルプレート	五%
七三・一〇	鉄鋼の棒(線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限り、)及び中空マイニングドリル鋼	五%
	二 線材(巻いたものに限り、)	
	(一) クラッドのもの及びめつきしたもの	五%
四八・〇一	紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)	八%
	二 その他のもの	九・五%
	(一) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限り、)	
	B その他のもの	六%
	A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超え、るもの(ロール状のものに限る。)	
	B その他のもの	二・五%
	鉄鋼のコイル(再圧延用のものに限り、)	九・五%
	鉄鋼のユニバーサルプレート	五%
	鉄鋼の棒(線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限り、)及び中空マイニングドリル鋼	五%
	二 線材(巻いたものに限り、)	
	(一) クラッドのもの及びめつきしたもの	五%
四〇・一一	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限り、)	一一%
	一 カラー印刷紙	
三七・〇三	感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。)	一一%
	(一) カラーフィルム	一一%
	(二) その他のもの	九%
	(一) エックス線用のもの	一一%
	(二) カラーフィルム	一一%
	(三) その他のもの	九%
	感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。)	
	一 カラー印刷紙	
	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限り、)	一一%
	一 自動車用のもの(公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。)	
	空気タイヤ及び空気タイヤケース	八%
	その他のもの	九・五%
	紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)	
	二 その他のもの	八%
	(一) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限り、)	
	B その他のもの	六%
	A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超え、るもの(ロール状のものに限る。)	
	B その他のもの	二・五%
	鉄鋼のコイル(再圧延用のものに限り、)	九・五%
	鉄鋼のユニバーサルプレート	五%
	鉄鋼の棒(線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限り、)及び中空マイニングドリル鋼	五%
	二 線材(巻いたものに限り、)	
	(一) クラッドのもの及びめつきしたもの	五%

七三・一一	(一) その他のもの	五%
	形鋼(熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限り、)及び鋼矢板(鋼矢板にあつては、あなをあけてあるか、又は組み合わせるかどうかを問わない。)	
七三・一二	二 鋼矢板	
	鉄鋼の帯(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限り、)	五%
	二 その他のもの	五%
	(一) 巻いたもの	五%
	(二) その他のもの	五%
七三・一三	鉄鋼の板(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限り、)	五%
	二 その他のもの	五%
	(一) 厚さが三ミリメートルに満たないもの	五%
	(二) 厚さが三ミリメートル以上で、六ミリメートルに満たないもの	五%
	(三) 厚さが六ミリメートル以上のもの	五%
七三・一五	合金鋼及び高炭素鋼(第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。)	五%
	一 合金鋼	
	(一) バイメタル(板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。)	一一・五%
	(二) その他のもの	六%
	合金工具鋼(タングステン又はモリブデンの含有量が全重量の〇・五%以上のものに限る。)	六%
	二 高炭素鋼(一に掲げるものを除く。)	九%
七四・〇二	マスタアロイ	九%
八四・〇五	一 ベリリウム鋼のもの	
	蒸気原動機(ボイラー付きのものであるかどうかを問わない。)	
	一 蒸気タービン及びその部分品	
	(一) 蒸気タービンのうち	
	出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が四〇万キロワット以上のもの	八%
八四・〇六	(二) 部分品	九・五%
	内燃機関(ピストン式のものに限る。)	
	一 内燃機関	

八四・〇七	航空機用のもの 二 内燃機関の部分品のうち 航空機用のもの ウォーターホイール、ウォータータービンその他の液体 原動機 二 その他のもの その他の原動機 一 原動機 （一）航空機用のもの （二）その他のもの ガスタービン その他のもの 二 原動機の部分品 （一）航空機用のもの （二）その他のもの 金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第 八四・五〇号に該当するものを除く。） 一 工作機械 （一）数値制御式のもののうち 多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを除 く。）、ならいフライス盤（形彫り盤を含み、 フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が 一・五平方メートル以上のものに限るもの）と し、ならい操作をカム式機構により行うもの を除く。）平面研削盤（研削することができ る長さが三、〇〇〇ミリメートルを超えるも のに限るもの）とし、ロータリーテーブル式 のものを除く。）ねじ研削盤、平歯車形削盤（ピ ニオン工具型のもので加工することができ る直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及び ラック工具型のもので加工することができ る直径が一、二〇〇ミリメートル以上のもの に限る。）及び平歯車研削盤以外のもの （二）その他のもののうち 普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリ メートル以上のものに限る。）自動ならい旋 盤、単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）及	九・五％ 六％ 九・五％ 九・五％ 九・五％ 八％ 一二・五％ 九・五％ 六％
-------	--	---

八四・五二	（一）立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリ メートル以上のものに限る。） 中ぐり盤 万能工具フライス盤、ならいフライス盤（形 彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもの のうち加工面積が一・五平方メートルに満た ないものに限る。）及びプランミラー 平削盤 内面研削盤（研削することができる内径が二 〇〇ミリメートルに満たないセンターレス式 のものを除く。）及び平面研削盤（立型ロータ リーテーブル式のもの、研削することができ る長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない 長テーブル式のもの及び研削することができ る長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、 〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。） 単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径 が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。） ホーニング盤（円筒形の内面の加工用のもの に限る。）及びブローチ盤 二 その他のもの （一）数値制御式のもののうち プレス、剪断機及び鍛造機（鍛造ロール機を 含む。） 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発 行機その他これらに類する計算機構を有する機械 一 電子式デジタル計算機械のうち 計算機本体 その他のもの（磁気インキ式文字読取機、光学 式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が 一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記 憶機並びにこれらに使用する制御機を除く。） 二 その他のもの （一）金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理 機械の中央処理装置と電気的に接続して作動す る機能を有し、かつ、独立して作動する機能を 有するものに限る。） 自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデー	六・五％ 六・五％ 六・五％ 六・五％ 六・五％ 六・五％ 六・五％ 六・五％ 六・五％ 八％ 一〇・五％ 一七・五％ 一七・五％ 一七・五％
-------	---	--

タ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）

一 電子式デジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械のうち

中央処理装置

その他のもの（磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機を除く。）

八五・〇一

発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機及びインダクター

発電機のうち

出力（クロスコンパウンド型蒸気タービン用のものにあつては、合計出力）が四〇万キロワット以上のもの

出力（クロスコンパウンド型蒸気タービン用のものにあつては、合計出力）が四〇万キロワットに満たないもの（原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したものを除く。）

三 トランスフォーマー

（一）その他のもの

内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器

一 発電機、電動機及びこれらの部分品

（二）発電機及び電動機

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気式又はレーザー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器

八五・一一

一〇・五%

一七・五%

八%

六%

六%

六%

八五・一五

二 電気式又はレーザー式の溶接機器及びその部分品のうち

数値制御式の機器

三 その他のもののうち

数値制御式の機器

無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器

三 レーダーのうち

航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）

四 その他の機器

航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）その他のもの

八五・二二

熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス

二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち

発光ダイオード（実装したものに限る。）

三 その他のもの

電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）

一 電力ケーブル及び通信ケーブル

二 合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）

三 その他のもの

人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線

九・五%

九・五%

九・五%

一二・五%

六%

九・五%

六%

九・五%

九・五%

九・五%

八七・〇二

乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。）

九・五%

一 乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。）

(一) ホイールベースが二七〇センチメートル以下のもの

(二) ホイールベースが二七〇センチメートルを超え、三〇四・八センチメートル以下のもの

(三) ホイールベースが三〇四・八センチメートルを超えるもの

二 バス（トロリーバスを含むものとし、無限軌道式のものを除く。）

三 貨物自動車（無限軌道式のものと及びシャトルカーを除く。）

四 その他のもの

(一) 無限軌道式のもの

(二) シャトルカー

(三) 運転室を有する原動機付きマシン

(四) その他のもの

八七・〇三

救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車（第八七・〇二号に該当する自動車を除く。）

無税

八七・〇九

モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車（サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。）並びにサイドカー

無税

八八・〇二

飛行機、滑空機、たこ及びロケットシート

一 飛行機（ヘリコプターを除く。）

(一) 四基以上の原動機を有するもの

三 滑空機

四 その他のもの

八八・〇三

部分品（第八八・〇一又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。）

九・五%

九八・一〇

メカニカルライターその他これに類するライター（ケミ

カルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。）
一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの
貴石、半貴石、銀若しくは白金族の金属又はこれらの金属を張り若しくはめつきた金属を用いたもの
その他のもの

一二・五%
一五%

別表第二第五・一五号中「七」その他のものを「八」その他のものに改める。

別表第二第一一・〇二号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第一一・〇六号に該当する米」に改める。

別表第二第二二・〇八号を次のように改める。

一 二・〇八 チコリーの根（切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。）及びローストビーコン（生鮮又は乾燥のもので、碎いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの
三 食用の海藻（乾燥したものを含む。）
(三) その他のもののうち
ひじき

一〇%

別表第二第一四・〇五号中「三」その他のものを「五」その他のものに改める。

別表第二第一五・一四号を削る。

別表第二第一五・一五号を次のように改める。

一 鯨ろう（粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。）及びみつろうその他のこん虫ろう（着色してあるかどうかを問わない。）
二 みつろう
三 その他のもの

無税
七・五%
七・五%

別表第二第一九・〇一を削る。

別表第二第一八・〇六号の次に次の一号を加える。

一九・〇二 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含むものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。）

一 麦芽エキス

別表第二一九・〇七号を次のように改める。

一九・〇七

食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオプライト、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

一 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品

七・五%

別表第二二一・〇一を削る。

別表第二二一・〇二

二一・〇二
コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチョコレートその他のコーヒー代用物(いつたものに限る)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

一 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品

(一) 砂糖を加えたもの
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品

(二) その他のもの
その他のもの

A インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち

B その他のもの
その他のもの

コーヒのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品

その他のもの

二 調製食料品(他の号に該当するものを除く)。

二一・〇七
二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもののうち
飲料のもと(おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限る)及びビーナツバター

(二) その他のもの

二五%

A アルコールを含有しない飲料のもののうち

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

二〇%

B その他のもの

(a) 第四・〇七号に掲げる物品のものうち
なまこ、くらげ又はうにのもの

一〇%

(b) その他のものうち
ビーナツバター

二〇%

ヤングコーンユブ(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る)及びひじき

一〇%

別表第三三三・〇一を「及びレジンノイド」を「レジンノイド、精油のコンセントレート(冷吸収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る)及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物」に改める。

別表第三四一・〇二から第四一・〇四号までを次のように改める。

四一・〇二
牛草(水牛草を含む)及び馬属の動物の草(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く)。

四一・〇三
羊草(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く)。

四一・〇四
やぎ草(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く)。

別表第三四六・〇二を次のように改める。

四六・〇二
さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む)並びにびん用のわらづと

三 その他のもの
(一) その他のものうち
いぐさ製又は七島製のもの(さなだその他これに類する組物材料の物品を除く)。

別表第三五〇・〇五を次のように改める。

五〇・〇五
絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸を除く)。

別表第三五〇・〇五の次に次の一号を加える。

五一・〇一
人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く)。

(一) 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの
(二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの
(一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
(二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
別表第三第五一・〇四号を次のように改める。

五二・〇四

人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。）

一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの

二 その他のもの
(一) その他のもの

別表第三第五三・一一号を次のように改める。

五三・一一

毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）
二 その他のもの

別表第三第五六・〇七号を次のように改める。

五六・〇七

人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）
一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの

二 その他のもの
(一) その他のもの

別表第三第六四・〇二号の次に次の一号を加える。

六七・〇三

人髪（仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡績用繊維材料（かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限る。）
三 その他のもの

別表第三第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッド」を「付けひげ、付け眉毛、付けまつげ」に改める。

別表第四第五〇・〇九号を次のように改める。

五〇・〇九

絹織物（絹ノイル織物を除く。）
一 絹織物（絹ノイル織物を除く。）

別表第四第五〇・〇九号の次に次の三号を加える。

五一・〇四

人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。）

一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの

(一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
二 その他のもの
(一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
(二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
別表第五を次のように改める。

別表第五 暫定簡易税率表（第八条の五関係）

品名	税率	第二欄の物品の関税の税率別表の番号
アルコール飲料		
(1) ウイスキー（バーボンウイスキーを除く。）		第二二・〇九号の一
A 一リットルの課税価格が三、〇〇〇円を超えるもの	一リットルにつき一〇、〇〇〇円	
B 一リットルの課税価格が一、二〇〇円を超え、三、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき四、一〇〇円	
C 一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、二〇〇円以下のもの	一リットルにつき三、二〇〇円	
D その他のもの	一リットルにつき一、七〇〇円	

(2) パーボンウイスキー		
A	一リットルの課税価格が七五〇円を超えるもの	一リットルにつき二、九〇〇円
B	その他のもの	一リットルにつき一、五〇〇円
(3) ブランデー(コニャックを含む。)		
A	一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円を超えるもの	一リットルにつき三、二〇〇円
B	一リットルの課税価格が七、〇〇〇円を超える一〇、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき二、六〇〇円
C	一リットルの課税価格が五、〇〇〇円を超える七、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき一、四〇〇円
D	一リットルの課税価格が二、八〇〇円を超える五、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき一、〇、三〇〇円
E	一リットルの課税価格が一、五〇〇円を超える二、八〇〇円以下のもの	一リットルにつき五、八〇〇円
F	一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、	

第三・〇九号の一の

第三・〇九号の一の

五〇〇円以下のもの		
G	その他のもの	一リットルにつき四、三〇〇円
A	シャンパンその他のスパークリングワイン	一リットルにつき九〇〇円
B	ぶどう酒(ベルモットを含む。)	一リットルにつき六〇〇円
C	ジン、ラム、ウォッカ又はリキュール	一リットルにつき八〇〇円
D	ビール	一リットルにつき一六九円

注 第二欄に掲げる物品は、第四欄の関税率法別表の番号に該当する物品に限るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 第一条中関税率法別表の付表の改正規定(同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定(同表の第二欄の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。)
- 酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)第一条中酒税法第二十二條の改正規定が施行されることとなる日
- 第二条中関税暫定措置法第二条に一項を加える改正規定、同法第七条の五第一項の改正規定(別表第一の三)を別表第一の四に改める部分に限る。、同法第八条の二第一項第三号の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の六の改正規定及び同法別表第一の三を同法別表第一の四とし、同法別表第一の二の次に一表を加える改正規定 この法律の公布の日
- 第二条中関税暫定措置法第七条第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。、同法第七条第

四項及び第七條の二第一項の改正規定、同法第七條の三第一項の改正規定（第二号に係る部分に限る。）、同法第七條の三第三項の改正規定、同法第八條第一項の改正規定並びに同法別表第一第二七・〇九号の改正規定（同号の(2)に係る部分に限る。）、及び同法別表第一第二七・一〇号の改正規定（同号の(1)のAの(1)及び(2)の(iii)、同号の(1)のBの(1)及び(2)の(i)並びに同号の(1)のCの(1)及び(2)の(i)に係る部分に限る。）、石油税法（昭和五十三年法律第 号）の施行により保税地域から引き取られる原油並びに重油及び粗油について石油税が課されることとなる日（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

第二条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税定率法（以下この項において「新定率法」という。）別表の付表第一号の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、四〇〇円と、同号の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三九円として、新定率法第三条の二の規定を適用する。

2 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税暫定措置法（以下「新暫定法」という。）別表第五の第二欄の(1)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(3)のGに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三七円として、新暫定法第八条の五の規定を適用する。

第三条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第三号に掲げる日の前日までの間においては、新暫定法別表第一第二七・〇九号中「五三〇円」とあるのは「六四〇円」と、新暫定法第七條第一項第一号又は第七條の三第一項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新暫定法第二條第一項又は第七條第一項第一号若しくは第七條の三第一項第一号の規定を適用する。

（特定の期間における新暫定法別表第一の第三二・一〇二号等に掲げる物品の品名の欄等の適用関係）

第四条 この法律の公布の日から昭和五十三年三月三十一日までの間においては、新暫定法別表第一の第三二・一〇二号、第二八・二八号、第三三・〇六号、第四八・〇一五号、第八五・一一号及び第八五・二二号の品名の欄は次の表の当該各号の品名の欄と、同表第八四・五二号（同号の二に係る部分に限る。）はないものとして、新暫定法第二條第五項の規定を適用する。

関税定率法別表の番号	品名
二二・一〇二	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品
	二 その他のもの
	(一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち
	インスタントコーヒー
二八・二八	ヒドラジン、ヒドロキシアルミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
	五 その他のもののうち

三三・〇六

酸化ベリリウム

調製香料及び化粧品類

一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの

二 おしろい

三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品

五 その他のもの

(一) その他のもの

機械すきの紙及び板紙（セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）

二 印刷用紙、筆記用紙及び図面用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）

(一) その他のもの

五 その他のもの

(一) 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）

(一) その他のもの

蒸気原動機（ボイラー付きのものを除く。）

一 蒸気タービン及びその部分品

(一) 蒸気タービンのうち

出力（クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力）が四〇万キロワット以上のもの

(二) 部分品

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気溶接機器、電気ろう付け機器、電気はんだ付け機器及びこれらに類する切断用電気機器

二 電気溶接機器及びその部分品のうち

数値制御式の機器

三 その他のもののうち

数値制御式の機器

三 その他のもののうち

数値制御式の機器

熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス

二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち

発光ダイオード（実装したものに限る。）

三 その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項、第七条の三第一項若しくは第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・一〇号の一の例に掲げる物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第二項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる日から三月以内(新暫定法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者が関税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十二号)附則第四項に規定する同法による改正前の関税暫定措置法第七条の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には四月以内)に新暫定法第七条第四項、第七条の二第二項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「五百三十円」とあるのは、「六百二十円」として、これらの規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正)

第七条 石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額」を削る。

附則中第十七項を第十八項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。

14 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)による改正前の関税定率法第十九条第五項に規定する燃料(第四条に規定する原油及び重油等に該当するものに限る。)について関税定率法第十九条第一項の規定により払い戻すべき金額がある年度における第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

第二号中正誤

ベ 段 行 誤
モ ニ ヌ な が ます
モ 一 二 が 患者、
正
な が め ます
か 患者